

「正法輪」における

仏骨奉迎の記事について(下)

川口 高風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあった仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行員を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとったり、宗門の公用金を流用したことから罷免されて投獄されたり悲惨な結末であった。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行員らの報告書をみると失敗であったとか、事件であったとか、贅沢三昧の奉迎であったとか良いことは述べられていない。

そこで、当時の各宗の事情や意見などをながめ、各宗のといった対応を明らかにするため、各宗の機関誌から関連記事を取り出して考察してみたい。本稿では臨済宗妙心寺派の機関誌である「正

法輪」からみてみよう。

「正法輪」は、初め京都府の山城国葛野郡花園村大字花園第三十八戸の慧照院内の正法輪発行所より発行された。後に京都府葛野郡花園村大字花園七十一番戸第一号の龍泉庵内に発行所がかわり、内容は普説、論説、雑録、史伝、投書、雑報、公報、広告などに細目されている。仏骨関係の記事は明治三十三年四月十五日発行の第一〇一号に掲載された「仏骨奉迎の議」に始まり、明治四十二年十一月十二日発行の第二六八号の織田恵秀の書翰である「仏骨の発見」にわたっている。

妙心寺派にとって仏骨奉迎は、「妙心寺事件」といわれる程大揺れに揺れた事件であった。その訳は、仏教各宗派が協同団結して仏骨を奉迎し頭揚するため日本大菩提会なるものを結成したが、大菩提会は負債のために紛擾し、銀行から十万円を借入れて抵当として御遺形（仏骨）及びその付属品一切を差入れた。その事に憤慨した妙心寺派議事（現・宗務総長）の前田誠節は、御遺形は宝物で宗派の管長といえども私有視してはならないといって策を講じたが解決できないため、ついに独断で妙心寺の寺班元金や保存金を流用した。しかし、大菩提会は返済ができず、そのためこのことが妙心寺で明るみになってしまった。妙心寺として当然許されることではなかったが、明治三十七年九月九日に時の管長関実叢は常置委員会を開き、前田誠節や財務執事の積等顧らを罷免し、前田は京都地方裁判所に告訴されて有罪の判決を受け投獄された。（明治三十七年十一月二十五日発行 第二〇八号、十

二月十二日発行 第二〇九号)

その後、明治三十八年三月二十二日に保釈され謹慎した後、美濃伊自良の東光寺の末庵正伝寺に隠棲し大正九年九月二十五日に示寂している。⁽¹⁾このように仏骨奉迎は、妙心寺派にとって痛手を
得る結果となつてしまつたのである。なお、本資料による詳細な
考察は別稿で発表する予定である。

注

- (1) 「妙心寺事件」については「正法輪」該当号と荻須純道「補妙心寺史」(川上孤山『補妙心寺史』昭和五十九年六月 思文閣出版) 七九六頁、竹貫元勝「前田誠節」(平成元年二月 「日本仏教史学会」第二十三号)、「明治の『正法輪』より(46)」(平成十六年十一月 「正法輪」第五十四巻第十一号) などによつた。

凡例

- 一、本稿は(下)として、明治三十五年十月十日発行の第一五八号より同四十二年十一月十二日発行の第二六八号までの「正法輪」に掲載されている仏骨奉迎関係の記事を採録した。
- 一、翻刻にあたり仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。なお、明らかな誤植は訂正した。

教界彙聞〔明治35年10月10日 第一五八号〕

● 近来 諸新聞紙は江湖記事の目覚ましきものなきか、国内過半の新聞紙は、筆を揃へて、東本願寺の負債問題より続出せし紛擾事件と、覚王殿建設土地選定問題に関する記事を、細大漏さず記せり。是れ全く其問題の教界事として、社会に影響するものなる為めならん。本誌又其近状を紹介せば、

● 覚王殿建設地再調査委員会 は前号所報の如く、最初建仁寺中に事務所を設けたるが、都合に依り寺町浄教寺へ移し、着々調査を遂げたるが、其間に暹羅国皇太子殿下、来る十二月御来朝に付、外務省政務局長より、覚王殿土地調査委員会宛照会ありたるに付、同委員会は、本月二日よりの各宗派会案内状に之を添へて發送したりと。其全文左の如し。

拝啓。来る十二月、暹羅国皇太子殿下御来朝可被遊に付ては、先年同国々王陛下より、御贈与に相成候。积尊御遺形は、速に各宗管長各座下に於て、適當の地所御選定の上、御奉安相成、同陛下に対し満足を与へられ候様希望致候。此段得貴意候。敬具

九月十六日 外務省 山座政務局長

仏教各宗派管長委員御中

● 菩提会理事長の辞職 大菩提会理事中村勝契師（天台宗）は、名古屋派の為に運動中なりしが、昨日突然任務に堪へ難しとて、辞表を提出したり。後任は一兩日中に任命ある筈。

● 管長宗派会議 各宗派管長及各宗派重役合同臨時会は、弥本

月二日午前より、建仁寺方丈に開会のこと、なりたるが、其模様は、玄関には傍聴謝絶と大書せり。玄関よりの昇降は、議員以外の者に許さず。受附に於て到着届の際、抽籤を以て議席を定む。而して、正午までに参着せし管長は三名、管長代理廿二名、委員三十六名、合計六十一名にて、即ち左の如し。

管長及代理者 真言宗聯合長者、長宥匡○大徳寺派管長、菅

広州○真言律宗管長西大寺長老、佐伯泓澄○南禅寺派管長代、

大沢協州○木辺派管長代、足利義蔵○東福寺派管長代理、林泰

嶺○黄檗宗管長代理、鈴木惠眼○法相宗管長代理、松田元学○

相国寺派管長代理、大江宗秀○仏光寺派管長代理、奥博愛○天

台座主代理、石堂晃純○大谷派管長代理、井沢勝詮○妙心寺派

管長代理、前田誠節○建仁寺派管長代理、後藤文宸○日蓮宗管

長代理、河合日辰○融通念仏宗管長代理、橋恭教○三門徒派管

長代理、香川晃月○華嚴宗管長代理、筒井寛聖○建長寺派管長

代理、柴崎維船○西山派管長代理、加恭観海○曹洞宗管長代

理、日置嘿仙○高田管長代理、大西靈純○時宗管長代理、足利

灌柔○興正寺管長代理、三原俊栄○円覚寺派管長代理、武田達

磨

各宗派委員 大谷派、一柳智成、白尾義夫、木曾琢磨○西山

派、靈群諦全、長谷川觀石○真言宗、土宜法竜、小川光義、滝

見常○真盛派、加藤映空○華嚴宗、雲井春海○妙心寺派、永井

智嶺、青山宗完○山元派、藤堂智順○曹洞宗、弘津説三、有沢

香庵、同、鈴木雄峰、平野大仙○天台宗、赤松円純、伊達亮

真、木村観順○真言律宗、植村悟童○時宗、河野良心○相国寺派、上島恵材○誠照寺派、幡智吼○融通念仏宗、清原賢静○法相宗、千早正朝○建仁寺派、瑞岳惟陶○建長寺、糸井達巖○日蓮宗、浅井日通、津田日厚○大徳寺派、小堀宗長○黄檗宗、進藤祖梁○東福寺派、宮崎願海○南禅寺派、小林道渊○円覚寺派、秋山正憐○興正寺派、下間運明

午後に到り、三門徒派管長代理、林得応師、大谷派委員として蕪城賢順、木曾琢磨、妙心寺派の委員として木宮恵満の出席あり。総て六十五名の出席となり、午後一時三十分一同着席し、長宥匡師仮議長と為るや、村田菩提会長の挨拶あり。夫より正副議長の選挙を行ひしに、議長は、

三十七票 當選 長 宥匡
 二十三票 次点 井沢勝詮
 副議長は

六十二票 當選 日置黙仙
 一票 次点 前田誠節
 と決し、夫より予て、去月十三日より開きし調査委員会の九名の委員は、調査の結果を報告せり。其報告は両地の優劣を発言せず、只調査の結果を報告するに止めたる左の報告書を各議員に配附し、散会を告げしは、午後三時五分なりし。

京都市附近覚王殿建設地候補地表

京都市吉田町神楽岡	六町五反四畝十九歩	寄附	日吉全識
愛宕郡松ヶ崎村	二万坪	同上	山崎直次郎 外二名
山科村日岡	十八反四畝歩	代価一万五千元 内金参千円寄附	松井常三郎

外に京都市有志者総代、片山正中氏外六名より、覚王殿建設京都市に決定の上は、何れの地たりとも撰択に應ずべき旨申出たり。

其他、

吉田町神楽岡	吉田神社地一万八千坪官有地二万坪	地下又は永代借地として寄附せんとの申出	吉田地方有志者
今熊野町山	六町歩	接続の地は協議の上寄附	谷村治三郎 外三名
浄土寺町橋	同上	寄附	田中安三郎 外一名
同上	四万五千坪	接続の土地は協議の上寄附	藤田三左衛門 外一名

以上参考として添附す。

京都市に於て出金する契約書写（九月三十日付森田長次郎氏

調査委員宛)

契約書

今般、日本大菩提会本部に対し、京都室町通三条下る、森田武兵衛并に拙者と、左の条項を契約履行するものとす。

第一 御遺形奉安地を京都に設定せられたる上は、森田武兵衛及拙者は、下記の金額を出金する事。
一金式拾万円也。

第二 前項金円は、現今日本大菩提会本部の負担たる債務償却の為め、奉安地決定後三十日以内に内金拾参万円、残額金七万円は、大菩提会事業費の中へ、同会本部の指示せらるゝ期限内に差出すべきものとす。

第三 右支出したる金式拾万円は、奉安地決定の日より向満三ヶ年間に、京都有志者と拙者等と協定し、京都市に於て会員を募集し、其贖金を以て之に充當すべし。若し此贖金該金額に満たざることあるときは、其差金は森田武兵衛并拙者に於て、日本大菩提会本部へ寄贈するものとす。

右為、後日契約致候処、相違無之依て、證書差入候也。
(以下参考書)

誓約證 (九月廿九日付石川県吉本栄次外四名より調査委員宛)

今般、覚王殿京都市に建設に付、我石川県より、会金拾六万円を募集し、向ふ二ヶ年を以て上納可致、万一会金募集上納方遅延候時は、拙者共引受け、該金額寄納可致候。依て此段誓約致候事、如件。

誓約證 (富山県五十嵐政雄外三名より調査委員宛)

今般、覚王殿京都市に建設に付、我富山県より、会金拾五万円を募集し、向ふ二ヶ年を以て上納可致候。万一会金集納方に遅延候時は、拙者共引受け、該金額寄納可致候。依て此段誓約致候事、如件。

名古屋市に於て出金する契約書 (吉田緑在外二名より調査委員宛)

今回、御遺形奉安地比較調査委員来名の上、土地踏査及地実力調査に付、調査委員と期成同盟会員と会見し、契約すること左の如し。

一 御遺形奉安地を名古屋市附近に決定の上は、其敷地に充つべき地所は、別紙図面及調査内適當なる土地を献納すること。

一 本年七月十三日、土地選定委員出張の上、名古屋商業会議所に於て確答したる、御遺形奉迎費用及覚王殿建設の為め、勸募事業に消費したる負債金額、并に今後の土木建設費其他の事業費、金額五拾万円は、愛知県に於て負担すべきは勿論の次第に候。若し県下に於て、此負担額の募集を円満すること能はざる場合は、吾々に於て責任を負ひ、無相違処理すべきこと。

一 第一項土地献納、并に第二項の負担金額納円期限は、各宗派管長親下、又は其代表諸氏の指揮に従ひ処理すること。

名古屋市附近覚王殿建設敷地候補地表 (吉田緑在氏より調査委員宛)

愛知郡千種村字古井田代村字丸山第一献納地	十	万	坪
同郡御器所村字石仏第二献納地	五	万	坪
同村字石仏山下第三献納地	十	万	坪

同郡広路村字妙見山第四献納地 十四万坪

同郡弥富村字裏山第五献納地 九十九町步余

同村字天道山第六献納地 十 万 坪

同郡御器所村字北山前第七献納地 十 万 坪

同郡田代村字末森植田林第八献納地 十 万 坪

同村字末森月見坂第九献納地 十 万 坪

同村字末森蝮池第十献納地 十 万 坪

春日井郡小幡村字小幡厚第十一献納地 二十七町步余

御遺形奉安地選定期成同盟会総代

(参考)

前記寄附地の外、奉安地を名古屋市附近に決定せらるゝ以上は、各宗派の企望に従ひ、名古屋市期成同盟会より適當の地所を買収し、寄附する旨申出あり。

名古屋附近に覚王殿建設相成度旨、各府県より建議し、来るもの百万人以上に及びり。

(以下参考書)

寄 附 願 (本多顕赫外七名より調査委員宛)

一 土工人夫 十 万 人 也。

右者、

「積尊御遺形奉安地、名古屋市附近に御決定の上は、愛知郡千種町、并に田代村外各村有志聯合し、熱誠の余り寄附願出候条頃下、選定期比較調査委員会の御開議中に付、比較の材料中へ御加へ下され度、事実證明の爲め期成同盟会へ差出し候。願書相添へ

此段請願候也。

寄 附 願 (小塚鍋三郎外四名より名古屋期成同盟会)

一 土木人夫 十 万 人

「積尊御遺形奉安地、名古屋東部へ選定期成候節は、愛知郡千種町、全郡田代村御器所、鍋屋上野村、高社村の六ヶ町有志者より寄附致度候に付、其筋へ御報告被成下度、此段願上候也。

三日の同会は、午前十一時開会。出席者五十八名にして、京都派の委員中前田誠節、上島恵材の二師、大徳寺派管長、菅広洲師を初め、臨濟委員、高田派管長代理、大西靈瑞師欠席し、融通念仏

宗管長、清涼得善師新に出席せり。副議長日置黙仙師、議長席に就き、土宜委員は登壇書記をして、調査報告書を朗読せしめ、京都派の出願なる神楽岡、松ヶ崎、日の岡の三ヶ所調査の模様、市有志者片山氏以下数名より申出の寄附は、覚書の如きものにて、

京都に於て決定の上は吉田、松ヶ崎に止まらず市内又は市附近にて、何れの地なりとも撰択すべしとあるに付、此点に付き特に交渉せし事、森田武兵衛氏の實力調査の模様、石川県の拾五万円、富山県の拾五万円の寄附申出に付ては、記名の人々の實力を調査せざりし事等述べ、夫より名古屋派の分に移り、去る七月名古屋に於て、参考として候補地を調査せしこと、去る十五日より、九名の委員出張調査の模様、及び出願十一ヶ所中五万坪と云ふ場所は随分適當なること、五十万円寄附に対する實力調査の模様を述べ、併せて委員としては両者の優劣を述べずとて壇を下りしは、午後一時なりし。又同一時五十分引続き開会(午前に欠席せし前

田誠節、瑞岳惟陶、上島恵材三師出席)したるに、六十番(津田日厚)は菩提会と覚王殿の関係如何に付、種々番外と論じたる末、左の建議を提出したり

第一 御遺形奉安地決定の上は、其日より三年間を期して竣工せしむる事。

第二 御遺形奉安地決定の日より二年以内に、寄附金の納附を終了せしむる事。

第三 御遺形奉安地決定の上は、第一第二各項実行の責任を比較調査委員会に負はしめ、且大菩提会負債金額を五十日以内に返却せしむる事。

於是六十八番(蕪城賢順)は、自分も六十番と同感なり、且菩提会と覚王殿との関係を明らかに説示されたしと請求し、五十六番(瑞岳惟陶)は、菩提会の関係が明かならざる為め、六十番の説も出るなりと述べ、四十番(弘津説三)は、各宗派間に何か面白からぬ感情ありて、互に意思の疏通せざる如く思はる。依て各宗派より九名の委員を選出して、是を調査せしめ、菩提会との関係を明かにせん為め、同会に交渉せしめんと望み賛成あり。而して、交渉日限は四日中とし、五日は日曜なれども引続き議事を継続されたしと述べ、五番(大沢協州)は、比重大問題は僅々一日間に遂ぐべきにあらず。五日中とすべしと述べ、之れにも賛成ありしが、終に六十八番説の可成一日間とし、已を得ざれば二日に渡るも可なりと云ふに決し、夫れより九名の委員は、明朝までに各宗派に於て選出し、議長に届出ることとし、退散せしは午後四

時三十分なりし。九名の委員選出方は左の如し。

天台宗真盛派、寺門派	一名	真言宗	一名
妙心寺派	一名	臨濟宗黄檗宗	一名
曹洞宗	一名	日蓮宗	一名
大谷派	一名	真宗各派	一名
西山派時宗奈良三山	一名		

而して九名の委員会は、四日建仁寺に開くこととせり(已下次号)。

各宗派会本派出席員〔明治35年10月25日 第一五九号〕

本月二日より、建仁寺方丈に開かれたる、覚王殿建築地選定に関する各宗派会議へ、管長大禪師代理として前田議事、本派委員として木宮執事、永井執事、地方総代の意味にて之に青山宗完師を加へ、都合三名の委員出席せり。

各宗派管長会〔明治35年10月25日 第一五九号〕

前号委員十八名は、段々審査意思疏通を計りたる結果、去る九日より引続き開会し、十二日午後、覚王殿問題も無理矢理に名古屋と決定せり。今其大要を摘まめば、九日は午後二時半開会、出席議員六十三名にて、議長長師登壇後、五十二番瑞岳師の議に依り、本会を開かずして協議会を開き、菩提会改正案を協議せしに、十七番前田師は、先頭第一に三十三年六月各宗派管長の制定せし現行会則と改正会則と比較せば、大体の目的とすべき御遺形

奉安の覚王殿建設に附帯して、永く宏恩を仰がんが為め、慈恵院
 仏教大学を建つるの項を削られしは如何、との質問あり。其他委
 員と数回の問答ありしが、遂に卅八番青山宗完師の説に依り散會
 せり。于時午後四時半過ぎなりき。十日は十八名の委員、前日来
 會則改正案に就き疏通協議を為したるに、十時半頃漸く協議纏
 り、十一時より開會前日に引続き、協議會にて改正案を議する
 に、一読會省略二読會に移り、改正案の目的に就て、二十九番三
 原師の修正説出でたり。

第二条 本會は、積尊の御遺形を奉安護持する為め、覚王殿を
 建築するを目的とし、仏徳を顕揚し、国民の道義を涵養する
 を以て目的とす。

又、六十番津田日厚師も修正説を出し、議論百出時に正午を經過
 せしゆゑ休憩し、午後一時再開。引続き議せしに、三原師の説に
 賛成するもの続々ありて、遂に採決の結果満場大多数を以て修正
 説を可決し、夫より逐条審議せしに、第三読會を省略して草案通
 可決せられ、午後二時一先休憩、午後三時三十分開會本會に立戻
 り、京都有志者の稟請書を書記朗読し、次に左の原案を配布し、
 前日来交渉の結果、覚王殿問題を議する前に此案を決せられよ
 と、番外土宜法竜師は述べ、二三質問ありたるが、此れ又意思の
 疏通充分ならざるものあるが如き言議ありしを以て、遂に何の纏
 まるなく、明日を期して散會せり。時恰も四時三十分過ぎなり
 き。

報 告

一、覚王殿建築事業は、日本大菩提會に於て之を挙行すること
 を承認す。但し大菩提會は財団法人と為すことを得。

二、日本大菩提會の會則を修正し、其組織を改善せしむること。

三、御遺形奉安地決定の上は、其日より滿三ヶ年を期し、覚王
 殿建築工事を竣成せしむること。

四、奉安地決定の上は、其日より滿二ヶ年に會員及寄附金募集
 を完了すること。

五、奉安地決定の上は、奉安地比較調査委員に対し、契約を為
 せし責任者より、大菩提會の負債金額拾參万六千〇參拾九円
 八拾式錢八厘を、決定の日より五十日以内に仕払はしむること。

六、御遺形及大菩提會は、決定したる奉安地に奉遷、及移転す
 ること。

十一日午後二時三十分に至り漸く開會、出席六十六名、議長に日
 置黙仙師、番外に弘津説三師着席、議長は奥博愛、竹田達広、三
 原俊榮、土宜法竜、日置黙仙の五名より、左の要旨の建議ありた
 る旨を報告したり。

明年一月、英国皇帝陛下戴冠式祝賀會を印度に於て開かるゝ由
 なるが、積尊御遺形は、元印度に於て発見せられし縁故あり。
 猶日英同盟の今日なるを以て、我仏教者を代表し、各宗派管長
 猊下より、賀表奉呈相成るやう冀望す。

満場一致之を賛成し、議長より五名の管長を指名し、賀表を立案

せしむること、し、夫より覚王殿建設後の設備に關し、十八名の委員が調査したる前六項の一読会省略、直に議案として第二読会に移り、第一項覚王殿建築事業は、大日本菩提会に於て是れを挙行す。但し財団法人と為すを得と云ふに於て、財団法人を削除せよとの説ありしも原案に可決し、第三項建築三ヶ年に竣工せしむること、第四項の寄附金を満二年に完了せしむる事に付ては、果して其の年限内に於て為し遂ぐるを得べしやと、質問中々多く、全部廃棄説も起りしも、原案維持者（即ち名古屋派なり）多く第四項の寄附金募集云々の文字を、会員及び寄附金の募集と修正して可決し、之にて暫時休憩、四時三十分更に開會、三原俊榮師番外席に就き、第五項菩提会負債は決定の日より五十日以内と云ふ項に付、又々削除説ありしも原案に決し、第六項に付三原師（番外）は、議員の資格にて左の如く修正せんと提議したり。

御遺形及大菩提会は、決定したる奉安地に奉遷及移転すること
は、大菩提会の同意を経て執行すること。

数名の賛成ありしも、四十番（弘津説三師）は之れに反対し、議長採決せしに、修正説二十七名、原案説三十七名にて原案説可決し、引続き第三読会を開き、異議なく二読会通り可決し、五時三十分散會したり。

十二日午前十時三十分開會、出席議員四十二名、日置黙仙師議長席に、弘津説三師番外席に着き、議長は、本日は本議会を開き、大菩提会々則修正案第二読会を開く旨を宣告し、番外より同案第六条に理事十二人とあるを六人に修正し、同第七条第三項、部長

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（下）

はの下「理事の中に就き」の七字を削り、「各宗派より選出し」の八字を加ふること、せんと述、異議なく之を可決し、第六章の議の項中に、會監会の三字を加へんとの説出でしが、原案に決し、第十一条の各宗派会は、同盟各宗派云々とある同盟の文字を削り、非同盟宗派に同盟を交渉するに努めんとの説起り、反対説もありしが、結局同盟の二字を削ることとなり、其他異議なく第二読会を終り、引続き第三読会を開き、確定決議と為したり。此時正午なりしを以て休憩せしが、之より先き、京都派は其形勢の非なるより、京都建仁寺山内久昌院に於て、臨濟各派の密会を開き、正伝院には真宗各派（大谷派と木辺派とを除く）の密会を開き、土地撰定問題は、記名投票とせんと名古屋派に交渉し、名古屋派は、記名は後年に怨を遺す基なりとて之を容れず。交渉は終に破裂したり。此に於て午前十一時三十分頃、臨濟各派議員より議長へ左の如き欠席届書を差出したり。

欠 席 届

京都臨濟宗各派及黄檗宗は、釈尊御遺形奉安地は京都に決定し、覚王殿建築あらんことを熱望する者なり。爾るに當各宗派開會の始より、京都名古屋両地に就き奉安地決定設定せられんことを競望し、議場の内外を問はず、醜聞怪説百端輩出し、苟も緇衣法袍の者として聞くに堪へざらしむるもの多し。今や議事日程は、奉安地決定の件に進みたり。議場に列伍して、其の何れかに決せらるゝ可否数に關与するを潔よしとせず。依て平生の定見を發表し、議場に欠席す。

明治卅五年十月十二日

南禅寺派管長代理	大沢協州	東福寺派管長代理	後藤北溟
大徳寺派管長代理	小堀宗長	建仁寺派管長代理	後藤文宸
天竜寺派管長代理	北条周篤	黄檗宗管長代理	真神浄遠
妙心寺派管長代理	前田誠節	相国寺派管長代理	大江宗秀
相国寺派委員	上島恵材	建仁寺派委員	瑞岳惟陶
天竜寺派委員	浅井原道	黄檗宗委員	後藤東容
大徳寺派委員	木田掌林	東福寺派委員	片岡義文
妙心寺派委員	木宮恵満	妙心寺派委員	青山宗完
同	永井智嶺		
各宗派會議長	長 宥 匡殿		

右の如く、十数名の欠席を見るに至りたり。

午後一時十分再び開会。出席四十七名。番外には土宜法竜師着席し、議長は去る二日の本会に於て、各員に配附し置きたる第一号京都候補地、第二号名古屋候補地に付、調査委員の報告案を附議せんと宣告するや、六十番（津田日厚師）は議事日程の変更を求め、左の意味の緊急動議を提出したり。

御遺形奉安地、及覚王殿建設に関する一切の権限を二三大宗派に委任する事。

津田師は、右の如くせば、宗派の円満を保ち、冗費を省くの利益を見るに至ると述べ、議長之を採決せしに、十一名の少数にて否決せられたり。津田師は、是に於て宗派会の腐敗を罵り、蹶然起つて退場したり。而して之に引続き、左の諸氏退場したり。

誠照寺派管長代理 稲田晃盛 仏光寺派管長代理 奥 博愛
興正寺派管長代理 三原俊栄 三門徒派委員 香川晃月
山元派委員 藤堂智順 三門徒派管長代理 林 得善
誠照寺派委員 幡 智吼 興正寺派委員 下間運明

四十番（弘津説三師）は、既に交渉に交渉を尽しあるに、猶斯の如く中途にして席を起ち去り、又は欠席を為が如きは頗る不徳義なり。議事はドシ／＼進行すべしと述べ、六十八番（蕪城賢順師）之に賛成し、無記名投票を以て採決することゝ為り、三時開票を為したるに、投票総数三十八にして、名古屋の三十七票に對し、京都は一票にて、大多数を以て名古屋に決定し、会議は茲に終了したり。京都派の一票は融通念仏宗管長、清原亮善師の投票なる由にて、名古屋に投票せしは、左の三十七名なりし。

真言宗長者長宥匡○真言律宗管長西大寺長老佐伯泓澄○天台宗管長代理石堂晃純○天台宗真盛派管長代理小泉智運○真宗木辺派管長代理足利義蔵○法相宗管長代理松田弘学○大谷派管長代理井沢勝詮○曹洞宗管長代理日置黙仙○華嚴宗管長代理筒井寛理○建長寺派管長代理柴崎雅船○西山派管長代理加藤観海○時宗管長代理足利灌柔○円覚寺管長代理武田達応○大谷派委員一柳智成○西山派委員靈群諦全○真言宗委員小川光義○天台宗真盛派委員加藤映空○華嚴宗委員雲井春海○曹洞宗委員鈴木雄峰○同弘津説三○天台宗委員伊達亮真○大谷派委員白尾義夫○真言律宗委員植村悟竜○時宗委員河野良心○真言宗委員土宜法竜○曹洞宗委員平野大仙○融通念仏宗委員清原賢静○法相宗委員

千早正朝○建長寺派委員糸井達岩○真言宗委員滝見常○天台宗委員赤松円麟○円覚寺派委員細川義典○曹洞宗派員有沢香庵○西山派委員小松竜真○天台宗委員木村観順○大谷派委員蕪城賢順○大谷派委員木曾琢磨

●村田大菩提会長 は、本月十九日、出雲地方へ教用を帯びて派出せられたりと云ふ。

●覚王殿問題 は、前項議事摘要に於けるが如く、一先落着を告げたる筈なれど、其後の景勢益々穩かならざるの報あり。次号に其真相を紹介せん。

大菩提会々々議〔明治35年11月10日 第一六〇号〕

前号本誌が齎したる議事摘要は、別に大菩提会と関係なきものにて、本月五日を期し、更に大菩提会々々則の下に会監会、及び各宗派会合せて開会し、左の諸件を議決せりと。

一、本年十月各宗派会議に於て決定したる大菩提会の改正会則を承認する事。

一、正副会長の辞任を認容し、更に改選の上三日間内に新旧事務の引継を為す事。

一、釈尊御遺形は、十一月十五日名古屋市中に奉遷する事。

一、御遺形奉遷に関する諸般の事務は、大菩提会新役員に於て担任する事。

一、大菩提会本部は、諸般の事務を整頓し、御遺形奉遷と共に名古屋市に移転する事。

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

一、各宗派に於て門末一般に、本年十一月十五日付を以て、大菩提会事業を翼賛すべき旨諭達を發する事。

一、御遺形奉送迎は、各宗派管長以下各宗派當路者は、挙て之に従事する事。

而して是等を議決の上、直に会長村田寂順師、副会長前田誠節師は、何れも解任となり、新に同会議場に於て、新規則の下に、會長として大谷光演師、副會長として日置黙仙師を推戴すること、為し、其他の諸役員は、不日各宗派より推選することに決議せりと。

●宗教法案會議 同會議が開かるゝことは、度々報道せらるゝ、処なるが、そは本月五日妙法院に開会せられたる会監会に因み、閉会後休憩室に於て協議会を開き、之を以て法案に関する宗派会と為し、左の數件を議定せしよし。

一、宗教法制定に関し政府と交渉する為め、全権委員を選挙する事。

二、委員は現今制定の宗教法草案に抛り交渉すること。

三、宗教法案に係る委員は五名とし、従来の七名の委員中より申合せて出づること。

●覚王殿問題の真相 同問題に関しては、予て本誌は細大漏らさず報道せしことなるが、今回同問題が決定せし後、尚世間の批評一定せず。紛擾を來したるが如く言ひ立つるは、全く誤聞に誤聞を重ねたるものにして、同問題は今回、即ち本月五日会監会、及各宗派会の模様によれば、先に建仁寺會議に於て決定せし名古屋

屋建設とは、一の局外者が決定せし様のものにて、従て大菩提会には関係なく、弥々の決定は、本月五日の同会議を以て決了せしものなりと。

暹羅政府日本人を聘す〔明治35年11月10日 第一六〇号〕

暹羅政府は、法制顧問として、我国の法学者中より一名招聘する事に決し、稲垣公使の手を経て招聘方を我国へ照会し来り。政府は、京都及東京大学法学教授中に就き、交渉する処ありしも、種々の事情ありて決定せざりし処、右は愈々大阪控訴院勅任検事、香阪駒太郎氏其聘に應ずる事となり、年俸は六千円に略決定したる由。

公報〔明治35年11月25日 第一六一号〕

告示

本派一般寺院

覚王殿建設地ハ、這回尾張国名古屋市ト決定シ、 釈尊御遺形ハ、本月十五日ヲ以テ、同市万松寺内仮奉安所へ御遷座相成タリ。日本大菩提会本部ハ、不日覚王殿ノ建築ニ着手セラルヘクニ付、去ル三十三年七月告示ノ趣旨ヲ体シ、縑素一般各其分ニ応シ、此際奮テ報恩謝徳ノ誠衷ヲ表スヘシ。

明治三十五年十一月二十五日

妙心寺派 教務 本所

前田議事〔明治35年11月25日 第一六一号〕

同議事は、明治三十三年、我国仏教者が釈尊御遺形を暹羅国より奉迎の砌り、奉迎使となりて渡暹せられ、其後京都に日本大菩提会の発会あるや、同会副会長となられ、一意専心に、朝は本派教務本所の事務を統覧し、午後は大菩提会に於て其責を尽し、此二年間は非常の斡旋なりしが、其功空しからず。去る五日大菩提会の会監、及各宗派会の決議に依り、世上を騒がせし覚王殿問題も一先落着し、従て大菩提会も移転せしを以て、同日会議に辞職の承認を求められ、去る十日より十四日迄事務引続を為し、十五日御遺形を名古屋へ奉送の後は、従來の關係絶えたりと。而して猶ほ、宗教法案の件は、制定に成る迄關係ありて、今回は改めて、各宗派の全権を委任せられたるもの、由。

感謝状〔明治35年11月25日 第一六一号〕

今回、前田誠節大菩提会副会長長辞任に対し、彼会監会及各宗派会議長、華園沢称師の名義を以て、左の感謝状到着せりと。

感 謝 状

明治三十四年二月、仏教各宗派ハ、特ニ座下ヲ選ンデ、日本大菩提会副会長トナシ、爾來星霜ヲ経ルノ間、張弛其宜シキヲ制シ、会務日ヲ逐フテ進運ノ域ニ向ヒシコト、是レ偏ヘニ座下苦心慘憺ノ結果ニ外ナラスト信ス。今回辞任ヲ請ハル、蓋シ止ムヲ得サルナリ。依テ沢称同盟各宗派ヲ代表シ、敢テ其功勞ヲ感謝ス。

日本大菩提会々監会及各宗派会

議長 華園沢称

前田 誠節 殿

而して、同師は左の礼状を送られたる由。

謹啓

各宗派は、爰に狃下に依り、御鄭重なる感謝書を賜り、欽で領掌教候。不肖副会長當任中何等の功績なく、始終各会監方の尊慮相煩はし申上候段、慚愧至極に存候。此旨宜しく御披露願上候、恐頓首。

明治三十五年十一月六日

前田 誠節

会監会及各宗派会議長華園沢称殿

御遺形奉遷 (明治35年11月25日 第一六一号)

予て本誌既報の如く、御遺形問題は、本月五日の会監会及各宗派会を以て一段落を告げ、議決の如く去る十四日御奉遷法要を修し、同十五日午前六時三十分、妙法院の唐門を出で、七条通を建仁寺町に五条へ巡り、烏丸通を経て七条停車場に出でた御遺形宝輿は、特に名古屋より来りたる三十余名の輿丁奉舁し、参列僧侶は其宗派の正服、俗人は羽織袴又はフロツクコートにて徒歩。扈從せしもの無慮五百名にて、行列は奉迎當時に異なることな雖て、七条駅に着するや、用意の特別仕立臨時列車に其俣奉戴して、管長若くは管長代理は、一等列車に大菩提会部長、及び諸役

員は二等に、他は三等に分乗して、予定の如く八時四十分名古屋に向ひたるが、発車前数十発の煙花を打揚げ、拝観人非常に多く雑踏を極めたるが、午後一時半、名古屋駅御安着の節は、駅前の仮小屋に少憩の上、同二時二十分、行列美々しく休憩所を出で、順路に依りて、同四時過ぎ奉安殿なる裏門前町万松寺に到着し、輿の俣本堂正面に安置し、会長大谷光演師大導師となり、各宗派順次焼香を為したるが、京都よりは日置副会長、村田前会長、津田奉送委員長、各宗派管長代理、各宗委員、大菩提会役員、各宗派重役、及び奉迎のため上京したる吉田奉迎委員長以下、僧侶、町村官吏等、約三百名輿を保護して来名、また名古屋駅には、暹羅公使、大谷奉迎正使、各宗僧侶、町村會議員、及び仏教団体約三万五千余名奉迎し、道路両側には、立錫の余地なきまでに拝観者群集し、未曾有の雑踏を極めたりしと。

●暹羅布教の建議 去る六日、洛東妙法院に於て開会せし、大菩提会監会各宗派会へ、村田寂順師よりこれを提出せし由なるが、該建議書の全文は、左の如しといふ。

建 議

明治三十三年六月、世界唯一独立仏教国

大暹羅王陛下、至仁博愛の聖旨に依り、億載難遭なる釈迦大覺王尊の御遺形を、我邦仏教徒一般に頒貽し給ひて、南北仏教の一致を図り、二十世紀文化上に一大光明を發揮すべき、有形無形に広大円満の仁恵を蒙れり。斯る宏洪なる恩波に浴したる、大日本国四千万の縑素、何等の事を以て、海嶽の優恩に報い奉

る可きかを慮り、賜直に安んずる能はざる所なり。右に附ては、御遺形奉迎の後、再び各宗派を代表して使節を派遣し、暹王陛下并に皇后陛下の恩風に対し、土物を貢し、謝敬を陳べ奉る可きをも之を延緩し、幸に仏教図書館御建設に付、稲垣公使の勸奨に由り、各宗派所依の経論書籍を貢獻せし宗派の多に至りしも、之を以て未だ報効の誼に當つるに足らざるは、慚愧の至に堪へざるなり。熟々惟るに、暹羅国は王公貴族を始め信徒の純厚なる、必ず先づ授戒伝道するの後ち、始て王位又は大臣の位に就かせらるゝの制規にして、崇道信教に至誠なるは、印度支那日本現今宗教界の比に非ざるは、霄壤も啻ならずとも、憾らくは所弘の教典、純ら小乗教にして、未だ大乘教の芽苗無きは、抱慊に堪へざる所なり。是則、同一仏教者として、之を膜外にし、顧みざるに忍びざるや。尚し、今や恩充ち報屈するに當り、我国各宗派中より、学識に富る英語を能くする者二三名を選抜、渡暹せしめ、新たに大乘仏教の種因を植芸し、仏出世の本懐を、三千載の今に暹羅国に扶宣し、一乗の法雨を以て、普く三草二木に潤沢せしむるを得ば、事簡にして功績の理外に多からんことは、識者の議を待ざるべし。幸に、不日暹羅国

皇太子殿下、我国観光の爲め、来啓せらるゝを聞く。冀くは各宗派を代表し、謁を乞て丹衷を上禀し、親しく旨を捧げ、従前暹延に属せる、大日本仏教者全体の感謝敬を表彰するの端緒を発かれんことを切望して歇ず。虔で各宗派管長御座下に浼

告し、大議の明裁を乞ふ。

暹羅国皇太子御来朝期 (明治35年11月25日 第一六一号)

暹羅国皇太子ヴァジラヴァタ殿下には、愈十二月一日晩、香坡出帆の「エムプレス、オヴ、ジAPAN」号にて、十三日御来朝の予定なりと。

暹羅皇太子殿下御来遊 (明治36年1月10日 第一六四号)

予報頻りなりし同殿下には、去る十二月十六日、横浜に御着、直に東京芝離宮に入らせられ、爾後同地方の名所古墳を御遊覧後、卅日に至り名古屋に御成りの上、御遺形に御参拝あらせられ、同じく名古屋離宮等御観覧を終らせられ、本月一日、神戸碇泊の同国軍艦、エンプレス、オフ、チャイナ号に御帰艦、改めて本月二日御来京、京都ホテルに入らせられ、日々當地の名刹等を御遊覧の都合にて、五日頃には妙法院に於て、各宗門跡管長等へ拜謁あらせらるゝ筈なりき。因に殿下御性行等を承るに、殿下御名をマハ、ウジヤリヴード親王と申し、暹羅国皇帝陛下の第二子なり。千八百八十一年一月一日の御生誕にして、本月は即ち満二十二歳に成らせらる御兄君の薨去に因り、千八百九十五年一月十六日、皇太子宣下ありき。其前年より英国に留学せられ、初は教師を聘して私修し給ひしが、後サンダースト、カレツジに入学せられ、尋でオックスフォード大学に進ませられぬ。其のサンダースト、カレツジに在し、時、恰も南亞戦争破裂に際せしかば、特に兵学

を修めたまひしが、其成績良好にして、今現に陸軍中尉の官を帯びさせらる。又オックスフォード大学に在りては、好んで歴史を学びたまひ、『波蘭王位継承戦史』の御著述あり。倫敦フエツシャー、アンウケン会社より発兌して、世に行はる同書の内容は、千七百三十三年、オーガスタス二世死して波蘭王選挙の事、ダンチツヒ攻囲、西班牙の志々里王国征服、萊因戦争等の教章に分ち、一小冊なりと雖も、十八世紀の歐洲史を研究するに好箇の参考書なりとの評あり。殿下の風采は、眉目清秀にして、体軀能く均齊し、英語を操る巧にして、毫も外觀を銜はせられざるも、品位自ら高尚に渡らせらるゝとぞ。

御答辞と村田門跡の上表文（明治36年1月25日 第一六五号）

本月三日、暹羅国皇太子殿下御来京、妙法院なる御遺形旧奉安殿御成の節、各宗管長の法要式後、村田門跡の上表文に対せられ、同殿下には、左の御答辞を賜りたりと。

今日は懇請に由て、此の盛なる式に臨み、日本仏教各宗高德に面会し、殊に前の大菩提会長より、我国が仏骨を寄贈したることを謝し、貴重なる仏像を贈られたることは、深く感謝する所なり。帰国の上、父王陛下へ委く言ひたれば、いかばかり満悦せらるべしと存するなり。冀くは、同一宗教なる日暹両国の親交を厚くし、別して宗教者は互に来往して、教を弘められんことを云々。

而して、村田門跡の上表文を聞くに、左の如し。

恭惟

大暹羅国皇帝陛下睿聖文武明德淵穆篤敬三宝大重弘法親愛之弘延大日本国忝分賜印度発掘

积尊靈骨及相伝积尊金像於我国仏教徒

皇后陛下寄賜貝葉聖教及親製金玉織成錦袱我国各宗相共專使奉迎供奉安於我平安妙法院門跡宸殿設日本大菩提会将建營覚王殿安置靈骨益宣仏徳輝慧日而各宗會議之所決定地於愛知県遂奉遷靈骨金像及附属賜品畢寂順心事仏知天知今復何言因模鑄其金像奉安吾宸殿永以為紀念夙夜奉事且欲衆人瞻礼弥広結縁也区々之事以汚聖徳者欲窃陛下聡慧照知此事也今也

大暹羅国皇太子殿下東邦巡遊幸辱咫尺恩顔欣喜何勝益祈兩國交親弘法弘通大聖恩徳無窮也別幅普賢延命尊者是我門跡之先世堯恕親王之所画也夫吾門跡者日本天台之名刹伝教大師之所創

後白河法皇実為中興祖故号曰門跡世々皇族為法親王以住之至明治維新焉堯恕法親王者

後水尾天皇第八皇子夙入天台実為天台座主妙法院宮第三十五世門主修業於叡磯二十余年学徳双高興隆寺門著述等身事詳于行業記我宗祖伝教大師開創比叡山為王城鎮護從是歷朝崇信尤厚恒例勅本院法親王修普賢延命大法以祈玉体安穩宝祚延長此画像乃為勅願修印所画也因今新加裝裱奉獻以祝

大暹羅国皇帝陛下

皇后陛下

皇太子殿下福徳円満寿宝万歳^一以奉^レ謝^二 聖恩万分^一以爲^二南北仏教交通之端^一是非^二独寂順之志^一 宝所以^レ表^二我国仏教徒之衷情^一也冒^二洗尊嚴^一無^レ任^二屏營之至^一

大日本帝国明治三十六年一月三日

積尊御遺形奉迎事務総理兼日本大菩提会前会長

前天台座主妙法院門跡大僧正村田寂順

誠惶誠恐稽首和南

日本大菩提会の規則 (明治36年1月25日 第一六五号)

日本大菩提会の規則は、客年八月各宗派大会に於て改正し、聯合制度を用ゐられしが、其後實際不便を感じる而已ならず、実用爲し難き事項些ならず。又々今般是れが改正を爲し、各宗派に移牒して、賛同を請求することゝなり、本派教務本所にても、別に非難する点なければ、同意を表せられしとぞ。其改正案なるもの左の如し。

日本大菩提会改正会則草案

第一章 位置

第一条 本会は日本大菩提会と称し、本部を名古屋、支部を各府県に置く。

第二章 目的

第二条 本会は積尊の遺形を奉安護持し、其聖徳を顕揚し、国民

の道義を涵養するを以て目的とす。

第三章 事業

第三条 本会の目的を達せんが爲め、左に列記する事項を遂行するものとす。

一 覚王殿を建築する事。

一 教育及慈善事業を起す事。

第四条 前条に列記する各種の事項中、覚王殿建築を第一着手とし、其他は資金増加に随ひ、順次に施設するものとす。

施設に関する方法は、別に之れを定む。

第四章 会員

第五条 会員を分ち、左の七種とす

一 名誉顧問

名誉顧問は、会長の推薦に依る者、又は一千元以上を齎出したる者。

一 特別名誉会員

特別名誉会員は、会長の推薦に依る者、又は五百円以上を齎出したる者。

一 名誉会員

名誉会員は、部長の推薦に依る者、又は一百円以上を齎出したる者。

一 准名誉会員

准名誉会員は、部長の推薦に依る者、又は五十円以上を齎出したる者。

一 特別会員

特別会員は、理事の推薦に依る者、又は十円以上を醸出したる者。

一 准特別会員

准特別会員は、理事の推薦に依る者、又は五円以上を醸出したる者。

一 正会員

正会員は、金一円以上を醸出したる者。

会員待遇規定は、別に之れを定む。

第六条 会員には其名称の区別に随ひ、別に定むる処の證票、及徽章等を交付す。

第五章 職制

第七条 本会に左の職制を置く。

一 会長 一人。

会長は会務を統理し、其責に任ず。

一 副会長 一人。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、会長の任務を行ふ。

一 顧問。

顧問は顧問中に僧侶二名の常任を置き、会長及副会長の質問に應じ、会務全般を協定す。

一 部長 四人。

部長は会長に稟し、部務を処理す。

一 次長。

次長は部長を補佐し、部長事故ある時は、部長の部務を行ふ。

一 理事。

理事は部長の指揮に依り、各部の事務を分掌す。

一 理事補。

理事補は理事を補佐し、理事の事故ある時は、理事の事務を行ふ。

一 書記。

書記は上長の指揮を承け、事務に従事す。

第八条 職員の任選は、左の例に依る。

一 会長は各宗派管長、又は門跡、及本山住職中に就き、各宗派会に於て之を推薦す。

一 副会長は各宗派寺院住職中に就き、各宗派会に於て之れを選定す。

一 顧問、常任顧問、及び部長、并に次長は、会長之れを任命す。

一 理事、及び理事補は、会長に要し、部長之れを任免す。

一 書記の任免は、部長之れを専行し、会長に届出づるのみとす。

第九条 各部長以上は上局員とす。

第十条 職員の任期を二ケ年とす。

但し再任を妨げず。

第十一条 本会の事務を分ち、左の四部とし、其職務章程は、別

に之れを定む。

一 奉仕部 一 勸奨部 一 建築部 一 会計。

第六章 会議

第十二条 本会々議を分ち、左の三種とす。

一、各宗派会 二、顧問会 三、上局会。

但し会議に関する細則は、会長之を定む。

第十三条 各宗派会は、各宗派管長及び提出の委員を以て、之れを組織す。

第十四条 顧問会は、僧侶顧問を以て組織す。

第十五条 上局会は、上局員を以て組織す。

第七章

第十六条 本会に特派講師、特派使補、及び派出員を置く。

第八章 賞罰

第十七条 本会役員及び会員にして、本会々務上功勞あるものは、別に定むる処の規定に依り、賞与するものとす。

第十八条 本会役員にして、敗徳汚倫の行為ありと認むる者は、別に定むる処の規定に依り処罰す。

但し処罰軽重に依り、其宗派へ届出、其派に於て相當の処分せらるゝ事を交渉す。

第十九条 本会会員の体面を汚すものは、考査の上相當の手續をなす。

大菩提会の前途如何〔明治36年3月10日 第一六八号〕

潮 岬 子

暹羅皇帝陛下の分賜し玉へる仏骨は、莫大の金を費し、非常なる大騒擾をなして之れをむかへたり、而してこれと同時に日本大菩提会は成れり、大菩提会の目的とするところは、釈尊の御遺形を奉安護持し、其聖徳を顕揚し、国民の道義を涵養するにあり。成る程其目的や善し、其宣言や美ならずとせず、然れども組織せられてより茲に四年間、一日として苦情の絶えたることなく、半月としてゴテつかざることなく、幾度か組織を改め幾度か会則を更へ、東に流れ西に流れ、南に漂ひ北に漂ひ、聖徳を顕揚するてふ目的は、いつしか雲の中に跡を潜め、却て様々なる醜き仕事の為に、世尊の聖徳を煩はし、国民の道義を涵養することは、夢にも見る能はずして、却て社会に向て仏教界道義の衰頽を表白し、債鬼の追ひまはすところとなり、世人の嘲弄するところとなり、七顛八倒の苦みをなしたりしが、去る年建仁寺に於ける最と賑はしき管長会議に於て、久しく東西の引張風となり居りし御遺形をば、名古屋に奉安することに決議したるを以て、御遺形は移されて名古屋の地に到り、大菩提会役員も一大更迭をなして、こゝに大菩提会の一段落を告げたり、過去に於ける菩提会の行路は、実に困難を極めたりき、知らず将来に於ける大菩提会は、果して如何なる運命を享受すべきか。

大菩提会の目的や美なり、其事業や大なり、然れどもこれを成功せしむるは実に非常の困難なり、非常の大決心大勇猛大精進を以

これに臨まずむば、成功や恐くは六ヶ敷からむ、借問す大菩提会の役員諸師、并に各宗派の諸大徳は、これに対して如何なる経綸かある。吾人は断じて曰ふ今日のまゝにては逆も成功せしむる能ふまじと、然らば如何にせば可ならむか、少しくこれを論ぜむ。

何事をなすにも金は第一の要素なり。如何なる敏腕家にも、金の後援を借らずして成功せしものあるを聞かず。如何なる智者も金なくしては其術を施し難し。而して金は斯の如く必要欠くべからざるものなるに又何者よりも最も多く消えやすきものなり。ゴソとしても数拾円の金は已に消え、ガサとしても数百円の金は忽ちに費ゆ。大菩提会が講師と名づけ特派講師と名づけ、各地方に向て派出せしめつゝある、会員募集員の要する費用は実に莫大なるものなり。会員より醜集したる多くの金は悉くこれに投じて尚ほ足らざるなり。其の不足は遂に負債を生ずるの止むを得ざるに至るなり。過去の大菩提会は全くこれが為めに苦しみたるなり。否これが為に成功せざりしなり。今後大菩提会の局に當るものは、前車の覆轍を見て大に省みるところなくむば、復々事業は一も拳がらず目的は一も達し得ずして、遂に雑用倒れとなり了らむ。故に大菩提会が第一にせざるべからざるは金銭の節儉にあり。出来得る限り金銭を支出せざるやう工面するにあり。次には役員其の人を選ぶにあり。

古人曰く、「邪人正法を説けば正法も邪法となり、正人邪法を説けば邪法も正法となる」と、同一の人に薰陶せられ、同一の道を

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

聞き、同一の教を奉ずるの徒も、其人の性質によりて往々西と東とに走ることあり。仏世尊が一個の口より出たる仏法も、聴者の機根によりて大となり小乗となる。同じくこれ同一の地より流れ出でたる仏法なり。而かも南方の人に伝はりては彼れが如く、北方の衆生に伝へられては彼が如し。同じくこれ三尺の利刀、明君は之れを揮ふて天下を平げ、之を揮ふて四海を安んじ、盜賊は之れを揮ふて人の命を奪ひ、之れを揮ふて人の財を掠む。太き七圍の大木も、名工をして之を用ゐしめば、必ず立派なる建築をなすことを得べけむも、用ゆるに其人を得ざれば將に薪炭の料となすにも足らざるものとなり去らむ。大菩提会の目的や如何に美なりと雖ども、規則は如何に立派なりともこれを用ゆるもの其人を得ざれば、恐くは其美を發揮する能はざらむ。恐くは社会の同情を失ひ、天下の笑ひを招き、千載抜くべからざる汚点を仏教史上に停むるに至らむ。過去の大菩提会は、用ゆるに其人を得ざりき(中には才徳双び高き師もありたれど)それが為め立派なる目的の下に立てる大菩提会をして、犬も食はぬ底の詰らぬものとなり了らしめたり。

大菩提会や非常の大事業なり。これを成功せしむるには、將に非常の人物を選むて其任に當らしめ、非常の方法を以て其目的地に勇往邁進せしめざるべからず。今日の仏教界に於て跋扈しつゝある政治屋流の僧侶や、商業家的僧侶や、名誉の奴隷となりて狂奔する僧侶や、貪欲の餓鬼道に半身をつき込みつゝある僧侶をして、其任に當らしめ、而して其成功を望むは、恰も砂を炊ぎて飯

となすむとするが如し。……故に今後若し大菩提会をして大に雄飛せしめむと欲せば、大に職員を淘汰して、従来の商業家的僧侶、政治家的僧侶は、悉くこれを退け、更に名利以外に超然として、大信仰を抱き、大熱誠を持し、徳万人に秀で、行ひ一世の範となるに堪へ、法のために喪身失命を避けず、大菩提会の為に斃れて已む底の大勇気を具へ居る人を、広く日本仏教各宗派に求めて、委ぬるに大菩提会の事業を以てすべし。人或は曰はむ、人各々不能あり。故に徳行を以て世に立たむとするの人あり、才能を以て世に推さるゝの人あり。才徳兼備の人は蓋し甚だ稀なり。特に徳行円満の人の常として概ね世務に疎し、才能多き人は概ね才を待みて徳行を疎んず。蓋しこは数の免れざるところなり。これを以て徳行の士を要すべき処には宜しく徳行円満の師を用ゆべし。才能を要すべきところには宜しく才能の士を用ゆべし。一箇の人間を以て両方面に応用せむか、甚だ都合よきことなれども、如何せむこれ実際に行なふべからざることなるを。汝の言ふところも亦言ふべくして行ふべからざるの言なりと。吾人は思ふ然らずと。何となれば熱誠と信仰とは非常なる力ある者なり。熱誠と信仰と、加ふるに堅忍不拔の志とを以てせば、何事も成功せざるはなけむ。事務の才に乏しきが如きは、左程苦にならざるなり。特に宗教界の事に於て然りとす。謂ふ彼の鉄眼和尚を見よ。一切経の版を刻せむが為に、苦辛経営して多額の金を集めたるに、不幸にして年飢ゆに遇ひて、飢人救助の為に悉くこれを散じ、再び募るや復々飢饉に遇ひて、再び之を散せざるべから

ざるの不幸に遇ひたり。然るに堅忍不拔なる鉄眼和尚は、撓まずして三たび金を募り、遂に其志を成せりと云ふ。何ぞ夫れ壯なるや。然れども或る目的を達せむが為に、苦辛して募り集めし金銭を如何に世のためとは云へ、二度までも之を散じ悉すが如きは、凡眼より見れば、天下豈これより迂闊なることあらむや。然るに鉄眼和尚の熱誠と堅忍不拔とは、遂に千古未曾有の大事業を成功したり。これによりてこれを見れば、宗教界に事を成さむとするには、才能よりも熱誠を必要とす。才能よりも寧ろ金剛不壊の大信念を必要とす。堅忍不拔の大精進力を必要とす。これを以て吾人は思惟す、大菩提会の如きも、事務の才に長ずる人物よりも、寧ろ徳行円満にして熱誠に富める人物を適當とすと。特に今日の社会は最早彼の政治屋的僧侶に飽けり、而して彼れ等は真箇出塵の宗教家が今日の社会に出現せむことを望むこと、大早の雲霓を望むが如し。故に今日若しも徳行円満の僧侶ありて、出で、大菩提会の牛耳を執るに至らば、左程東奔西馳の勞を要せずして、天下具眼の士は必ず争て其旗下に馳せ集まり、大事はまさに急流直下の勢を以てこれを成すことを得む。人將た曰はむ汝の曰ふところや善し、然れども凡そ何宗派を問はず、かゝる徳行円満の僧侶にして、焉くむぞ来りて、斯かる俗務に執掌するものあらむや。汝の曰ふところや、如何にしても言ふべくして行ふべからざるの言なりと。豈それ然らむや、大菩提会の事業も、俗僧をしてこれをなさしめば俗務なり、然れども真箇徳行円満の師をして其局に當らしめば、これ決して俗務にあらざるなり。御遺形を奉安し、

聖徳を顕揚し、国民の道義を涵養するは、仏陀の遺弟たるもの、ひとしく力むべきの事なり。神聖なる事業なり。偉大なる事業なり。善美を尽せるの事業なり。決して俗務にあらざるなり。苟も袈裟下に衣食するもの、誰かこの事の為に粉骨碎身を期せざるものあらむや。然るを況むや徳行円満なる各宗派諸大徳に於てをや。いづくむぞ法の為に、出で、身を勞することを忌みたまはむや。

従来の特派講師等は、費用のみ徒づらに多くして、効能は割合に少なし。故に将来に於ては、會員募集の為に全国を巡回せしむるにも、同じく各宗派に於ける徳行円満の人を選出してこれを用ゆべし。而して募集員の巡回するときは、能ふだけ旅館に投宿することを廃し、到る処の各宗派寺院に投宿すべし。又各宗派寺院に就て中食することゝすべし。若しかくの如くせば、多少の面倒は存すべけれども、費用は大に節ずることを得べし。故に大菩提會が、講師を派遣せむときは、予かじめこれを各宗派国々の取締に通知し、取締は其宗派各寺院に通知して其用意をなさしむべし。各寺院に於ては多少の煩累たることを免れざるべきも、仏教界に衣食する限りは、それ位ひの事正に當りまへの義務と云ふべし……甘味いものを食ひたがり、不自由なる寺院に投宿することを厭やがり、路費を貪り金まうけをなさむとするが如き俗僧は、決して巡回せしむべからず。斯の如くにして各宗派の人物を集めてこれに委ね、かくての如くにして費用を節儉し、真面目に其目的に向て勇往直進せば、其成功することや必せり矣。

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

吾人はひそかに、将来の大菩提會が雑用倒れに了らむことを杞憂して止まず。故に吾人は、茲に少しく思ふところを陳して、各宗派の諸大徳に訴ふるごとくかくの如し。

覺王殿敷地問題 (明治36年3月10日 第一六八号)

同問題に就き、菩提會より愛知協賛會に対つて、次の通牒及び三件調査事項に添ふるに、土地請願書類を以てしたるより、愛知協賛會は、其通牒に基き踏査する事となりしが、未だ其結果を聞かず。

拝啓、積尊御遺形奉安地は、本部に於て至急選定仕度に付き、左の目的に依り、本年二月十四日限り、御調査相成度、此段土地請願書を相添へ及御依頼候也。

追て名古屋市附近の奉安地は、予て土地選定比較調査委員の決議に基き、奉安地と名古屋市との距離一里以内の寄附地に限り居り候間、其寄附地のみを御調査被成下度候。

日本大菩提會副会長 日置 黙 仙 印
愛知協賛會副会長 吉 田 禄 在 殿

調 査 事 項

- 第一、奉安地請願の書類完全なるや否や。
- 第二、請願地と名古屋市境界との距離。
- 第三、愛知県庁所在地と請願地との距離。
- 第四、諸官衛及陸地關係者異議の有無。

第五、土地雅俗。

第六、建設地寄附者姓名及別字等関係役場の證明を取らしむる事。

第七、寄附地に対し寄附者より直ちに登記の手続きを為さしむる事。

第八、飲用水其他水利の如何。

第九、奉安地迄の荷物運搬百貫目に対する費用の額。

第十、荷物運搬の便不便。

第十一、道路の便不便。

第十二、全国信徒参詣の便不便。

第十三、名古屋将来膨脹の關係。

覚王殿敷地確定〔明治36年4月25日 第一七二号〕

殆んど人に忘れられたる大菩提会覚王殿敷地の儀は、旧年単に名古屋地方と決定し、其後同地へ本部と共に御遺形も御移転申ししことなるが、本月十二日京都に覚王殿敷地選定委員会を開き、弥々該敷地は愛知県愛知郡田代村加藤某氏寄附に係る土地にして、月見坂十二万七千坪余と決定し、去る十七日之が発表を同本部は公にせり。さしもの難事も漸く決せりと云ふべきか。

名古屋に於ける奉送〔明治36年5月10日 第一七二号〕

新任管長猥下、御晋山の折に於ける京都の概況は嘗て報道せしが、其後同猥下が一度名古屋へ御帰錫ありし節、則ち去月一日よ

り四日迄、地方信徒講中へ一々別を告げ玉ひしに、翌六日名古屋御出発に際し、輪下の諸士発起し、該道場新築の大広間に於て祝宴奉送会を催し、来会者約八百有余の盛宴にて、翌六日西下二番列車搭乗帰京なさるゝ筈なりしも、多年猥下の拳槌を受けたる居士大姉、其他米国人ペルス氏等、互に別を惜み、面会を求めて止まざりし為め、廳て午前十一時に近き頃、蓬萊山を出発せらるに、予て信徒の者が奉送用の為め該場玄関に控えさせし馬車に搭乗せられ、本派執事代理松岡部員、遠州実相寺住職小川恵行師、陪乘にて僧俗見送りのもの二百有余人一同腕車にて之に随ひ、名古屋駅前志那忠支店に小憩、朝来奉送の故を以て停車場及休憩所にありし者は、藤田控訴院長、白石同院部長、柏木判事或は陸軍将校、其他信者伊藤治郎左衛門、岡谷惣助及岡田等の諸氏合せて無慮千五百有余人、駅内入場券発売を中止せし程にて、此に長谷川糾七氏の周旋に依り一同プラットフォームに入るを得、漸く午後零時三十分駅長の信号と共に汽笛一声、列車は徐ろに進行を始め、同日午後六時、前号奉迎の実況に記せる如くにして、無事花園駅に着せられたるなりと。

青山宗完氏〔明治36年5月25日 第一七三号〕

旧大菩提会理事、青山宗完氏は、去月末漸く其名古屋移転後の残務も終へ、去月十八日京都の寓所を引揚げ、帰濃せられたりと。

覚王殿と稲垣公使〔明治36年8月10日 第一七八号〕

同公使は仏骨の名古屋に遷りてより、既に二百余日を経過するも、未だ覚王殿建築ならざるを慨し、今回の賜暇帰朝を利用して覚王殿建設の基礎を確立せむとて、東京にては紳士紳商の間を奔走し、名古屋にては日置菩提会長と共に徳川侯爵、深野知事及青山市長を訪問し、又同地の信徒数十名を東陽館に集め会見して、殿の建設に就き委員を撰挙せしめたり。其當撰の諸氏は伊藤万蔵、大沢重右衛門、大隈利兵衛、中川小兵衛、野村朗、山田治郎三郎、水谷房次郎、三輪常七、柴田平左衛門、森弥七の十氏なり。又東京にても同様役員を設けて、東西役員の気脈を通して覚王殿建設の方法を定めて、後清韓漫遊をなし、帰朝後各宗管長会議の開会を請ふて該殿建設の一大方針を確定し、之を土産として暹羅に帰任せらるること。

覚王殿日暹寺の建設〔明治36年9月10日 第一八〇号〕

従来菩提会の負債に就き種々紛擾を生し頗る醜態を演せし所、今回帰朝中の稲垣公使大に苦慮奔走の結果、斯波宗務局長に謀りて現今の菩提会を解散し、覚王殿の建立を廢して、別に一名目の下に一殿堂を創立するに若かずとて、覚王山日暹寺を創設すること内決するや、直ちに月見坂十萬坪の敷地寄附を申出たるを以て茲に地を定め、而して暹羅皇帝陛下より木材を寄附せらるゝとの事にて、之を受領し其建立費五拾万円の内式拾五万円は全国に勸募し、式拾五万円は名古屋に於て負担することに決定したりと。副

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（下）

会長日置黙仙氏は去頃奈良、大阪、京都地方の各宗管長を歴問して、右の次第を陳述して賛同を求めて、過日同寺建立規則編成のため帰名せられたりと。其趣意書の要旨は左の如し。

一 覚王山日暹寺は名古屋月見坂に建設する事。

一 予算は五拾万円たる事。

一 建立を協議するは管長の資格を避け、一個本山住職を以てする事。

一 日暹寺住職は同盟各宗派管長認可の日附の前後に依り、其早きものより一年交代となす事。

一 日暹寺創立会に会長の外に顧問を置く事。

臨濟宗各派と日暹寺〔明治36年9月25日 第一八一号〕

今回同寺創立に關して京都臨濟黄檗各派管長は、去月二十八日建仁寺に於て協議を開き、其決議の結果次の如し。

一、日暹寺創立諸般の件は、客年十月十三日各宗派會議に決定

せし第五号議案、及同年十一月五日會議に決定せし第五号議案、其他之に關聯せし諸般の契約を實行なしたる上、之れを処理すべきを至當とす。

一、前項の實行を為さざる以前に於ては、日暹寺創立諸般の手續に對し、連署調印すべきことは之を謝絶す。

蓋し右の主意を約言すれば、彼の仏骨を奉迎して以来巨額の負債を生じ、其処分に就ては名古屋派は之が償却を負擔し、其上にて名古屋に覚王殿を建設せんと予約なせるに、今日に至りて負債は

其俣になし。更に日暹寺を建設せむとするは頗る勝手至極の所置なるに付、前記各派は右負債決済の上ならでは日暹寺の建立に同意せずと云ふに在る由。

●日暹寺創立彙報〔明治36年10月10日 第一八二号〕

日暹寺創立に就ては、三十三宗派の管長が悉く調印するにあらざれば内務省に於ては受理せざるに依り、大菩提会日置副会長は、三十三宗派管長を一々歴問して調印を求めしかど、既報の如く本派本願寺を始めとして真宗高田派、木辺派、及び臨濟宗の南禅、東福、建仁、天竜、相国、妙心、大徳の七派、次に近江の永源寺派、黄檗宗、都合九宗派断然調印し難き旨回答せしを以て、再度該宗派に対して調印の運動を試みたる結果、非調印の該九宗派は、再度会議を開きたる結果、従前の九宗派一致の態度を變じ、各自適宜の意見にて調印の諾否を決すべきこととし、其回答は九月廿五日限り為すべしと決議して閉会せり。爾來各自本山に於ては重役会を開き、妙心寺派は他派に先ち調印することを決議したりしかば、其他一宗七派の執事は、去月廿三日南禅寺に會合して種々協議の結果、終に將來仏骨奉安事業に関する大菩提会、并に新に創立せる日暹寺の諸経費に關しては、同名連署の各宗派の所為に一任し、一宗七派は調印せず一切關係せざることをなすも、仏骨に對し尊敬の意を表する為め、勢力の及ぶ限り其經營に對し相當の寄附金を為し、又末派の本檀信徒にも寄附金を奨励し、又負債の分担すべきことも決議し、以て日置副会長へ回答せ

り。其全文は左の如し。

拝展 今般日暹寺創建に付、該願書に對し弊宗派等管長へ連署調印可致旨、數回御請求相成候処、

積尊御遺形奉迎以來の歴史に徴するに、本件は奉迎當時の如く、各宗派共同して有終の美を享ぐることは頗る難事かと存候。殊に今後の御經營に付ては、弊派等は目下派内諸般の宗務多事にして、克く其驥尾に附し事に當るの余地なきのみならず、却て御經營事業の進行上に累を及ぼすやの嫌ひ尠からずと確信致候。依て弊派等は乍不法盟左記の各項の義を負ふに止め、

一、御遺形に對し崇敬を表する為め、弊派等實力の許す限りは相當の寄附金を為す事。

一、今後の御經營に對し、弊派等寺院檀信徒へ寄附すべきの旨、諭達を發する事。

一、今後の御經營に對し、弊派等寺院檀信徒間に涉り、菩提会又は日暹寺の名称を以て寄附勸募相成る事は異議なき事。

今後御遺形奉安事業に係る菩提会、又は日暹寺新設等詣の經營は、同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ、一切關係不申事に致度候間、右宜敷御承認相成度、此段命に依り及御回答候也。 敬具

妙心寺を除く臨濟宗八本山は、此の如く回答せしを以て、日置副会長は万止むを得ず右八本山に對して同盟連署、宗派の行為に異議なきの書面を差出され度、さすれば之を添附して願書を其筋へ

差出すべしと懇請せしより、八本山管長は即ち之に調印し、一昨廿六日午後五時を以て建仁寺久昌院に於て日置副会長へ渡し、是にて大菩提会对八本山の事は一段落を告げたり。其承認書は左の如し。

日暹寺創立出願に附承認書

一今般日暹寺創立出願の件は、同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ、異議なきは勿論一切関係無之候也。

右

明治三十六年九月廿六日

黄 檗 宗 管 長	佐 伯 泓 澄 印
臨濟宗東福寺派管長	濟 門 敬 冲 印
同 建仁寺派管長	竹 田 嘿 雷 印
同 相国寺派管長	中 原 東 岳 印
同 南禅寺派管長	豊 田 毒 湛 印
同 大徳寺派管長	菅 広 州 印
同 永源寺派管長	久 松 琢 宗 印
同 天竜寺派管長	高 木 竜 淵 印

右の書面を差出したるが、大菩提会にては本派本願寺の連署せざるに關しては承認書を求めず、同寺よりの回答書を添へて内務省へ差出す由。

大菩提会負債の支払證書 (明治36年10月25日 第一八三号)

同会の負債拾参万六千円は、昨年十一月に仏骨を名古屋に遷せし

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について (下)

時、名古屋より支払ふべき筈なりしも、其後契約を履行せず、今日日暹寺創立の議成立するときは勿論此契約を履行すべき筈なりとて、大菩提会前会長村田寂順師の代理として同寺植山執事、先頃名古屋菩提会に出張し、厳談に及びたる末日置副会長同執事と同道して来京し、妙法院に於ける秘密會議を開き、其結果日暹寺創立に關し三十三宗派が共に円満に事を結ぶに就ては、前菩提会旧役員も尽力する事とし、此条件容れられたるより、日置副会長は其負債支払に就て左の證書を村田師へ差入れたる由。

貴殿、日本大菩提会々長の資格を以て負債せる一切の債務は名古屋同会に於て引受支払ふべきは勿論なるを以て、各債権者より督促の都度之を名古屋本部に廻送せられ度、本部は必ず之を埒明け、貴殿に紛擾を及ぼさざるべし。

明治三十六年九月九日

日本大菩提会副会長 日 置 嘿 仙^印

前日本大菩提会々長村田寂順殿

●日暹寺と各宗派會議 本月中旬頃、名古屋に於て各宗派會議を開かれ、稲垣公使も出席して協議を遂げ、公使は本月二十日を以て帰任せられたりと。

覚王山日暹寺 (明治36年11月10日 第一八四号)

去月十六日を以て同寺建立の許可を得たるに依り、同二十五日愛知県愛知郡田代村月見阪に於て、同寺建築地建標式を挙行せり。幾百の参拝者該地に充満し非常の賑ひの由。午前九時頃より日置

副会長及中村理事始め各宗取締諸師其他数百の信徒式場に参集し、建標前に於て般若心経を誦して祈願をなし、其式後余興として念仏誦、煙火、角力、剣舞等ありて、近來稀有なる祝典なりと。此日日置副会長の朗読せられし祝文左の如し。

大日本明治三十六年十月廿五日、愛知県愛知郡田代村字月見阪に覚王山日暹寺建築地の標を建つ。恭く惟るに靈氣の鎮攸大地清く、山川草木自ら潤沢す。此の地曩に各宗委員踏査選定の時に當り、蟄竜昇昇の瑞あり。以て衆目を驚かしたり。爾後区々の世評ありと雖ども、宛転今日に至りて実此拳を見る。蓋し奇遇と云ふべし。然れ共荆棘尚ほ道に横り、鋤斧拈提其人を待つ、あり。憶ふに大聖釈迦牟尼如来在世の時、帝釈一莖草を拈して地上に捕て曰く、梵刹建立し畢りぬと、今此の機縁に撞着して感転た余りあり。記して以て天竜轂を推し、法輪常に転ずるの時を竣つ謹んで祝す。

各宗派会議〔明治36年11月25日 第一八五号〕

日暹寺創立に關する各宗派会議は、弥々来る十二月一日を以て、名古屋大菩提会本部に於て開くこととなりしを以て、日暹寺創立同盟宗派管長、并に同盟各本山重役出席あり度旨、日置副会長より夫々通知したり。議案の重なるものは、日暹寺制規細則、日暹寺住職輪番、及び執事重役規則、菩提会事務を日暹寺創立本部へ引続の事等なり。

各宗派管長會議〔明治36年12月10日 第一八六号〕

既報の如く、覚王山日暹寺創立に關する同盟各宗派管長會議は、去る二日より名古屋市万松寺内日本大菩提会本部に於て開かれたり。當日の出席者は、

▲妙心寺管長代理前田誠節▲妙心寺派委員積等願、全責山宗寛▲曹洞宗管長代理日置黙仙▲時宗管長代理河野良心▲興正派代理三原俊栄▲天台宗委員木村觀順▲高田派委員長岡大仁▲大谷派委員関地良成▲浄土宗西山派委員長谷長觀石▲曹洞宗委員大仏補教▲高田派委員安藤諦徴▲天台宗委員大久保良俊

の十三師にして、先づ議長の推選を行ひしに前田誠節師當選し、左の議案に付議事を開く筈なるも、當日は欠席者多かりし為め、議事は四日より開始することとなり散会せり。而して三日は同地愛知郡田代村字月見阪の日暹寺建設敷地の検分をなしたり。

第一号 日本大菩提会は覚王山日暹寺に属し、全寺創建の事及寄附金募集の事務を担当するものとす。

但覚王山日暹寺と日本大菩提会との会計を別途にする事。

第二号 日本大菩提会々々改正の件。

第三号 日暹寺制改正の件。

第四号 日暹寺施行法案。

第五号 日暹寺住職晋山に關する件。

各宗派會議〔明治36年12月25日 第一八七号〕

日暹寺創立其の維持、并に大菩提会整理の案件に就き、去る二日

より名古屋市万松寺に於て、各宗派会議を開きつゝあることは既報の如くなるが、同会は秘密会議なるを以て傍聴を拒絶せる由なるを以て、其審かなる事を知るに由なきも、今聞く所に依れば、出席者甚だ少なくして半数にも及ばず。即ち大谷派、天台派、妙心寺派、時宗、興正寺派、曹洞宗、西山派、高田派の代表者の出席せるのみにして、出席宗派は二十一宗派に対する僅かに八宗派なれば、議事の要領を得るに難く、加ふるに尚亦た名古屋派は菩提会の旧負債支払に付て前規約を履行せざるに依り、俄に此旨同盟宗派に通牒して出席を求め、去る五日天台宗真盛派、奈良の法相宗、同華嚴宗、真宗誠照寺派の四宗派が出席の旨回答し来りて、漸く過半数となりたりと。議題の細目は左の如し。

○第一号議案 日本大菩提会と日暹寺の關係

一、日本大菩提会は覚王山日暹寺に属し、同寺創立の事業及寄附金募集の事務を担当するものとす。

一、覚王山日暹寺と日本大菩提会とは會計を別途にする事。

○第二号議案 日本大菩提会々々則改正案

第一条、中名古屋市を「日暹寺内」とす。▲第三条第一項

中、殿宇を削り「山日暹寺」の四字を入れる。▲第四条中、

殿宇を削り「山日暹寺」の四字とし、次行「会」の字を「資」に改む。第五条「ス」を削り「し総て日暹寺信徒と

す」と改む。▲第八条第一号「会長は日暹寺住職之に當る」と改む。▲第十一条「二奉仕部」の四字を削る。第十

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

四条「評議員会は、日暹寺制規に依り選出せられたる評議員を以て、之を組織す」と改む。

○第三号議案 日暹寺制規施行法案

第二条 但書所定理事薦挙の件。▲第十条、第十一条に規定する処の任職の選任すべき執事、理事にして、若し他宗派内より選出したる場合は、所属宗派管長の同意を求むべし。

○第四号議案 日暹寺制規改正案

第四条 日暹寺評議員は、各宗派寺院住職以上の僧侶中に就き、其員数は宗派末寺数に依りて、左に記載の割合を以て之を定め、關係各宗派管長各別に任命せらるゝものとす。但し評議員の任期は三年とす。

五千ヶ寺以上の末寺を有する宗派二人。

五千ヶ寺以下の末寺を有する宗派一人。

第五条 評議員会は毎年三月之れを開く。▲評議員会規程は別に之を定む。

第六条 評議員会に提出すべき事項、左の如し。

寺産管理の方法。▲毎年度會計収支予算。▲其他日暹寺

住職に於て必要と認むる事項。

第七条 會計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとす。

現行第五条を第八条とし、以下条を順次繰下ぐ。

○第五号議案 同

第三条 日暹寺信徒総代は、當番任職之を選任し、該信徒の所属宗派へ通知すべし。▲第八条「月字」を「年字」に改む。

○第六号議案 日暹寺任職の晋山式に関する経費予算案

仏骨差押〔明治37年1月10日 第一八八号〕

名古屋仮寛王殿万松寺に安置せる仏骨は、同殿の借家料七百余円停滞のため、万松寺任職吉川義直師は、去る十六日、之が差押を名古屋区裁判所へ申請したりといふ。今其詳報を聞くに、菩提会の内情は、現今の仮安置所万松寺は関係者より徳川家を説き、口約を以て一ヶ月六拾円にて借受けたるものなるに、其借料を支払はざるのみならず、正式取定めの手続を為さざるより、末寺及び信徒総代協議の上、其責任ある吉田禄在氏に再三迫り、尚ほ又日置黙仙師に交渉せしも、其の要領を得ず。因て過日開ける各宗管長会議に事情を具申したるが、是亦埒明かざるより、遂に法類総代近藤得昇氏に全権を委任し、當地弁護士岡田芳蔵氏を代人として、執達吏金子健太郎氏より左の書類を送達せり。

従来認められたる万松寺堂宇貸借の契約は、之を解除す。若し引き続き御使用相成るに於ては、来る廿一日迄に改め、契約の締約を望む。万一同日迄に契約成立せざるに於ては、御使用ならざるものと承知す。

住 職 吉川義道
訴訟代理人 岡田芳蔵

明治三十六年十二月十五日

日暹寺任職吉田源応殿

仏骨立退の訴訟〔明治37年1月25日 第一八九号〕

前号に仏骨差押の見出は、仏骨立退の訴訟の意、正當に近きもの、如し。今之れに依て、左に万松寺任職吉川義直氏等より、各宗管長に出せる詳なる顛末書を掲ぐ。

謹で各宗派管長猥下及高僧大徳に訴ふ。

各宗派管長猥下及び諸大徳は、三冬の始め、當市裏門前町万松寺の一字に御來会在らせらるゝを聞く。時に臨で、万松寺と日本大菩提会との間に於ける過去現在の事態に就て、聊か不肖共の所思所感を開陳して、御尊慮を煩はさんと欲す。抑も万松寺は、名古屋市内の巨利と称するも、微禄少檀。其伽藍は大破損を生じ、後来は僅に一ヶ月金参拾有余円の家屋賃貸料、及び地料、臨時法会等より生ずる信施を以て堂宇を支持し、三宝供養の途を支へ居たり。然に幸にして、客年十一月日本大菩提会愛知協賛会の需に応じ、借受人に於て殿堂修繕等をなす、或条件の下に於て殿堂全部を貸与し、之と同時に仮本堂を建設し、本尊を始め其他仏像仏具を奉遷し、任職及び詰合の衆僧は、従来借入ありたる一小家屋に移住し、是迄執行し来りし総ての法会も中止し、且臨時信徒の法会も廃止同様に歸し、現在三宝供養堂宇修繕の資料としては、目下堂宇借入料の外殆ど収納の途を絶せり。茲を以て、當春以来数回日本大菩提会に対し貸入料の

要求をなしたり。然るに大菩提会は言を左右に託し、一ヶ年金貳百円の貸入料に締約しあるが如くに謂ひなし、且つ該金すら納付せず。凡万松寺の過去現在の財政に徴し、一ヶ年金貳百円にて、三宝供養を始め、百般の費途を支ふることの能ふるや否、是又御照鑑を仰度、加之一部の修繕を要求したるも之すら応ぜず。或は恣に万松寺門頭に、覚王山日暹寺と大書したる門札を掛け、且裏門前町日暹寺と記したる仏供米袋を信徒一般に配布し、殆ど万松寺をして自然消滅をなさしめたる感を喚起令しめたり。凡万松寺に因あり縁あるもの、右の事実を見聞して、心に快しとするものあらんや。殊に又、日暹寺へ万松寺殿堂を貸与するに於ては、法規として其筋々の認可を要するは無論の事に付、去十一月二十四日、日置副会長に宛て其筋へ出願する書面を送付し、借入者の署名調印の取計を要めたるも、未だ今日に至るも何等の回答を為さず。太だ不始末の行為と謂はざるを得ず。但し万松寺現在殿堂の形体門札の如きは、最早や諸大師の眼球に触れたる事と信ず。前陳の始末なるも、万松寺は飲泣容忍して今日に至れり。以上の次第に付き、賢明なる各宗派管長猥下、及び諸大師は、事態御賢察成し下され、左の条件の下に於て、御賛成を仰ぎ度事に候、恐惶謹言。

一金七百貳拾円也

一箇年貸入料

此内訳

一金貳百円
一金參拾円

建物宮繕費
地租并に課税

一金四百九拾円

明治三十六年十二月五日

家賃并に地料及臨時法要等の年度寺納
金減取額の補充并に火災保険料支払

万松寺住職 吉川義道

長松院住職末寺総代 松浦祖英

淨源寺住職法類総代 近藤得昇

他に檀家信徒総代六名連署

日暹寺同盟各宗派管長殿

右の陳情書は、昨年の宗派會議に提出したるものにて、一方には直接當事者吉田禄在氏、并に日暹寺住職吉田源応氏師に交渉したるも、孰れも要領を得ざりしを以て、弁護士岡田芳三氏を訴訟代理人とし、去歲十二月十五日附を以て、従前の約定解除と、更に契約締結の催告状を発し、一週間の期限を示して、執達吏金子健次郎氏より住職吉田師に送達したり。然るに二十二日迄は、何等の回答なきを以て、更に岡田弁護士より、仏骨立退の訴訟を名古屋地方裁判所に提起したるものなりと。

日暹寺と菩提会（明治37年5月10日 第一九六号）

日暹寺創立事業に付ては、客年末名古屋の各宗派会の結果、日置嘿仙師は日暹寺創立事業、前田誠節師は大菩提会事業を分任すること、したるも、時局の為に各事業は中止の姿となり、負債拾参万六千円の整理委員として、宗派会より選定せし天台宗の中村勝契、浄土宗西山派の長谷川觀石、興正寺派の三原俊榮、大谷派閔地良成及び前田誠節の諸師会合するも要領を得ざりしが、去程来

大谷派を除き各委員名古屋に会合し、両事業に対し左の協定を為したる由。

一、日蓮寺仮本堂は、大仏妙法院宸殿を模造し、愛知県愛知郡月見坂に、予算壹万七千円を以て建築する事。

但し月見坂十二万坪の寄附地は、既に六万余坪登記を了り、其余漸次登記手続中の事。

一、大菩提会負債整理に付ては、債権者中時局の為に強て督促を為さざる示談整たるも、此内止を得ざる分は、名古屋に於て調査し、漸次支払ふ事。

何をか本派の事態と謂ふ〔明治37年9月10日 第二〇四号〕

明治三十七年八月十九日を以て、教務本所に開かるべき常置員會は、何故か該期日に到着すれども開かれず、議事以下の役員は中に暑中賜休にて帰省したる人もあり、又名古屋に、管長仏心宗空大禪師を訪問せらるゝ人もあり、幾多の公用にて何れの地かに赴きつゝありし人もあり、一方常置員の方にも越智日吉の両師は事故或は病の為に不出の届出あり、此間延びて兩三日を経過したりき。

廿日に至りて教務本所役員の東西より帰所し、出勤せらるゝを見たり、同日に管長大禪師は其御病悩と聞きしにも拘らず、俄然帰山し玉ふの電音あり。予て吾人等が恒に御慶快をのみ祈り奉りし赤誠の通してや、御勇健なる法杖と共に諸の侍者に圍繞せられ、一山の大衆が挙て奉迎しける中を最も愉快に御帰山ありける。翌

日は教務本所の諸役員は申すまでもなく、一山の耆宿を始め、逗留しつゝある常置員諸師方は、早曉より小方丈に赴きて相見ありし。又聞く當日 管長大禪師には、其御悩も忘れ玉ひ、夙に教務本所に課せて、議事執事及顧問の方々を小方丈に召し寄せられ、懇切なる一場の御訓諭の下に、各役員の時局（本派本山の時局を云）に対する意見を徴し筆記せしめて、是を猥右に留め玉ふと云ふ。

降りて廿四日 管長猥下の命に依り、教務本所内に臨時調査局は開かれぬ。同時に池田議事及積執事は、教務本所に出勤すること遠慮すべしとあり（是より先き前田議事は進退伺を 管長猥下に呈せられ自ら屏居謹慎せらるゝ）、井上第一部員、大江受付係は其職を解免せらるゝ。

此の如き出入の事実は不言不語の間だに甲説乙播し、廿七日には大阪朝日新聞に妙心寺紛擾と云の一記事を揚げ始め、遂に京阪の幾新聞迄が争ふて諸種の臆説揣摩を逞ふするに至る、吾人は吾人の本分として、教務本所が執持せらるゝ方針及目的は、或る種の容るす限り報道にするに勉むべし。且つ精確に事の真相を探究するに尽力して、本派道俗の憂慮を解くに吝ならざるべし。願くば世俗輩の喋々呶々する稗説に惑はされ給はざらんことを望む。

今や教務本所に就き、今回の事態を探究するに、管長大禪師が教務本所各職員を猥下に召寄せて、御訓諭一場の下に各員の意見を呈せられしは、左の三項なりと云（但情報に属す）。

一 目下急迫に際しつゝある、某〇行に対する処理方法に關す

る事。

- 一 常置員会に対する処理の事。
- 一 債権及債務特に債務に対する処分の事。

以上元とより具体的に立案せられたるものにあらざるを以て唯其要を挙ぐるのみ、之を諒せよ、今ま是を或る種の上より觀察すれば、随分重要な件なるに相違なけれども、之を本派立教開宗の上より打算すれば、一小俗事乃ち瑣々たる末事なりと云も不可なかるべし。左りとて大なる河流は、元と涓滴より成るものなれば、敢て瑣末の小事と速断し没了すること能はず。少しく夫が理由を開陳せん。

第一の某〇行はたしかに債権者なり（本山の債務となりしことは別に序すべし）。債権者は財産差押執行処分の権あるものなり。

一たび過ちて之れが処分せらるゝことあらんか、本山千万年の汚流を其歴史に遺し、我神聖とし尊重し帰崇し奉る、微笑塔下及世々の祖師先師に対し、何を以て其屈辱を謝せんとするか、是瑣事として看るべからざる所以の一なり。

第二常置員会は、本派議会の目代として本派の会計を監理し、兼て教務本所至高の顧問たるものなり。其責や大なりとす。今或る期日の下に之を徴集しつゝ、数日の後に至りても教務本所は、開会の時限を報ずるに至らず。此の如きは単に教務本所の失態と看過し已むものならんや。況んや、今回の同会は本年の通常会に於て議未だ尽くさざるものありて、双方確約の下に復たび徴集し開会するものなりとこのことなれば、其必要条件あるは勿論のことな

るべし。爾るに此く失態を演じたるもの、之を本派本末交互の権利義務の問題として論ずる頗る価値あるべし。故に一瑣事として看みるべからざる所以の二なり。

第三負債の事たる之を聞くこと久矣。元來宗派には宗派限り一の政柄（又之を法柄と云）ありて、部下乃ち末派僧侶を統括し得るの全権を有すれども、之れが統治の下に被統治の者をして義務を欠く場合あるも、之に対し毫も制裁を加ふるの法あらず（宗制の下にある徳義上の懲誡は別とす）。故に宗派統治上必要に依り賦課したる金員も、間ま未納となり設令ひ未納せざるまでも納期常に後くれ勝ちとなり、之れが為め予算に定めたる収入の歳定額は一片徒法たるの觀あり。末世の人多くは徳義の制裁を格別慚つべしとも思はぬ結果、遂に一方の統治者側にては一時にもせよ必用の資金は繰り換へて融通を為し、事務の發展を計らざるべからず。是れ教務本所に債務あるの一因なり。

夫れ如此而して債務の始めて現れしは、明治十五年頃の事なりとす。年々債務の積りて終には底止するなきの感ありて、一派には基金を置き以て、頼むべからざる賦課金に依らずして歳計を保持し、一派永久の基を固定せんとせしもの、即はち今の寺班元金なり。寺班元金は設けられたりと雖も、前段述るが如く無制裁者なる横着者は依然として存し、年々教務本所が是元金を借入れ来りて歳計の支出を補填し、一方には歳計支出の上より利子を取入に納め、及元金を返却する等の煩を生じ、近年教務本所の歳計予算に視るも、予算収支十分の二は幾んど是れが出入に充てゝ、左袖

より右袖に移し懐中常に物なきの観あり。吾人は當時既に思ふ、此の如きは経済の當を得たるものとなすべからず、宜しく疾かに一刀両断して歳計収支の方法を改転せざれば、他日大に悔ゆる時あらんと。或は當局者に、或は議員中の個人に就き、姑息手段を廃めらるべしと忠告を為したることもありき。

三十三年の夏 大覚世尊の 御遺形来朝してより、各宗派間に日本大菩提会組織せらる。此時本派執事後藤禪提氏は、我本派選出の委員として、会の重役に挙げらる。偶ま創業の事とて会務進捗に対し会金伴ひて収入なく、資金屢欠乏の苦みあり。後藤禪提氏は、他重役と共に我本派なる時の会計部長日吉執事に依頼し、若干金の融通を為したりと聞く。是れ日本大菩提会と我本派本山と係累を生じたる嚆矢となす、転じて三十四年秋となりて後藤氏去り、日吉執事も亦た退かれ、是より先各宗派の推薦にて前田議事は同会の副会長たり、教務本所にては積等願氏を執事兼会計部長に挙ぐ、此時同会の困徳殆んど其極に達し、村田同会々々長以下尽く某銀行の破産と共に、執行命令を受け財産差押をさせられたり、蓋し前田議事等の新任せられたる役員は此渦中に在らず。於之乎各宗派挙て我本派に哀訴し、一時の救助を請求せらるゝあり。故管長 小林宗補大禪師慈悲の涙もて前田議事執事の兩位に内論を下し玉ひ、結局一片同情の下に日本大菩提会の非運を救拯せり。是ぞ我本派本山の日本大菩提会に係累を重ねし第二の主因なり。果ては救済に救済を積みて現今日本大菩提会が有する債務の多数は、我本山の債権たりしに至る。

内は本派内にありても、外は日本大菩提会に対し債権者としても、何れ債務の免れ得べきことなきは同一にして、其金額の多数なる、係りて本派本山の基礎に関すること疑ふべきに非ず、然れは敢て一小瑣事なりと看過すべからざる第三の主点なりとす。

此の如き重大件と認むる外に事々物々情由の判定に苦しむもの従て多からん。管長大禪師は一に御自身の非徳に帰し御慨歎あらせ玉ふ由に聞く。実に恐れ多き限りなるべし。

斯くて又 管長大禪師には臨時必須の御処分として、今川前管長、積薩水前顧問及三関天慧氏を臨時顧問に任し、虎溪筥庇、釈古槐、東海承天の三氏を参加とし、今の稲葉顧問と共に臨時顧問会なるものを設定せらる。吾人は是れ時局に対する必要の御英断なりと察し奉る。如何なる重大なる件も是等老宿の補贊によりて、明々快々に処理し得られて遺憾なきを期せんとす。

公 報

本派議事式名、不都合ノ廉アリ。一時休務ヲ命シ詮議中。本派常置員会ノ諮詢ヲ経テ、議事事務取扱ヲ置キ、當分議事ノ職務ヲ取扱ハシム。

明治三十七年九月九日

妙心寺派管長 関 実 叢

本派財務ニ関スル緊急ノ件発生シタルニ依リ、特ニ諮詢ノ必要アリ。本山ニ対シ尤モ功勞アル耆宿若干名ヲ召集シ、囑スルニ臨時顧問ヲ以テス。本職ハ本派綱目ノ保障ニ抛リ、善後策ニ付臨機ノ処置ヲ施スヘシ。本派僧侶ハ此際他ニ煽動セラレ、或ハ附和雷同

シ、什伍相混シテ其本分ヲ失却シ、布教伝道ヲ怠ラサル様深く戒
勵スヘシ。

明治卅七年九月九日

本派管長 関 実 叢

議事事務取扱 稲葉 元 厚

本派の事変〔明治37年9月10日 第二〇四号〕

明治三十七年度継続常置員会は、六月中に開設すべき筈なるも、
種々事情のあるありために、遷延亦遷延経過し来りしが熟議一決
して、愈八月十九日を以て開設すべき旨通牒せしを以て、常置員
三玉禅誉、原円応、平松亮卿の三氏は、同月十八日に登山せられ
たりき。翌十九日左の意味の何書を教務本所宛て提出したり。

「常置員会は本日何時頃開会相成候哉何に及び候也」。此れに対す
る教務本所の回答は「本日継続常置員会開会可致の処事故之あり
本日は開会の運に至り兼候運云云」。翌廿日に至るも、本所は同
意味の通牒を齎らせ来りたるを以て、此間常置員は職責上審査を
要する点ありて、平松氏は太秦登記所へ出張し彼是調査の結果、
掩ふべからざる事実を発見せしとして、翌廿一日早朝常置員三名
は、管長猥下に拝謁して伏奏せらる（書面略之）。

此に對し管長猥下は、追て沙汰に及ぶべきを以て滞山せよと命せ
られたりき。當日前田議事は、進退何書を提出して以来、訪問の
客を杜絶し、自ら謹慎を表して目下待命中なり。廿二、三日教務
本所内の風雲頗る騒然たる光景に見受けたり。廿四日午後一時、

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（下）

管長猥下の命に依り、池田議事、木宮執事、永井執事及常置員の
三名は教務本所へ出頭せり。管長猥下は稲葉顧問を従ひ、教務本
所に御親臨あらせられ、議事及執事に対して左の意味にて御親示
ありたり。「一昨日提出の意見書に対しては詮議中なり。本日は
臨時処理すべき件あるに依り、今より執行すべし云云」。亦引続
て「稲葉顧問始め一同へ事の終了するまでは退去すべからず」と
命ぜられたり。管長猥下は積執事を召喚して、教務本所貯蔵の公
債證書に関する諸帳簿及一切の書類を、即時當職に提出すべし云
云命ぜられると共に、以上の常置員三名に該公債證書検閲を命
じ、又池田議事に立会を命ぜられ、其検閲を執行したる結果、金
庫の公債證書に異動あるを発見したり。此事たるや一朝一夕の出
来事にあらずして、遠くは停車場設置、或は育英事業のため、或
は菩提会の関係上より今日の状態に至りたるものなり。管長猥下
は池田議事、積會計部長へ該公債證書の事に対し始末書を差出す
べき旨、及教務本所金庫内の現在品目録を調製し、直ちに當職へ
提出すべき旨命ぜられたり。同夜積等顧へ勤務停止を命ぜらると
同時に、池田議事へ左の命ありたり。「會計部長積等顧、不都合
の廉あるに依り取調中。教務本所勤務を停止し、執事木宮恵満へ
會計部長、事務臨時取扱を命じたるに依り、立会の上教務本所金
庫の鎖鑰及金庫内の物件別紙目録に基き、即時積等顧より木宮恵
満へ引渡ししむべし云々」以上の手續を経て、散場を命ぜられた
るは、午後十一時に垂んとせり。翌廿五日木宮執事、永井執事進
退何書を提出して以来待命せし所、廿七日教務本所常務勤続すべ

き旨命せられたり。亦常置員三名は、本山財務臨時調査の任務を負ひ、目下調査中なり。故に其凡ての事実の真相は、未だ知るに由なし。然るに各新聞紙の報ずる所は、斉東野人の言にして其真相を得たるものにあらず。而して管長猥下は、茲に善後策を講ずるに先ち、本派布教の大敏腕を以て、名ある三関天慧、今川貞山、釈蔭水の三師に臨時顧問を囑托し、以後益、快刀乱麻の概を以て着々善後策に進まるゝ御決心なりと。

●言議 名古屋なる柴田某と云る人、我 ○○○○に對して、日本大菩提會債務に關して、名古屋有志者等は、我妙心寺と直接に協議して、夫の有名なる同會の債務を五万円に減額せり。

是に付ては妙心寺當局者には、言ふべからざる不都合の事態ありと申告せし由なるに付、之を聞き糺したるに、我當局者は名古屋有志者等は勿論のこと、柴田など云る儕輩に一度も逢しことなく、又同會の債務を五万円にするのせぬのと協議を為したることもなく、況んや柴田など名乗れる人に面會せしこともなしと謂はれたり。而して日置副會長よりの書面に、柴田なるものに上件の事を詰問したるに、同人は斯る話をなせしことなしと云へりとのこと。左すれば我○○○○の仰せありしことも何人かの捏造にて、言を柴田と云人に仮りしものにて、太だ氣の毒の次第なりと、或る人の語らるゝまゝに此くは記しつ。

●我聞く 本年四月中、前田議事が在東京柴氏よりの電音に依り、東上せられしことは曾て聞く所なるが、他にて推測する某官衙に在るシハなる人にてはなき由に洩れ聞きたり。

●野原稻藏先生 同氏は曾て在京せらるゝこと殆んど九年。其間本輪の記者及編輯人として本派に貢獻せらるゝ所多く、花園學林の教授としては、吾本派内の子弟其薰陶提撕を蒙りし者亦た甚だ多し。特に氏が温藉なる性質は、内外の道俗挙りて稱賛し、為めに交盟を乞ふもの些なからず。此頃家事の爲めに、従事せられたる従前の任を一切是に辭し、故山に向はる吾人何ぞ哀別の情に耐へんや。同氏が前田議事へ宛てられける書中に、

將去洛陽偶賦

飄零為客九星霜、物色依然古洛陽、自怪風流緣甚薄、又追婦雁向故鄉

日暹寺住職交代（明治37年9月10日 第二〇四号）

名古屋なる覺王山日暹寺の住職は、立教開宗の新古に依りて順次交番任期を一年とし、昨年八月天台座主吉田源応師就任したるが、去月は満期に付、通次番たる天台宗真盛派管長石山覺湛師交代就任することゝ為りたり。

本派の事態と杞憂（明治37年9月25日 第二〇五号）

本派の財政事変なるものを惹起せる大要は、前号の誌上を以て報じたりき、而して茲に起るべきものは其善後策之れなり。當路者の処置の如何は、本派將來の消長に重大なる關係を有するものなりとす。

英明なる管長大禪師は、事態の容易ならざるを道破して、綱目の

規定外に、本派に於て名声噴々の宿老今川貞山、釈薩水、三関天慧の三氏を座右に召喚して事々を諮詢せられ、其態度をして益深重ならしむるは、至極適當なる挙にして吾人の賞賛に堪へざる所なり。而して一方に於ては稲葉元厚、木宮恵満、三玉禪誉、原円応、平松亮卿氏を以て本山財務臨時調査員として、其調査を命ぜられ、着々事務進捗しつゝありと云ふ。

這般財政改革の首頭として、昼夜御心慮を煩はし奉る管長大禪師、及び蹇々匪躬の誠を尽して、事に當られる宿老顧問、財務整理員諸氏の勞に対して、吾人は多大の感謝を払はざるべからず。其進行上殊に刑事問題の重大事件を提起するの止むなきに至るに於てをや。此挙の適當なると否とに就ては今更論すべきにあらず。只一派の全体より見て、頗る軽からざるものなるを以て、一派の僧侶は勿論、其檀信徒は後來其進行の如何に向て、常に深き注意を払ふものなり。

此提案に就ては云ふまでもなく、當路者は経営慘憺、研究に研究を重ねたる結果、此挙に出でたることに於て何人も疑はざる所なり。然れども此事件の落着いて衆論異説紛々として其帰着する所を知らず。今爰に此等の説を綜合概括して、事態の進行を見る、敢て徒勞の業にあらず。

第一、此等の事変を惹起したるは、前田氏等の憎むべき行為に由来して、其罪跡は掩ふべからず、今は早前田氏等自身に於ても其免るべからざるを自覚せるものなり。本派将来のため其罪堂々責むべきなり。亦綱目の規定を見るも決して此を仮借し置くべきに

あらず。

然し此回提起したる事件たるや、要するに前田氏等の行為の処罰問題よりも、寧財務整理上より来りたるものゝ如し。此言にして果して真なりとすれば、其目的とする所は、某々銀行に入れる拾万円の公債券の返還にあり。其方法として前田氏等の今日（雜報欄に就て見るべし）あるに至れり。

本派が菩提会に手を染めて以来、財政界の紊亂は世間噴々たる所なりき。其間多年、各宗派に關係する事極めて複雑錯綜するを想像するに難からず。其進行尋常一様にあらずして多数の時日を要するあらば、仮令其結果成功したるとも、其間に消費する莫大の金額を投ぜざるべからず。若しも不幸にして三年乃至五年の長日月に至るとすれば、徒に法律家の餌食となりて、其結局する所数万の巨金を投じて罪人を宣告するに終るのみと。

第二、這般の事件幸にして好結果に終局するあるも、尚ほ第三者より畏こき本派の至尊を被告とる如き不幸あるときは、内に本派の禍根を益増殖せしめ、外に幾万の信徒の信念に影響して、其統一する所なきに至らば、本派の前途実に雄々しき大事なりとす。其事情異なれりと雖も、東本願寺の財政紊亂より延て今日の窮狀に至りたるは実に好模範なりき云云。

其云為する所畢竟するに以上の二者に過ぎず。而して其何れか果して真理なるや否、法律の明なき者の探知する所にあらざるも、赤誠以て関山下の前途を思ふの心底より現はれたるものとすれば、敢て傾聴の価値なきものとせず。然れども今更如何に云為す

るあるも、事既に死後の医談のみ。後來は只當路者の智囊に待ぎるべからず。

公 報

本派一般寺院

明治三十七年九月九日宣示第二、五行目ノ本派ハ「妙心寺派」ノ誤植ナリ。右報告ス。

明治三十七年九月十一日

妙心寺派教務本所

普告第百〇六号

本派一般寺院

明治三十七年七月九日普告第百〇四号ヲ以テ、本派議員選挙ヲ行ハシメタル。第十三選挙区議員投票ハ再審査ノ結果、有効ト確定セルヲ以テ、同年九月十日普告第百〇五号中第十三選挙区議員選挙ニ関スル事項ヲ取消ス。

妙心寺派管長 関 実 叢

明治三十七年九月十七日

本派の事変〔明治37年9月25日 第二〇五号〕

端なくも本派事変なるものを惹起せり、前号を以て宿老顧問の任命までの消息は大要報じたり。其後二十日までの推移を摘要せば、▲四日釈薩水、三関天慧両氏の登山なきも、茲に緊急事件あるを以て、既に登山せられたる宿老と夜十一時頃より秘密会を開き、徹夜凝議する所ありたり。當日の会合者は、

管長大禪師、稲葉元厚、今川貞山、虎溪完応、釈古槐、東海承

天、木宮執事、永井執事、三玉禅誉、原円応、平松亮卿

の諸氏にして、此会の組織たる最も秘密を守り、表面には何等発表せざるも、事実後來取るべき方針に就て、頗る堅固に一致したるものと記者之を認む。▲翌五日愈々前田氏を刑事被告として、関係者は其筋へ手続に及びたりと聞く。▲六日顧問会の開設は、本日をも以て始むべき筈なるも、釈薩水、三関天慧の両氏は都合ありて登山の期日を後れられたるを以て其運びに至らず。▲七日夜、釈薩水氏登山せられたりき。當日妙法院門跡村田寂順師は、三十九度の高熱の病軀にも拘らず、二尊院住職貴志寂忍氏と同行して大森知事の内意に依り、妙心寺事変に対し、法廷或は監督庁を煩はす事あるに至りては僧界の面目立たず。可成穩かなる方針を執るべしとの意を齎せられたりと。管長大禪師は、當派は當派の綱目ありて、其定むる所に従ひ至當の処分をなすべし。決して不法の処置に出るあらず。幸に安心あれど答へられたりと聞く。▲八日宿老顧問会は、本日より開くべき筈なるが、三関天慧氏八日夕入浴すべき旨の打電達したれば、九日に延期したり。▲九日各宿老七名参集したるを以て、本日午後三時過ぎより同会を開会し、管長大禪師を始め木宮執事、永井執事、三玉禅誉、原円応、平松亮卿の諸氏出席せられ、一条の挨拶ありて次で諮問案を配布したり。其大要は負債償却の方法、台湾北海道に於ける寺院説教所に対する方法、花園学林に対する方針、其他細目に渡る箇条ありたり。斯る重大なる要件を議するは固より即決すべきにあらず。故に一日の熟考時間を与へ、十一日午前開会するを約し点

灯後に散会したり。▲十日休会。▲十一日顧問会を開きたり。議題は前記の如くにして、其決議如何になり行きしや未だ聞くに由なし。然れども同会が十九日まで休会されたるより以て見れば、議員の考案未だ熟慮するに暇なきに由るもの、如し。▲十二日木宮執事は京都地方裁判所に出頭し、其筋の役人に面会を求め申上する所ありたり。▲十三日伊藤検事は前田氏に宛取調の件あるに付、十四日午前八時検事局へ出頭すべき旨召喚書を発したり。▲十四日前田氏は検事局に出頭して種々取調を受け、続て四十九、京都の両銀行に打電して、妙心寺の債権に関する一切の書類を携帯して、役員一名即刻出頭すべき旨を命じたり。四十九より片山茂三郎、京都より田中光太郎出頭せり。両氏に就き取調を終りて、再び前田氏に就き尋問を継続し、亦更に公證人樺井保親を召喚し氏に就て取調を終へ、三たび前田氏を取調べたり。検事は書記一名を伴ひて午後五時過ぎより妙心寺に出頭して、管長大禪師及池田議事、永井執事に就て訊問する所あり。十一時過ぎ終りたりと云ふ。▲十五日伊藤検事は、午前八時より花園警察署に於て、池田議事、永井執事、積會計部長を召喚して、午後一時まで訊問を継続せりと。▲十六日花園警察署に於て、前田、積の両氏を召喚して、前日の引続きの調査を遂行し、更に両氏に承諾同行を求めて、裁判所に伴ひたるは正午過ぎなり。夫より質問の件あるにつき、四十九銀行の片山茂三郎に出頭を命じたり。同夜山川検事は両氏に対し公私文書偽造行使、私印盗用、詐欺取財の罪名の下に起訴手続を終へ、其後未決監に収容したりと。▲十七日午

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

前十一時過ぎより、伊藤検事、浅見判事は、川越書記及刑事巡查を従へ、前田氏の宅に出張し、家宅搜索を為し、続て片山茂三郎宅、樺井保親宅積氏の家宅搜索を遂行したりと。顧問会は前記の如く十九日まで延会したるが、前田氏等拘引のため、期を早め本日後顧問会を開きたり。▲十八日竜泉菴、春光院其他関係者二三の家宅搜索をなしたりき。▲十九日宿老顧問会は、老僧中二三差支あるより、二十日午後一時よりの開会を延期せり。▲二十日午後三時より開会せし顧問会の決議を聞くに、花園学林は従来如く継続すること。本山の經常費は能ふ限り削減すること。北海道並に台湾布教に従来補助し来たりたる費は全廃し、唯保護を与ふることに止め、自由の方針を取らしむること。

妙心寺派教務本所録事〔明治37年9月25日 第二〇五号〕

本派議事 前田 誠 節

本派議事ヲ免ス(明治三十七年九月廿二日管長)。

本派執事 積 等 顧

本派執事ヲ免ス(全上管長)。

誠勗状〔明治37年9月25日 第二〇五号〕

誠 勗 状 本派議事 前田 誠 節

右、本派基本財産タル寺班元金ノ全部、及本山蓄積ノ保存金ヲ濫用シ、遂ニ本山ヲシテ不慮ノ悲境ニ陥ラシメタリ。

抑モ議事ノ職責タル法令ノ厳正ト秩序ノ整肅ヲ保全シ、本派役員

ノ首班トシテ管長補佐ノ重任ヲ尽スヲ以テ本務トス。爾ルヲ自ラ不正ノ行為ヲナシテ、本派ノ体面ヲ汚辱シ、患害ヲ将来ニ貽スガ如キハ、蓋シ恕スベカラザルノ主点トス。

依テ本派役員服務規程ニ問ヒ、同規程第十条ニ明示有心故造ヲ以テ論ジ、當役ヲ罷免ス

明治三十七年九月廿二日

妙心寺派 教務 本 所

誠 勗 状

本派執事 積 等 顧

右、本派基本財産タル寺班元金ノ全部、及本山蓄積ノ保存金ヲ濫用シ、遂ニ本山ヲシテ不慮ノ悲境ニ陥ラシメタリ。

抑モ会計部主任執事ノ職責タル本派綱目法則及教令ノ定ムル所ニ從ヒ、誠心誠意理財ノ一点ニ尽瘁スルヲ以テ本務トス。爾ルヲ之ニ反シ却テ不正ノ行為ヲナシテ本派ノ体面ヲ汚辱シ、患害ヲ将来ニ貽スカ如キハ、蓋シ恕スベキノ余地ナキモノトス。

依テ本派役員服務規程ニ問ヒ、同規程第十条ニ明示スル有心故造ヲ以テ論ジ、當役ヲ罷免ス。

明治三十七年九月廿二日

妙心寺派 教務 本 所

公 報

愛ニ内務大臣ノ認可ヲ得タル本派綱目施行ノ必要ニ依リ、教務本所例補則ヲ定メ、之ヲ布達ス。

所例補則ヲ定メ、之ヲ布達ス。

妙心寺派管長 関 実 叢

明治三十七年九月三十日

議事事務取扱 稲 葉 元 厚
執 事 永 井 智 嶺
執 事 木 宮 恵 満

教令第四拾八号

妙心寺派教務本所例補則

第一条 本則ハ本派綱目第三十九条ニ基キ之ヲ制定ス。

第二条 議事又ハ執事ノ執務上ニ関シ、管長ニ於テ調査上必要ト認メタルトキハ、議事又ハ執事ニ休務ヲ命シ、其執務ヲ停止スルコトヲ得。

第三条 前条ニ依リ、議事又ハ執事休務ヲ命セラレタル為メ、議事又ハ執事ニ執務者ナキニ至リタルトキハ、管長ハ其特撰ヲ以テ、議事執事ノ定員内ニ於テ臨時議事。

菩提会〔明治37年10月25日 第二〇七号〕

菩提会の事業漸く其緒に着くまでに運びたる所、今回妙心寺事変なるもの起りて、副会長たる前田及釈氏の被告となりて、また

一頓挫を来たし、去頃妙心寺は菩提会長たる妙法院門跡に向て五万円の貸金を催促したるが、妙法院に於ては此義務を各宗派

管長の分担すべきものたるは勿論なり。依て先頃妙法院門跡村田寂順師は此程前御遺形奉安事務所総理、兼日本大菩提会長の肩書

を以て「衷曲肅啓」と題する長文を各宗派管長に配布せり。篇中の要旨は大菩提会の失態に終りたる顛末を細叙したるものにし

の要旨は大菩提会の失態に終りたる顛末を細叙したるものにし

の要旨は大菩提会の失態に終りたる顛末を細叙したるものにし

て、其結局は前田、釈氏の疑獄に及び、過去五ヶ年間に拾数万円の負債を為したるにつき、此上は正當なる手續に基き、自然に償却の道を講ぜざるべからず。就ては一日も早く各宗派会を開き、名古屋期成同盟会総代吉田禄在、小栗富次郎、服部小十郎が當時の比較調査員に対して為したる契約書の、右委員中曹洞宗弘津説三師の保管に係り居るもの、回収を促し、更に委員を選びて名古屋派に交渉し、奉安殿の建築を速成して、同盟の誓願を永遠に貫徹せられたし、云云と切言せるが、猶ほ文中左の言の如きは、最も注目し値ひするものなり。

却説三回宗派会の決議実行せざるが為め、旧職員より督促したる結果、現菩提会副会長、日置黙仙師、前会長、寂順起対し、金拾壹万六千参拾九円八拾貳錢五厘の約束手形を領掌したるも、是亦実行なきにつき、速に起訴すべき旨は他の癡思ありと雖ども、苟も慈悲忍辱を旨とする仏弟子にして、さる行為をなすに忍ばんやと抑制し居候。然れども現に妙心寺に於ては、山内両住職を告発入獄せしめたる以上は、随喜菩提会々長以下に係り、何時産財差押に及訴あらんも計難し云云。

其後、各宗派管長等より、臨時宗派会開催の意見に同情を表するもの多く、大谷派は何時にても委員を出すと申込み、浄土宗西山派は、各宗派の尽力あらば管長も委員も出席すべしと申込み、臨濟各派も委員を出すべしと云、永源寺派管長、芦津実全師は去頃妙法院に來りて、可及的尽力すべきを約し、融通念仏宗管長、清涼得善師も妙法院に來り尽力を約し、真宗誠照寺派管長、二条秀

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

源師は書面を以て何時にても管長出席すべき旨を申來りたるよしなるが、宗派会を開催するには管長三名以上の發起者を要し、日蓮宗、曹洞宗、真言宗等の大宗派にして何等の回答なき故、未だ宗派会開会の運びに至らずと云ふ。

雑報 (明治37年11月25日 第二〇八号)

妙心寺事件彙報

▲妙心寺派臨時議會十月五日開会、其模様は大概議事録にあり、日吉全識の某氏に語れるには「関管長は大橋銀行よりの負債五万円には捺印したるも、四十九銀行の五万円と京都銀行の五万円とは毫も知らざる所なりと云はれたる由なれども、大橋銀行の五万円に捺印したるは違法ならずとなすべからず。此等のことに關しては事後承諾の規程もあることなれども、之を秘密に附して何等の報告もなさず、遂に今日に至り事の進行上止むを得ず報告し始めて、事後承諾を求むるが如きは、至當の処置にあらず。兎も角も大橋銀行の五万円は、妙心寺として之に捺印せざるべからざるの借金なりや否やは疑問なり。尤も前田等の手續に依らずして、擅に寺班金を費消したるは違法には相違なし。之と同時に関管長の行為も前田の罪状と五十歩百歩なり云云。

▲六日午後一時、執事木宮氏は、地方裁判所予審廷へ召喚され、四時まで浅見判事の訊問を受く。住友銀行京都支店長、久保喜久三氏も亦訊問を受く。四十九銀行の片山氏も召喚せらる。

▲常置員会 臨時議會は、大橋銀行の五万円に事後承諾を与へざ

りしかば、本山は進退に窮し、遂に十一日を以て本会は開かれたり。出席者は原円庵、平松亮卿、三宅玄魯の三師なり。而て其決議は左の二件を承認するにあり曰く、

一、議案第一号、三十五年度派債金五万円に事後承諾を求むる件。

二、議案第二号、同年大日本菩提会へ五万円貸出金に事後承諾を求むる件。

▲今回の事件に於て、妙心寺が一派の本山として、將た人道德義を唯一の標識として社会に立つ宗教家たる点に於て蒙る無形上の損害は、非常なるべく。若し金銭に換算し得べくんば、妙心寺の負債以上なりと論ずるものあり。

▲金貸業尾木久保は、妙心事件連累者として三十一日に拘引さる。同二十三日には、公證人権井保親、五条警察の和田刑事の手にて拘引せらる。

▲京都新聞 十九日同新聞は記して曰く、前田氏を刑事被告人として出訴したるは、所謂血で血を洗ふものなり、妙心寺が出訴したる大凡、左の三理由に依りてなり。

一、従来より前田に反対の一派が、此機に乗じて彼を排斥したるなり。

二、貳拾万円の寺班金を一文残らず費消したるは、門末に対して申訳なきが故なり。

三、四十九銀行、京都銀行に担保として預け入れある拾万円余の公債證書を取り返し、債務全部を無効ならしめん為也。

此中最も重きを第三理由となす。果して此理由を以て出訴したるものなりとせば、宗教家の生命たる道徳は、毫も眼中に置かざるものと云ふべし。▲前記二銀行より相當の手續を経て借り受けしものを、仮令前田と管長との間に手違ありしとは云へ、第三者たる其銀行に迷惑を及ぼして、自己のみ宜ければ可なりとは、俗人社会にありても極めて卑しむべき心術なりと云ふべし。仏教各宗中最も重望ある妙心寺に、斯る卑劣心なきは明かなる事なり、云々と。妙心寺たるもの、京都新聞の言論を傾聴さざるべからず。

▲宗匠会なるもの、十一月七日教会詰所に於て開催さる。其内容には兎角の評あり、余輩は宗匠たるもの、輕拳の行動を怡ばず。

決議書

一、管長の選挙法は従来の公選挙法を廃し、各本派専門道場の師家を以て互選する事。

二、各専門道場の師家を以て顧問とす。

三、議会は本山紀察の旧例に依り四本庵の住職を評席とし、衆議を以て定むるものとす。

四、普通学は適宜に公立学校へ入るを可とす。

五、専門道場は甲乙なく一定たること。

発起人は中原鄧州師にして、出席者は東海蟠州師見性宗般師にして、他は悉く代僧のみなりき。

▲妙心寺門跡、村田寂順師は、九日に予審判事の審問を受く。

▲前田、積両氏の被告事件は、既に取調べ完結し、浅見予審判事

は、伊藤主任検事に一件書類を送付したれば、同検事は目下書類の閲覧中なり。何れ近日中に予審結決を告ぐるならん。

▲天沢文雅、菊地清隠両師は十四日登山して、制度調査委員の辞令を受けたり。尚管長顧問、稲葉元厚師も其中に加へらるゝ由。

▲大橋銀行の強硬談判に窮してか、本山は今回新に参万五千円を、山水屏風（伝相阿弥の筆）一雙外十七点を担保として、大阪の某氏より借り入るゝ事に決して、府知事に向ひ成規の許可を請願せしに、府庁に於ては目下内務大臣に申請中なりと。十七日頃にての噂。

▲南天棒上申書を出す。其要に曰く、関管長遷化の廉により前田、釈の特赦を行ひ、且告訴を取り下げ、又従来多数の懲戒処分を受けたる僧侶に対し、同様特赦を行へば、故管長追悼の意ともなるべし云云。鄧州師の提出の是非は、読者の判断に一任す。

▲藤島了穂氏は、本派本願寺法主の命を受けて、妙心寺事件の調停に尽力しつゝありと。又云ふ前田派の人より、密々に同氏に揉消運動を依頼せしなりと。何れも道聴途説。

▲整理委員の言。妙心寺派が本山内より刑事被告人を出せしに就ては、世間或は彼是れと批評するものあれども、管長は全く一身を犠牲とし、毀誉褒貶の外に立ちて、本山多年の精弊を打破し、一大革新を断行するの決心より出でしものなれば、勿論管長の遺志を継続して、其目的を遂行せざるべからず。想ふに遠からずして選挙さるべき新管長と雖、亦必ず其方針を変更するが如き事あらざるべし。勿論道徳を基礎とする宗教家が、派内の者を告訴し

て法律の罪人となすが如きは、一見不都合なるが如きも、事極端に涉れば亦、極端の手段を以て之に応ぜざるべからず。毒を以て毒を制するは已むを得ざればなり。

内務省辺にても、近時仏教徒間の腐敗墮落は殆ど其極点に達し、各本山等に於ても種々なる風説を聞くも、何分其派内に於て、生中道徳とか宗派の面目とか云ふ事に拘泥して、果断の処置に出づる能はざるより手の付け様なく、随て其弊害益甚だしきも、今回妙心寺に於て此果断の処置ありしは、寧ろ吾国仏教界の為め喜ぶべしと云ひ合へる由。之整理委員某氏の言なり。

▲次号よりは、最も精密なる報導をなさん。読者翹足鶴首して俟て。

本派臨時議會（第二回）〔明治37年11月25日 第二〇八号〕

○ 第二日（十月六日）出席議員廿九名。

第六 本所委員報告、第七 常置員報告、第八 臨時財務調査員報告、第九 第一号議案第一読会、第十 右案附托特別委員選挙、第十一 第二号議案第一読会、第十二 右案附托特別委員選挙、第十三 第三号議案第一読会、第十四 右案附托特別委員選挙（以上）。

議長（岐津師）報告して曰く、昨日委員選挙の時請願委員で三番及十五番議員は、同点でありましたが、法臈により原義賞師の當選です。組長等は其処に掲げてありますから御承知を願ひ升。これより第六号議案の報告にうつります。尚本所より右の通知があ

りましたから、朗読致し升。

『二月五日提出したる秘密会請求書右撤回候也』

これより本所委員の報告を致させます。

本所委員（木宮師）本日の報告は、人身攻撃又は誹謗等に渡る様な次第で、誠に言ふに忍びざる事柄もありますから、昨日秘密会議を希望しましたけれども、御承諾なきゆゑ、勢ひ止むを得ず報告致しますが、其来歴たるや仲々長くもありますから、前後矛盾の場合もありますやうが、其辺は御了知あつて御海容ありたし。

前以てお断り申置ますが、元より私共が番外に列席する様な訳ではないですけれども、御承知の通り、八月廿六日前田誠節師及積等顧師等の議事は、不在中ゆゑ管長猥下より直接に私共兩名を御召喚になりました、種々御懇篤なる御説諭を受けました。けれどももとても議事代理の任務を完うすることは出来ませんから、段々御断り申しましたけれども御許しがありません。尚一兩日経過の後ち、私共を御召喚になりました、猥下の仰せらるゝには、お前等が代理をして呉れぬでは本所は閉鎖せねばならぬ。然れども此本所と云ふものは、個人の設立ではなくて、政府より委託の事務所である故、夫れ〳〵手続を経ねばならぬ。次第依て、仮りに事務を執り呉れよ、と懇々御諭しでしたから拜命しましたが、各位へ対し面目なきも忍んで列席しました訳ゆゑ、此辺各員御諒知を願ひ升。今回の大事件の話は、長くもありますゆゑ、自然報告の時間も長くなります。然るに昨日も、予審廷より出頭せよとのことで参りましたが、尚本日も只今出頭せよとのことですから、余

り長く報告致して居る訳にはゆきませんから、途中で暇を貰はねばならぬかも知れません。何卒其辺前以て御断り申置升。

抑も今回事件の起因は、昨年八月八日、大日本菩提会々長村田寂順師が、現管長猥下に相見せられ、其節の示談に返却の好方法なきゆゑ、何卒貴本山に於て御融通を願ひ度し云云もあり、又一方には其後、春光院の方へ本所議員一同にて来て頂きたいと、前田師より申し来ました。それ故に参りました。すると前田師曰く、前管長より某銀行に借り入れた金五万円の債務者は、妙心寺なる名義を以て公正證書を変更してもらひたい。私共は初耳の事とて、如何様に返答して可ならんと苦心の結果、同意は致しませんが、元来起債に當ては、夫れ〳〵規定あるにも拘らず、其手続を経ないものに向て同意する能はず。加之菩提会の現況に鑑み、更に信用を措くことができませんから、債務者となることは六ヶ敷と申しましたれば、前田師の云ふに、イヤ夫程心配するに及ばず。村田寂順及日置黙仙より出したる約束手形を見せられました。其手形は五万円拾万円でした。然るに凡て手形と云ふものは有効期限のあるもので、其期限を経過すれば無効に属するものである。然るに其見せられた手形は、既に期限切れてあるのですから信ずることは出来ぬ。故に速答は六ヶ敷と云て、其日散場しましたが、其時からして本所職員は自然二派に分かれ、此後四名（池田師、木宮師、永井師、稲葉師）の者が数回協議の後、前田、積の様子を探て見ますに、誠に怪しき点が多いのです。却説其節銀行より請求を受くる様になつた原因は、第一に管長猥下遷

化せられたのが一原因。第二に某銀行に借入してをることを、妙心寺重役全体が承知の上と思てをりに、段々探で見ると前田、積の二師より外に承知して居らぬと云ふことを知た故に、請求が甚しかつたのです。又其節前田師曰、十一月には各宗会議もあることであるから、菩提会へ貸付たる拾参万六千円は、其時になれば必ず返済の見込がある故に、決て憂ふる様な事はさせぬ。尚約束手形の役立と否とに就て心配があれば、菩提会奉迎の節買入れである吉田山、此等を担保にしても差支へない、といはれましたが、種々協議の結果、信が措ませぬから、八日より十二日迄、焦心熟慮して決議する所ありたり。四名の決議（池田、稲葉、木宮、永井師）。抑も銀行より借入せしは、前田、積の両師であるが、其幹旋の勞をとられしは、青山宗完師、及日吉師であるとの事依て、此二人の御方より池田師に依頼し、某銀行へ行て貰ふ様に手続をしたがよいとの事にて、池田師に美濃へ行て貰ひました。然るに某銀行では前陳の次第ですから、一刻も延期を承知させぬ。右の次第ですから、池田及青山、日吉の諸師は空く帰山せられました。此時の本山の現況は如何でありましたか。実に危機一髪とすれば、今にも強制施行せられる趣きあり。嗚呼六百年來威嚴を損ぜざりし大本山が、一大恥辱を蒙らねばならぬとは、実に慷慨に堪へませぬ。夫れかと云ひ、書きかへずにをく訳にはいかず、如何せんと種々協議の結果、吾々犠牲となりて議会の面目を立てねばすまぬ、又三関師、今川師、積師、虎溪師等の耆宿もあるに拘らず、僅かに五万円位の事で本山が強制施行と云

『正法輪』における仏骨奉迎の記事について（下）

ふ事をきかれたなれば、実に潜然と涙を漏ぼさるゝ事ならん。嗚呼如何した者ならん。然るに前申す通り、日吉師、青山師は固より此件には関係のある事ゆゑ、第一に心配してもらはねばならぬ。其公正證書の上にも、連帯の借主であるから、何とか心配してもらはねばならんと云し所、日吉師の曰くには、此債務には関係なしと言はれました。尚ほ私共が推測しますに、吉田山の代価も此の五万円の内から出たかもしれません。してみれば、貴師も関係なしとは云へません故に、共に此件に就ては心配して下さいてもよろしい。右様に段々協議の結果、前管長時代より五万円の借財のある事は、前田師の話なれども、果して然るや否やを承認する確たる証拠はない。然るに今は二派と別れた上故、私は直接前田師に話が為し難い。依て池田師を紹介に入れ、話させしも確たる証拠なくして、其返事に公正證書を書きかへるとの話なれども、是れは承知出来ませぬ。兎に角証拠を見た已上でなければ、書きかへは出来ぬ、といひました。已上、件の如く書き替後でなければ公正證書を見る事は出来ず、又管長遷化後の事なれば、見る手係もなく、誠に困難しましたけれども、前管長陛下は承知してをられたに相違ない様です。何となれば二十三日に、某銀行員来り曰く、前管長御存命中に、天授僧堂にありて其節隠待をして居た坊様は、此事を承知してをられた様に思ひ升云云と、昨年議会の時も議員の質問ありましたから、其後借財の理由書を請求しましたれば、前田、積二師より左の覚書が参りました。

『覚書』一、日本大菩提会々々長村田寂順始め、同会役員は会資補

充の爲め、大垣大橋銀行より、明治卅五年五月以後、数回に金五万円を借入れたり。其際同銀行の請求ありて、日本大菩提会長は、妙心寺住職故小林宗補に依頼し、保證人たらしめたり。▲一、明治三十五年十一月、日本大菩提会は京都を引払ふに至り、大橋は同会役員に対し、貸金の返済を請求するや、是より以前同会負債は、或る一定の期間に名古屋より弁償すべきが故に、延期を申込たる末、遂に大橋の請求と日本大菩提会の請嘱により、妙心寺住職故小林宗補は一時債務者となりて、大橋に対し負債をなし、一方日本菩提会に対しては債権者となりて、確約を為すの下に、債権を施行する手続を了したり。▲一、明治三十六年五月は、大橋に債務の弁済を了すべき期限なれども、名古屋は京都に対し負債を返還せず。於是や止むなく妙心寺は大橋に対し、本年九月迄延期の承諾を請求せり。是より先き数次、妙心寺は日本大菩提会在京都役員に対し、又元役員共に、名古屋に対し各自負債の権利義務に就き、往復対話尽さざる所なしと雖も、之が解決を見るに至らず。遂に大橋は妙心寺に対し、證書更改の旨を迫促するを以て、日本大菩提会在京都元役員よりは、妙心寺に対し證書を差入れしめ、妙心寺は前例により、大橋に対し證書を差入るべきの手続をなさざるべからざる場合に至る。右事実相違無之候也云云。

右の覚書に依れば、證據は不明なれども、前管長猥下承諾の手続は解かれたれども、右書の後の処にある通り、日本大菩提会より妙心寺に対し、公正證書を差入れる云々と云ふ事は、私共信を描

く事は出来ぬのです。故に彼等両師は、此点を承知せぬと思ひし所からして、左の約定書を入れました。『約定書』今般美濃国安八郡大垣町大橋銀行より、金五万円を妙心寺に借入れ、該金を前日本大菩提会長村田寂順へ貸与するに就ては、他日間違無之爲め、向ふ三十日間已内に成規の手続を経、拙者等より妙心寺へ、左の担保品を差入、借用證書作用すること。▲一、春光院所有の動産不動産一切。▲一、積等願所有の動産不動産一切。▲一、前田誠節所有の動産不動産一切。▲一、日吉全識所有の吉田山山林一切。右約定の通、無相違履行可致候依而如件。

右の約定の通り、担保品を妙心寺へ入れるから、何卒同意を願ひたい。其上菩提会よりは、五万円借りたいと云ふ公正證書を入れさせる、とのことでした。右の請求に対し、私共の考に、担保の手続が済だ上で願ひ升。然るに其手続をなすに三十日間を要するとは、余り長過ぎますから、もし早く出来さうに考へます、と云ふたれば、前田師云ふ、日吉所有の分は容易に出来るなれども、其余の手続は檀信徒の調印及知事の認可等も必要であるから、速時に出来かねる。故に其手続の了るのを相俟つ日には、最早や銀行より督促の期日に切迫する。其期日に至つた事なれば、自然銀行の強制執行を受けねばならぬ。其時に至り容赦なきゆゑ、貴師等此辺を斟酌ありて、今貸して貰ひたい、と云事に就て、私共も大に困り、協議の結果、日吉師、青山師にも此事を協議しました。所が然れば私共が此約定書の證人に立つ、との相談がありました処が、此人等は此協議の席では別に資格ないけれど

も、青山師は議長の資格もあり、又日吉師は議員であり且つ常置員の事でもありますから、此両師が證人となれば、よもや間違はないと思ひました。依而約定書の終に、左の調印あり。『前約定の通り、私共責任を帯び、必ず履行可為致依而保證仕候也』右様に、執事監督の位置にあります御方が保證するとの事でありましたから、本派の規約に背く事はできませんから、此時は私も涙を吞で暫時は語る事も出来ませんでした。前申通り、此大事件に対し同意を表する不都合千万、又各位に対しても残念なれども如何せん、強制執行のため且つ二師の説を断はる訳にも行きかぬる所からして、遂に同意をしました。同意を条件として左の覚書をなせり。『覚書』▲一、本派前管長、故小堀宗補禪師、本山住職中、日本大菩提會長村田寂順へ貸与するため、美濃国大垣町大橋銀行より金五万円を借入れ置きたる趣にて、其返済期限云々の為め、本月八日前、日本大菩提會長村田寂順来り、最初の關係より現今の状態を述べ、大橋銀行へ借入金返済延期の取計方を、管長猥下へ依頼あり。同日、前田議事、積執事より、池田、木宮、稲葉、永井へ妙心寺対大橋銀行金五万円貸借の件弁明あり。併せて證券書換の必要より、本件承認の請求を受く。池田、木宮、稲葉、永井は事重大件なれば、四名の相談を纏めて答弁する事を約し、散会す。▲一、翌九日、管長猥下より池田議事へ、本派の体面を汚さざる様配慮せよ、との懇命あり。爾來四名は、日夜合會種々議を凝らすと雖、賛否容易に決せず。竟に關係者青山宗完、日吉全識に協議し、不日開かるべき各宗派会の結了迄、證券書換

の延期を、此の兩人より大橋銀行へ交渉せしむる事に一定し、十日午後、池田議事、美濃大垣へ出張せり。翌十三日、池田議事帰山。大橋銀行延期の請求に応ぜざる旨報告あり。続く日吉、青山兩人登山。善後策に付き斡旋の勞を執る。▲一、一方大橋銀行は、今にも本山へ強制執行に及ぼんとする氣勢を示し、寸時も捨置くべからざる危機に迫れり。▲一、池田、木宮、稲葉、永井の四名は前管長猥下の慈慮に体し、本山の威厳と本派の体面とに重きを措き、左の条件を付して、焦眉の急を救ふ事に決せり。『条件』前田誠節、積等願より成規の手続を経て、妙心寺へ担保を入れ、五万円の借用證書を作成する事。但し担保は、春光院所有の動産不動産一切、積等願所有の動産不動産一切、前田誠節所有の動産不動産一切、日吉全識所有の吉田山山林全部。▲一、互に専断の行為なき様申合せ置くこと。右履行の上にて、前管長、故小堀宗補禪師が本山住職中、日本大菩提會長村田寂順へ貸与するため、大橋銀行より五万円金を妙心寺へ借入れ置きたる事を認め、而して證書の書換を為すに同意す。以上概要如件に候也。右は大橋銀行より強制執行云云に対する覚書でありまして、已上陳述しましたる事は、即ち十月八日より同十九日までに至る手続であります。其後四五日昼夜を通し、眠食を忘れて協議の結果、公正證券書換の事を、現管長猥下に奏上申したのであります。実に此事柄は、前管長猥下には御承知の事なれども、現管長猥下には少しも御存じなきも、強制執行を免る訳には行かんところからして、管長猥下には、忍ぶに忍ぶべからざるところを、涙を揮て證

書の書換をなさつたのであります。已上は證書書換に対する概要略でありまして、此に関する己人の配慮は、到底話し尽す事は出来ません。

次に此五万円の返済を、昨年十二月廿五日限、貳万五千元、本年三月廿五日限、貳万五千元返却する事に書換書が出来たのです。

然るに一方では、日吉、青山両師は、前約定書通り、三十日以内に公正の手續をするとの事ゆゑ、日吉、青山両師を信用して居りに拘らず、其後更に何の返事もなし。故に、私共は一日千秋の思ひをなし、再三再四書面を以て督促せしも、何の返事でもなし。彼是する内、既に三十日も経過し、尚ほ十日十五日と経過するも、更に何の音信もなし。依て三名（池田、木宮、永井各師）連印にて、手紙を以て督促せり。日月経過流水の如く、將に第一返済期日前に迫りしゆゑ、焦心苦慮、管長猥下にも実に宸襟を悩まされたのであります。此際前田、積二師は名古屋にあり。一向無関係の様に付し去りあれり。其當時、青山師より前田師に此事柄を話せし所、前田云ふ、返却方法は出来てをるから傍観してをれ、との事でした。さうなが何と、無人情不徳義極るではありませんか。其後本所内で、上局二名の協議はありましたけれども、私共には点滴も其協議を漏されんのです。依て池田師を中に入れ、度々上局へ惓願せしも、何の返事もなく、又手続の話しもないです。然るに當時、前田、積二師は名古屋に詰きりにて、更に返済の事に付き何の通知もなく、故に既に半額は返却になつたる事と思てをりました。然るに私は従軍僧の件に付、名古屋へ行き

ました其時、前田、積二師の行動を察するに、甚だ不穏な様子が見えました。此時三原、長谷川の二氏も来会し、銀行へ返済云々の相談がありました様な次第で、まだ返済になつてをらんと云ふ事を、私は承知しまして、心配に堪へませんでした。若しも彼の約定書の時、日吉、青山両師が保證をなさらなんだならば、私共も承知しませんでしたに、又三十日間に其手續を選ぶとの約定も履行せられざる様な次第で、誠に各員に思ひがけなき心配をかけたのです。此等の事柄は、御話申すに忍びられん事ながら、話順序上御話し申した訳で、決して誹謗等に渡つた覚はないのです。夫れで五万円に対する事柄の話は是れで止めます。

次に異様の話がありますから、参考迄に御話し申升。外ではありませんが、本年四月に常置員会は開けました。然るに同月廿八日、春光院で開議がある故来てくれとの事でしたから、私共は参りました。其時前田云ふ、昨夜内務省より宇佐勝尾来京、俵屋とか柘屋とかに投宿、同氏より電報にて呼びに來りし故、昨夜行きましたのですが、宇佐の話に今回の出張は、日露事件に付、軍資必要の件にて、既に第一国債及外債の応募も好結果でした。然るに夫では未だ足らんからして、そゝすぐに第二回国債募集すると云ふ訳にもゆかぬから、今度は各宗にて、壹千万円の有価證券の交換を願たいが如何であらう。何分宜布頼むと。是れから宇佐は東京へ帰て、東京の各宗へ頼み込むとの事であつたと、右様の事を話された故に、私（前田）も東奔西奔せねばならぬから、宜敷承知を願ふとの事でした。是れに就て、時節柄皇族方よりは金銀

塊を投ぜられ、軍資に充られる時節であるから、宇佐の申込も成程と思ひました。又前田師曰く、斯る時機に際し、斡旋するは所謂、利益交換であつて、後日宗教法案の際にも、又は仏教を公教とする様な場合には、大に助けになるかもしれない云云、と云へり。私共成程と信じておりました。すると其翌日、宇佐より電報来れりとか。其文は「カイケイヲツレ、スグコイ」との由、故に是より二名上京するから宣布頼む、といはれましたから、私申しますに、常置委員の開会は如何せん、と申しますと、前田云ふ、余り長くもかゝるまひから、との事でしたから、黙諾したのです。然るに開会期来るも、帰山の様子なきゆゑ、五月三十日に電報を出したのです。すると右返報がきたのです。釈宛で出したに、前田の名で發送してをる。「ハナシエンインスル、イヅレリンジカイヒラク、ヒトマヅカイラセヨ」右様の次第でしたから、何とも致し方なき故に、六月中に常置委員会を開く事に決しまして、五月五日に一先各委員を帰国を願た事が御座りましたが、此等の事は常置委員報告にあります。続て五月八日、両師帰山。前田曰、壹千万円の割付方六か數が、併し大蔵省より府知事の手を経て、下げ渡になると云ふ事だけ決議を遂げて、一先帰つた。其時見せられた前田の覚書に、有価証券通常五朱利の上に、二朱五厘を附加するとの事がありました。其余の事は知りません。是に就て此覚書に私共の検印してくれとの事がありました。故に検印して後、此書面は私の方に預かり置きます、と云ひましたれば、前田云ふ、是の書は管長の印を貰はねばならぬから、明日名古屋

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

へ行くから、私が管長の検印を貰ってくるから、其間貸してくれとの事で、書面を渡しました。それから六月になりまして、一向常置委員会を開かれる様子が見えんのです。故に会計部長積等顧に迫りし処、参万円程の無記名公債を記名にしてないから、夫れを記名にした已上で、常置委員会を開くから、夫れ迄見合すとの事で、段々延て六月三十日になるも開会なきゆゑ、已むを得ず常置委員各位へ宛、尚開会延期の電報を發したのです。続て七月一日、詳細の理由を郵書を送たのです。然るに其後尚、開会の様子なきゆゑ、永井師と熟議の上、七月十五日に是非開きたき事を部長に申入れしも、まだ記名が出来ぬとの事でした。私共云く、然らば記名にかきかへができぬ理由を説明して、委員に證書を示したれば可ならん、と申しました。其れに就て手續書があります(手續書省略)。

○同日午後一時開会 出席議員廿九人

議長、今朝に續て、本所員の報告がある筈なるも、已に各員承知の如く、其の主任なる木宮氏は、先刻予審廷へ出頭せられしを以て、報告を續くること能はず。今尚報告半にあること故、同氏帰来早々報告を續くべし。此より日程の示す所に従ひ、常置員の報告を為すべし。若し常置員の報告するも、木宮氏帰来なき時は、財務調査員平和氏より、財務調査の報告を為すべき筈なれば、予め承知あらんことを乞ふ。又先刻第二番議員より、本所員の報告に対する言明ありとの請求ありし様なれども、そは、本所員の報告の全く了りし後に於てせられんことを望む。

第二番、本員も常置員の一人なれども、本年四月以後事故ありて、常置員会に欠席せしを以て、終始の事は委くせざるも、本員の列席中に為したる事由を少しく述べんとす（演壇に登る）。本年四月廿五日に、常置員会を開会すること故、上京して會議に参加せり。同会を性質より区分するときは、臨時通常の二種とす。本所より提出の議案を示せば、▲第一号一、法則第四十号本派教育例（改正）施行の件一、法則第四十一号本派教師検定例（改正）施行の件。▲第二号一、明治三十三年教務本所歳計決算。▲第三号一、明治三十三年度特別会計法盟義財決算。▲第四号一、明治三十四年度教務本所歳計決算。▲第五号一、明治三十四年度特別会計法盟義財決算。▲第六号一、明治三十五年度教務本所歳計別予算。▲第七号一、明治三十六年度教務本所歳計別予算。

凡て七件にて、法則の改正等は臨時会に属する議案にて、即ち通常会に属する議案は、三十六年度教務本所別予算であります。第一号の教育例は、承認を与へたるも、教師検定例の改正には、承認を与へず。決算及別予算に対して、已に支払を了り居るもの、如きは、今更咎めたりとも其功なきに依り、承認を与へたるも、別予算の如きは、承認を与へざりき。又学林舎増築案の如きも承認せず。開会の劈頭第一に、議事より常置員会開期遷延の言訳をせられしも、自分等は其の何の所以なりしやを質したりしも、単に執事議事の不在の故とのみにて其要領を得ず。要領を得ざるは、予算に関する議案の承認を与ふること能はずと迫りたれば、

追て回答することにて、其日は其俟退出せり。而して、其翌日に至るも何等の沙汰もなし。故に自分等左の如き書面を以て、開期延引の理由の明答を促したり。『請求書』昨日差出したる質問の解答、至急御廻送相成度、此段請求候也。右の請求書に対して、左の書面を交附せられたり。本日御照会、明治三十六年常置員会開会遷延の理由、別紙之通及回答候也。

明治三十五年、本派議会議決の法則改正は、綱目發布後に於ける本派の一大事変なりと信ず。是れが改正に伴ひ、其波及する所の趨勢たるや、教師検定例は大小寺院僧侶に及び、若し容易に発表する所とならば、之が禍害を受くべく。教育例は上下の僧侶将来運命の繋る所延て、本派の消長に關するや頗る大なり。是れを以て教務本所は、前後に鑑み、将来を慮り、緩急の処置其機宜を得ざるべからず。自然法則の認可を受くると同時に、施行上必要の細則認可を受けるに頗る時日を要したる結果にして、畢竟本派の事情斟酌の上より、遂に常置員会を定期に開会する事を得せしめざるに至る。要するに教務本所は、法則施行の上に就き慎重に用意したるが為め、之が遷延を招くものにして、自ら深く反省する所あるを諒せられむ事を望む。右に対し、本員は実に左の如き伺書を提出して、其回答を待てり。『常置員会遷延の理由御回答ありしも、思ふに法則認可は明治卅六年十月なり。然れども、同年度内に開会するの余地ある事は明瞭なり。抑も常置員会は、主として別予算及決算を調査する任務にして、本派最要の機関なり。然るに余地あるにも拘はらず、開会に至らざるは、本員等の首肯す

る能はざる所なり。右に付、更に御回答を要し候也』然る所本所より、右の書面に対する回答来れり。即ち左に示さむ。『三十六年度常置員会開会に関する教務本所の回答は、首肯難成旨、更に通牒に接し候へども、教務本所は、前回答書の外、他意無之候に付、此段御認知相成度候也。附常置員会の任務は、予算決算を調査するを以て主要とするの御意見は、之を諒知致候』

此の如くにして、常置員会の権能は主として、別予算及決算を承認するにあるものなりとて、敢て自分等の意を容るゝの有様なきを以て、止むを得ず本所より提出の議案に就て審議する事とせり。其の時更に本所より提出の議案と云ふは、凡て五件にして左之如し。▲第一号、一、明治三十五年度教務本所歳計決算。▲第二号、一、明治三十五年度特別会計法盟義財決算。▲第三号、一、明治三十七年度教務本所歳計別予算。▲第四号、一、明治三十七年度特別臨時費予算。▲第五号、一、花園学林校舍増築の件。▲番外、一、明治三十六年度学林費不足金請求の件。以上番外共に六件にして、最初に挙げたる七件と合して十三件なり。此の内に於て、教育例検定例は前陳の如く、花園学林増築の件は否認せり。卅七年度特別臨時費は、軍国の費用、即ち従軍費其他目下必須の用に供するものなるを以て、学林費不足金請求の件と共に承認したり。又卅五、卅六年の別予算は、認むる必要なきを以て退けたる也。卅五、卅六年の決算は是認したり。其内に予算に超過したるものありしも、物価の騰貴等にて、全く諒すべき点ありしを以て、之を認めたるなり。然れども、此の如く是認せしと

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

雖も、慢然之を為したるにあらず。将来を堅く戒めて、本所提出の議案は議に登せたるなり。今其本所に呈したる書面を一読せん。『教務本所の歳出にて、将来総予算に超過するときは、教務本所は、本派綱目第十一条第二号の手續を履行すべき事を、誓て宣明せらるべし。右、本月廿六日付、覆牒に対し要求候也。本派綱目第一百十一条第二号の手續は、教務本所誓て履行すべし。右別紙要求に対し宣明候也。右の如く常置員より宣明を要求し、教務本所は、将来誓て履行(綱目第一百十一条第二号を)すべき事を宣明したり。此の前に、金庫内の公債を検閲せん事を要求したりと雖も、當時主任部長釈氏は、東電に接して、前田議事と共に東上して不在なる故を以て、延期を求めたり。自分等は、公債を調査したる上ならずば承認せず、と強ひたるも、会計主任不在にして、自分等の意を貫く事能はず。止むを得ず、其俟にて散会とせり。尚述べたき事もあれども、以下は他の常置員より報ぜらるゝを聞かれん事を望む。因に金庫検閲延期を求められしに付て、教務本所より文書あり。左に示さん。

内務省宗教局長の急電に接し、会計部主任執事、客月廿九日、登局未だ帰山せられざるに依り、公債證書閲覧の件は、追て御通牒に及ぶべく候也。第二十四番、第二番議員の報告に次で、報告は本員より為さんとす(演壇に起つ)。二番議員の報告は、當春の常置員会、即ち五月三日までの事にて了れり。此より本員の為さんとする所は、凡て其後の事に繋れり。已に今朝も本所員より話されし中にもありしが如く、四月開会の常置員会中に急電に接し

て、主任会計積等顧氏、東上後は杏として便りなきを以て、再三再四本員等より常置委員会の開否を質せしに、當時池田議事よりの言に依れば、前田議事、積執事東上中の要務未だ全く結了せず。該件にして結了すれば、常置委員会を召集、開設するの必要あり云云、たりしを以て、我等は帰国して其時を待つの外なしと決心して、將に下山せんとせしに、永井執事は諸君の下山は不得止のことなりと雖も、本年度教務本所別予算は、確定を仰がざるを得ず。左なくては本所の方針定まらず、従て局に當るもの、迷惑一方ならず。願くは別予算を定めし上にて帰国あれと。然らば金庫に在る公債證を取調べるの必要あり。公正證等の利子としての収入金額七千円余ありと聞くと、全く事実なるや否やを確かめざれば、信を措く事難し。若し収入金額、又は有無を質さずして予算を編成し、後に至りて収入の定めし利子の入る事なき場合には、復た更に編成する煩を免れず。故に別予算を編成する前に、是非金庫検閲せざるべからず。金庫検閲了らざる間は、貴意を満たす事能はず云云、と迫りたり。而かも会計主任東上不在なれば、金庫の鍵の所在も知れず。主任の不在中に、金庫を開くも快とせざる所なり、と云はれ、本所員の迷惑も実に察するに余ありたりと雖も、如何ともする事能はず。然る上は、大凡向後幾日経れば、常置委員会開会に至るや、と問へば、最初急報に接し東上せらるゝ時には、両三日中には帰京するとの事なりしに察すれば、多分の日子は要せざるべしとの言を信じて、一日二日と待つ内に、予定の期日を過ぎ去る事幾日なるを知らず。六月十日と云ふが、

中旬となりたるも開会の期に至らず。是に於て我等は、池田議事、永井、木宮両執事の前に於て、若し六月中に契約書の通り常置委員会を開かなければ、曩に為したる約定は無効たる事を告て下山。爾後常置委員会中止の原因たる、内務省宗務局長よりの急電に付て不審を懐きつゝありしが、六月三十日に至るも常置委員会も開けず。是に於て内務省よりの電報なるもの、真偽を確むべく、本員は東上して、種々事情を探りたるも、曾て軍国の費に充てんが為めの債券云云の事を、各宗派に向て政府より交渉せし事を聞かず。疑團は益々堅く、又大になりたるを以て、其筋に就て愈々偽電たりし事を明かにし得たり。夫より日を過す事幾日たるを知らざる位に至りたるも、更に常置委員会開設の通知に接せず。曩に池田、永井両師より東上中、議事執事帰来早々、召集すべき旨を約し置きたるも、其運に至らず。約束は全く空文となり終りたる時、議事前田師、及会計主任積師、今尚不在の故を以て開会に至らざる旨、書面を以て通知し来りしのみにて、其後何等の沙汰もなく日を過す内にも、我等常置員は其職に不忠ならむ事を恐れて、度々書面の往復を為て打合せを為しつゝ、時の至るを待てり。我等が心を勞せし結果、遂に八月十九日より、継続常置委員会を開く事となり、上京して諸方よりの書面、又は風聞によりて不穩の事態を看破し、驚愕一方ならず。事茲に至りては、最早如何とも為す事能はず。断然たる処置をなさんと、所有書類を携て、管長宛下に相見を請ひ胸中を披瀝して、英断を希へり時に、管長宛下は我等の聞知せし事情は御了知にて、涙を吞で法山百年の大

計を策せん事を語られたり。我等は共に俱に愛山の氣を發揮して、慈念に答へん事を誓て退出せり。當時上京の常置員は、三玉原の両師と本員の三名なり。十九日に予定の如く開会に至らず。其事由を質したれば、単に事故あり延期す云云の回答ありたり。翌日も報告に接せず、不審の雲は益々深く銷さんとせり。此間に於て越智、日吉未だ登山の理由を明にすることを得ず。茲に於て益々金庫検閲の急にして必要なる事を感じると同時に、之を遷延して久しきに渡る程、本派の被むる損害の多大なる事を知れり。加之花園学林の敷地を担保として、某所より借入れ金を為せし事を聞き込みたるを以て、太秦登記所に就て事の実否を探り、該学林敷地及建築物を抵當とし（正式に）、若干の金を某所より借入れ、又更に八月二日に二番抵當として借金せり、との事を確めた。是に於て、我等は情を具して、管長猥下の親裁を仰ぐの外なしと協定の上、八月廿一日、書面を以て我等の真意を猥下に上申して、命の降るを待てり。同廿四日、いよいよ継続常置員会を開く事となり、管長猥下の命に依り、所員立会の上にて金庫放開、検閲を為せり。昨年の議会の時、財政調査委員となりて調べし時に有りし、拾余万円の公債は、隻影を留めず。只百円の仮公債四枚ありしのみ。我等始め立会の諸師に至る迄、呆然たらざるものなく、実に意外とも何とも形容し能はざる程にてありき。立会人の積會計部長に、金庫に在りし金高を問ひしに、釈氏云く、総計拾壹万七千円ありしも、只今は壹厘も無しと。驚かざるを得ざるなり。翌日に登所して開議せんことを約して、退出す。翌廿五

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（下）

日、本所提出の議案は、如何經常費に於て不足金填の補事なるも、事甚だ大なるを以て、將に開かんとする議会に問ふの要を認むを以て、其時迄延期を求めて閉会せり。以上は、本五年月以後に於ける、常置員会の経過の概略なりとす。尚、詳細弁じたまき事も多々あれども、更めて財務調査報告の時に譲り、常置員としての報告は、此れにて止む事とせん（下壇）。第五番、学林敷地、及建築物を抵當として借金せしと云はれしが、其證書及登記等も、正式のものとなり居るや否や。第廿四番、其事は調査会の報告の時に為すべし。第十二番、常置員の責任を問ふ。第一常置員会は、毎年四月に開設すべきものなるにも拘はらず、本所員の意に任せて会期の遷延を介せざりしか。第二二番議員の如きは、幾回か本所に逼りて開会を促したるも、不得要領にして、遂に其俣下山せりとの事なりし。常置員は本所員に迫りて事を促すの権能あると共に、議會を代表して本派の体面を保持する為には、充分の責を有する者なりと信ず。然るに教務本所が、何時もくくく不得要領の言を弄するとして、其俣にせし云云の如きは、第一の会期遷延の事と共に、将来に悪慣例を発すの嫌なきや。第廿四番、三十六年度常置員会の開期の遷延を責めらるれば、実に慚汗の外なきも、自分等は自分等の力限り、本所に迫りて促したるも、議事の不在、又は主任部長他行所以を以て遷延、又は遷延退て、今日か今日かと開会の日を待つ中に、卅六年も過ぎたりと云ふ始末にて、其間永井部長より、開会に至らざる理由の書面もあり（手紙を朗読す）。又滞京中、前田議事に面じて開会を請求し、釈執

事を訪て促せし事もあり。此事に關して往復せし公私の文書は、此通り読上に煩はしき程沢山ある位にて、自分等は自分等の出来る丈の事を為して、開会を待ちしものにして、決して自分の権能及責任を自ら捨て、本所員の為す俛にせんと云ふにはあらざるなり。第十二番、二番議員の三十六年に何故、常置員会を開かざるかと本所に迫りしとき、不得要領にして下山せり、とありしは如何。常置員は不得要領に事を附し去るを是とするや。第二番、常置員の職責も知らざるにあらず、又常置員の事の本派の重大なる位の事は、充分了知せるを以て、固より本所員の所為を是認せしにあらず。故に開期の遷延せし事を為したるも、向後は定期の如く誓て開くべしとの事にて、自ら其非を知りて、反省せるを見たるを以て深く追求せず、其俛にして置きたるなり。第十二番、只今の弁明は、甚だ要領を得ず。而かも各員に於て満足せらるゝや否や。本員は敢て追求せらるべし。第八番、公債證書の有無を調査するは、我等も常置員各位と共に、重大事と認む所なりと雖も、此れは又尋ぬる事として、只今廿四番に問はんと欲するは、内務省よりの電信の事なり。該電信は偽電なりし事の確證ありや、聞かん事を望む。第廿四番、偽電たりし事の確證あるも、公会席にては発表し難し。秘密会の時にせられたし。尚此頃にはさんとする財務調査報告の時は、秘密会にせられん事を望む（賛成の声四方に起る）。

議長、暫時休憩して、財務調査の報告を聞く事とせん。秘密会にするや否やは追て報告、……休憩、注意、議長の休憩を報告する

以前、第九番は財政調査の結果は、我々議員及本派衆徒の共に聞かんと欲する所なれば、秘密にするの必要はなし事を秘するは、末派の疑念を堅くするものなりと弁じ、二四番は、若し議会が秘密会を承認せざれば、我は秘すべき点は何処までも秘するのみなりと答へ、第八番は、秘密会は世間に往々例のなき事にはあらざるのみならず、今日の場合、或は其要あらん我々は、個人の意志を枉げしむる程の権もなきものなれば、報告する人の意に従て、秘密とする方可ならんと述べ、互に秘密とするに付て、弁論の往復ありたり。『謹奏』本派常置員、三玉禪管等、誠惶頓首謹みて一書を裁し、聖明なる管長猥下に奉呈して、御親裁を仰がんとす。抑も本所職員が、其職責を守らず、法文を無視し、執務を厳にせず、本派の財産を蕩尽するに至る。之を事実を徴せば、明治三十六年度に開くべき常置員会を開かず、是法文無視なり。三十七年四月廿五日乃至五月五日迄の常置員会には、内務省宗務局長、斯波の名義の電報を利用して同会を延期せしめ、其盟約期間内に開かず。而して今回継続として召集せし常置員会は、公達の日時より空過する二昼夜、常置員より請求する二回。然るに事に托して開かず、是れ執務を厳にせざるなり。又明治三十七年七月六日を以て、京都市堺町通り三条下る道祐町、片山茂三郎と契約して、金九千五百円を借入れ、其抵當として、本派花園学林の敷地、筆数十一筆と家屋、門、乃至高塀迄、総十五棟を同月七日に、太秦登記所に於て抵當設定し、更に同年八月三日附を以て、金式千円借入の爲め、再び該物件を、二番抵當に設定登記せり。

是れ財産を蕩尽するなり。右は狛下の聖明を障へ、補翼の任を尽さず、恣に財産を失し、専ら負債を起す故に、常置員は茲に本所職員の不信任を議決し、狛下の御親裁を仰ぎ謹で尊命の下るを待つ』右は常置員会報告の時、平松第廿四番議員の朗読せられしものなり。説録中に脱落したるを以て茲に附記す（以下次号）。

宣誠状（明治37年11月25日 第二〇八号）

宣 誠 状

山城国葛野郡花園村

本派別格地竜泉菴住職

前 田 誠 節

右本派議事在职中、本山ノ名義ヲ詐称シ、及ビ本山住職ノ委任状ヲ、偽造シ之ヲ実用シ、其結果、遂ニ本派ノ財産ヲ、安固ナラザルニ至ラシメ、且ツ其不正行為ヨリ、影響ヲ未派ニ及ボシ、本山ノ威厳ヲ失墜セシメタリ。

以上ノ事実ハ、本歳八月廿一日、本派管長ニ自白シ、其際誠節ヨリ提出シタル書面ニ徴シ明ニシテ、該書面中、日本大菩提会ニ関スル陳弁ハ、誠節一己ノ妄断ニ過ギザルヲ以テ、違規ノ理由相立タザルモノトス。

依テ之ヲ本派懲誠例ニ照スニ、第一本山住職ノ委任状ヲ偽造シ、実用シタル行為ハ、同例第八条第五項ニ該當シ、第二影響ヲ未派ニ及ボシ、本山ノ威厳ヲ失墜セシメタル行為ハ、同例第一項二問フベキモノト認め、左ノ如ク之ヲ処分ス。

前田誠節ハ擯斥ニ処ス。

明治三十七年十一月十日

妙心寺派教務本所

同

山城国葛野郡花園村

本派一等地春光院住職

積 等 顧

右本派執事在职中、等顧ノ保管ニ属スル本派ノ財産ニ対シ不正行為ヲナシ、其結果影響ヲ未派ニ及ボシ、本山ノ威厳ヲ失墜セシメタリ。

以上ノ事実ハ、教務本所ノ確認スル所ニシテ、違規行為ニ対シ、何等ノ口実アリト雖ドモ、畢竟本派綱目無視ノ罪戾ヲ免レズ。況ヤ刑事ノ被告トナリ、縲紲ノ辱ヲ受クルニ至リテハ、夫レ之ヲ何トカ云ハンヤ。

依テ、本派懲誠例第八条第一項二問ヒ、左ノ如ク之ヲ処分ス。

積等顧ハ擯斥ニ処ス。

明治三十七年十一月十日

妙心寺派教務本所

妙心寺事件彙報（明治37年12月12日 第二〇九号）

▲前田師獄中の作 前田誠節師の差入を請求したるは、楞嚴經と韻府なりとの事なるが、師は諸々の差人物、又は慰問状を發したる人々に対して、端書を以て挨拶状を出しつゝありと。其去月十日、妙法院村田寂順師へ送りたる端書に、左の一詩あり。

孤囚不弔世無親。語話難交雖有隣。惟有蒼空一輪月。分光夜夜照愁人。

村田師は次韻して、左の如く申送りたる由。

遙迎聖骨大悲親。興教併期国善隣。豈料現身沈奈落。夢通寒夜鉄窓人。

又前田師は、去る十五日を以て、菩提会副会長、日置嘿仙師に、左の如く申送りたる由。

小生は九月十六日（拘引の日）、全死了矣、以後は幽霊と思召被下度候。此頃は差入物、否御供物に預り、難有奉謝候。又もや娑婆へ蘇生も致候はゞ、御面会可仕候。

かねてきく三悪道を目前に試す時こそ今は来にけれ

▲執達吏来る　妙心寺は、大橋銀行より有体財産の差押を受けたるが、債権は貳万八千円の元金に、違約金九千六百円（本年六月より十一月中）と、高歩利子を加へ、参万九千円を以て請求額とせしに対し、非常に入込みたる事情の為、元金貳万八千円を、壹万五千元に減額すべしと談判したるも纏らず。既記公然の催促を受けんには、利子も當然の歩合とせば、大に請求額を減すべく、又違約金に就ては、抗弁の理由もあれど、姑く大橋銀行の為すが俚に任せ置き、訴訟の上其権利を争ふべきこと決定したるに付、大橋銀行は壹万五千元に減ずる事は、到底承諾し得るものにあらずとて、愈二日より三日に掛け、執達吏、田中恭次郎、渡島幸明の二名にて差押に着手したる由、右に付、管長事務取扱の三関天慧師に帰山を促したりと。尚前田、釈等の各刑事被告人は、予審

終結書に対し、何等抗告もなさず遂に確定し、被告人の内、前田、釈、片山、樺井、尾木の五名は、京都監獄に拘束され居るも、石田尚徳のみは不拘束となり居れる由。

●五万円の債務　前菩提会長、妙法院門跡、村田寂順師に対し、妙心寺より五万円の債務履行を迫りつゝ、あることは既報の如くなるが、此債務の如きは、妙法院門跡が、唯菩提会長の名義の為に負はされたるものにて、右の名義も各宗派の選挙によりたるものとすれば、各宗派は決して坐視すべきものにあらず。若し之を等閑に附する如きあらば、独り各宗派の不徳義なるのみならず、日本仏教の恥辱なりとの説をなすものありたるが、村田寂順師は『衷曲肅啓』と題する檄文を飛ばしたる結果、村田師の苦衷を諒とするものは、自ら進んで発起管長となり、各宗派会を開催せんとするの動機を得たるを以て、本会成立の上、菩提会の善後策解決の後、各宗派会議より委員を選びて、嚴重に談判を開始せば、名古屋派も義務の履行せざるべからざるを覚悟するに至るべければとて、各宗派中、村田師に同情を寄するものは、会議の止むを得ざるを認め、寄り／＼相談中なればとのことにて、妙心寺に対しては、右の旨趣を齎し、兎も角も会議開会の暁まで、右債務履行猶予のことを申入れしに、妙心寺に於ては、菩提会の関係より村田師に迫ることなれば、其交渉を快諾したり。然るに各宗派会も、去月二十八日を以て開催の筈なりしに、是も今尚成立の運びに至らず。旁妙心寺にありて、去る一日、遂に大橋銀行の為に差押へられたるより、脊に腹は替へられず。去る二日、村田妙

法院門跡に書面を送り、回答を促したれば、其回答にして、猶ほ各宗派会議を云々する場合は、断然たる処置を採るべしと云ふ。

▲文秀女王 伏見文秀女王殿下には、妙心寺派訴訟事件の成行を心痛せられつゝありしが、去月三十日、井坊家従をして妙心寺に抵り、「等しく三衣清浄の身を以て、徒に阿堵物のため、世間の法律にまで依らざるべからざる争ひを為し、延いて仏教界の恥辱を千歳に貽すが如きは、仏家としてあるまじき事なるのみならず、縦令此事が、果断の処置に出でたるものなればとて、却て後世禍乱の俑を残すのみ」の旨を、最と懇に伝へしめられたるも、何分目下、同派管長事務取扱不在中の事なれば、一応役僧まで申入れ、同家従は退出したりとぞ。

▲予審決定 愈々去月廿五日を以て予審終結し、同廿八日を以て、被告へ左の決定書は送達されたり。

予審終結決定書

岐阜県武儀郡西武芸村當時京都府葛野郡花園村

大字花園七十一番戸内第一号平民僧侶

前 田 誠 節

弘化二年二月生

京都府葛野郡花園村大字花園七十一番戸内第十

七号平民僧侶

積 等 顧

四十九年

京都市下京区堺町通三条下る六番戸平民銀行員

片 山 茂 三 郎

三十五年

京都府綴喜郡大住村字大住當時京都市下京区錦

小路通烏丸西入占出山町土族公證人

樺 井 保 親

五十一年

京都市上京区柳馬場二条下る等持寺町平民金銭

貸付周旋業

尾 木 久 保

六十年

京都府葛野郡花園村字谷口四十七番地土族納所

石 田 尚 徳

三十四年

右被告、誠節、等顧両名に対する私印盗用、公私文書偽造行使、詐欺取財被告事件、遂審理処。

被告誠節は、臨濟宗妙心寺派、大本山妙心寺の議事、被告等顧は、同寺執事兼会計部長として、共に同寺枢要なる位置にありし処、茲に明治三十三年中、仏教各宗派合同して、暹羅国より仏骨を奉迎し、以て大日本菩提会なるものを設立し、村田寂順は同會長に、被告誠節は副會長に、等顧は会計顧問として各就職し、布教其他の方法を尽し、汎く會員を募集し、以て同会の発達に努め、為めに過大の金額を支出したるにも拘はらず、會員の醜金意の如くならざるより、同会の前途は日に否運に傾きたるに、被告

誠節、等顧は、一面妙心寺の重役なるを奇貨とし、同寺の名を冒して、以て金策を講じ、菩提会を救済せんと謀議し、明治三十四年中、妙心寺の爲め、且同寺を代表するもの、如く装ひ、窃かに同寺所有の公債證書を持出し、之を担保に供して、森田長次郎より金六万円、翌三十五年中、妙心寺前任職小林宗補の名を濫用し、数回に住友銀行京都支店より数万円、大橋銀行より四万円、其他十数箇所より、妙心寺の爲めにする体に装ひ、各金借し何れも菩提会の爲めに使用し来りしに、其金額積んで拾数万の多きに上りたれども、菩提会否運の爲めに、弁済の途なきに至りたり。

後明治三十六年三月、小林宗補の退隠に因り、関実叢住職を承継せしに、大橋銀行に於ては、前記四万円は、被告誠節等顧が小林宗補の名を濫用して、金借したるものなりしことを探知し、被告等を詰り、將に告訴に及ぼんとせる折柄、被告兩名は事に托して、後任住職関実叢等を説き、遂に実叢をして大橋銀行に対する債務は、妙心寺の寺債たることに承認を為さしめ、以て焦眉の急を救ひたるも、前記森田長次郎其他の債権者より、頻りに弁済を督促せらるゝより、茲に又兩名は、妙心寺の爲めにする体に装ひ、窃かに同寺所有の公債證書を取出して担保に供し、被告釈等顧の名を以て、住友銀行京都支店より八千參百円を借受け、尚又兩名共謀し、

第一、同年四月廿七日、妙心寺派管長関実叢名儀を偽れる、額面五千円と壹万八千円兩通の約束手形を偽造し、実叢名下に同人の管長印を盗捺し、京都市下京区六角通東洞院東入、住友銀行京都

支店に交付し、且つ窃かに妙心寺所有の公債證書、額面參万壹千貳百円に相當するものを持出して、担保に供し割引を求め、合計貳万參千円を受取り、以て之を騙取し、

第二、同年五月五日、前同様、関実叢名儀額面四千七百円の約束手形を偽造し、名下に管長印を盗捺、前同一銀行支店に交付し割引を求め、額面の金を受取り以て之を騙取し、

第三、同年同月三十日、前同様、名儀額面貳万八千円の約束手形を偽造し、名下に管長印を盗捺し、前同一銀行支店に交付し、窃かに妙心寺所有の公債證書、額面參万五千円に相當するものを持出し、担保に供し以て割引を求め、額面の金を受取り、之を騙取したり。如上合計五万五千七百円は、何れも前記森田長次郎其他の債権者に弁済し、以て之を使用したるに、約束手形の期日に支払を為す能はざるより、茲に又、

第四、同年六月二十五日、前同様、関実叢名儀五万壹千円に、四千七百円兩通の約束手形を偽造し、管長印を盗捺し、前同一銀行支店に交付し、支払延期を求め、

第六、同年十月二十六日、前同一名儀前同一金高の約束手形を偽造し、管長印を盗捺して、前同一銀行支店に交付して、支払延期を求め、

第七、同年十二月二十八日、前同一名儀同一金高の約束手形を偽造し、管長印を盗捺して、前同一銀行支店に交付し、支払延期を求め、

第八、翌卅七年二月五日、前同一名儀額面貳万五千七百円と參万

円両通の約束手形を偽造し、管長印を盗捺して、前同一銀行支店に交付し、支払延期を求め、

第九、同年四月二十九日、前同一名儀額面式万五千七百円の約束手形を偽造し、管長印を盗捺し、前同一銀行支店に交付し、支払延期を求めたり。

前記の如く、住友銀行京都支店より、関実叢名儀を以て、五万五千七百、積等顧の名を以て、八千参百円を借入れたりしも、延期を重ね、支払を為さざるより、遂に同銀行支店は、被告等に対し、全部皆済の請求に及びたり。被告等は事の発覚を憂慮し、百方金策に苦心せる折柄、妙心寺に於ける常置委員会に於て、毎年の例に倣ひ、寺有公債證書の検閲を為さんとの議生じたるより、被告等は、若し検閲を実行せられなば、忽ち事の発覚する恐れあるより、事に托して委員会を延期せしめんことを協り、茲に一策を案じ、宗教局長斯波淳六郎より、被告兩名を東京に招致する旨の電報を偽造し、之を委員等に示し、被告兩名東上すると詐称して、常置委員会を延期せしめたり。被告等は其間に処して金策を講じ、事の発覚を予防せんとしたるも、妙心寺所有公債證書は、如上の始末を以て、已に其全部を濫用し、金策意の如くならざるより、被告等は極めて巧妙なる手段を以て、拾万円を借入れんと謀り、即ち、

第十、明治三十七年四月末、被告兩名は前記森田長次郎及び尾木久保の手を経て、銀行より金拾万円を借り受けんとし、長次郎等を以て、株式会社四十九銀行、株式会社京都銀行に交渉せしめた

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

る末、翌五月十日此被告等は、京都市木屋町通観月楼に於て、四十九銀行取締役片山茂三郎、京都銀行取締役初田甚吉等と会し、両銀行より各五万円宛借受くるの内約を結び、片山茂三郎等は、住職に直接面談せんことを求めたるより、被告等は之を諾し、當寺住職は名古屋に病氣静養中なる故、同所に抵り面談せしむべしと約し置き、被告誠節は、先づ名古屋に抵り、機を窺ひ居る内、前記茂三郎は両銀行を代表し、公證人樺井保親、及前記久保長次郎と共に、名古屋に訪問すべくと定まりしに、被告等顧は、其旨を誠節に打電したるより、誠節は二十二日、同市新出来町徳源寺なる関実叢の病床を訪ひ、詐はつて実叢に告ぐるに曩きに、同人の承認せる大橋銀行の債務は、其利息高きが故に、四十九銀行若くは、京都銀行より低利を以て借り替へ度、依て明二十三日、銀行の代表者来訪せば、右金借の必要なる公正證書作成の委任状を交付せらるべし、との事を以てせしに、実叢は之を誤信し、誠節の言を甘諾したる折柄、翌二十三日、誠節は茂三郎、保親兩人を伴ひ、前記徳源寺に抵り、実叢に面会し、茂三郎保親を紹介したる上、前日内談の委任状を交付せらるべしと称し、被告自から認めたる按書中、実叢の自書すべき部分に圈点を付し、同案と共に二枚の委任状を実叢に交付したるより、実叢は被告の指示により、其署名と実叢の代理人となるべき池田沢洲の文字を記入して、誠節に交付せしに、誠節は之を懐中し、先づ保親、茂三郎を同寺より立帰らしめ、後ち誠節は該委任状を自己の手許に隠し置き、場所不明、別に同一委任状用紙を以て関実叢名儀、四十九銀

行、京都銀行より、各妙心寺の公債證書を担保として、五万円宛、即ち拾万円借入る、為めにする公正證書作製の委任状二通を偽造し、殊に関実叢の三字は、同人より受領したる委任状の真筆に酷似せしめて之を署し、後ち同日同市に於て、真物なるが如くに詐称して、保親又は久保に托し、京都に送付し、被告等顧は、之を受領して、情を知らざる池田沢洲に呈示し、同人保管せる任職印を押捺せしめ、以て偽造を完成し、同年五月二十六日、沢洲と共に、京都市下京区錦小路通烏丸西入、公證人権井保親役場に抵り、沢洲をして実叢の代理人とならしめ、偽造委任状二通を保親に交付して、四十九銀行、京都銀行より、各妙心寺所有の公債證書を担保として、五万円宛金借する旨の公正證書の作製を嘱托し、其原本に、沢洲をして実叢の代理人として署名捺印せしめ、以て該二通の公正證書を偽造行使し、即日京都市下京区三条通柳馬場西入町に在る、前記四十九銀行に抵り、同行及び京都銀行より、各五万円を受取り、以て之を騙取したり。

而して被告等は、該金を以て前記住友銀行其他に弁済を為し、担保品たる公債證書を受戻し、更に全部の公債は、前記両銀行に担保に供したり。

被告誠節、等顧、茂三郎、保親に対する私印盗用、公私文書偽造行使等の被告事件遂予審処、

第一、誠節等は前記載の如く、任職関実叢を欺き、大橋銀行に対する債務の借替を為すべしと称し、公正證書作製の委任状を請取りながら、之を手許に隠蔽し、別に偽造の委任状を作り、拾万円

を騙取したりしも、之皆被告等の責任に帰すべき債権者に支払を為し、大橋銀行には厘毛の弁済をも為さざるより、同行に於ては、同年七月四日、妙心寺に來り、強制執行に着手せんとせしに、被告誠節、等顧は倉皇弁護士、鬼頭玉汝、尾木久保及相被告、権井保親を招致し、仲裁を托したるより、保親等は、大橋銀行の代表者に調談を遂げて分割弁済に改約し、即ち七月七日に壹万円、其後九月二十五日迄、前後五回に弁済を了すべく、而して保親等は、其履行に付保證人たるの約を結びたり。然るに誠節、等顧は、先きに大橋銀行に弁済すべしとの事を以て、任職関実叢を欺きあるが故、今や同銀行へ支払を為さんが為め、他借せんことは到底実叢の承諾を得るの途なく、加も弁済期日は目前に迫り居るより、遂に実叢名義の委任状を偽造して、公正證書を捏造して、金借せんことを企てたるに、茲に被告保親は曩きに、五月二十三日名古屋に抵り、実叢の静養せる徳源寺に於て親しく病勢を見、且つ前記分割弁済の契約に参加したる等、深く誠節、等顧等に関係を有し、能く前後の事情を知悉したるも、公正證書作製等の手数料を得るの外、過分の報酬を得んのを以て、誠節、等顧の企てに賛同したり。依て誠節、等顧より尾木久保をして、相被告片山茂三郎に急迫の事情を告げて、壹万五千元の出金を依頼し、保親自らも茂三郎に其懇請を為したるに、茂三郎亦内情を熟知し、他日妙心寺より弁済を受くることを得べく画策し得るものと予期し、且つ多額の報酬を受くることを約し、妙心寺所有の花園学林を抵當として九千五百円、菩提会所有にて表面日吉全識

所有の吉田山を抵當として五千五百円、合計壹万五千円を出金すべく承諾したるより、茲に誠節の執筆を以て、関実叢名義、右両通の金借公正證書作製の委任状を偽造し、住職印を盗用し、同年七月七日、被告樺井保親公證役場に備付け以て行使し、保親は右該當の両通の公正證書を作製し、情を知らざる池田沢洲をして、実叢の代理人として原本に署名捺印せしめ、以て右両通の公正證書を偽造行使し、且保親の取扱を以て、関実叢名義前記九千五百円に対する花園学林の抵當登記申請書を偽造し、而して名下に住職印を盗捺し、即日京都区裁判所太秦出張所に提出し、以て行使したり。

第二、前記の始末に由り、被告茂三郎は、壹万五千円の内參千円は自己の報酬として扣除し、残額を被告等顧に交付したるより、等顧は内壹万円を大橋銀行の弁済に供したりしに、被告誠節、等顧、茂三郎の三名は、前記壹万五千円は、妙心寺より弁済を受くべき手段を謀り、又新に実叢名義の文書を利用して、為めにする処あらんことを議し、同月九日頃、誠節、茂三郎の両人名古屋に抵り、先づ誠節一人前記徳源寺に実叢を訪ひ、詐つて語るに、曩きに五月二十三日、大橋銀行の借替を為さんが為め、受領したりし委任状は、四十九銀行、京都銀行に於て、貸金を諾せざるより不用に帰したり。且つ之が為め、大橋銀行より督促敵なるを以て、片山茂三郎より壹万五千円を借入、以て同行へ内弁済を為すべしとのことを以てし、曩きの委任状二通を返還したるに、実叢は深く之を信じ、承諾を表したるより、誠節は明日茂三郎を同行

すべきに依り、右壹万五千円金借委任状を交付せらるべしと告げ置き、翌十日、誠節、茂三郎兩人実叢を訪ひ、前日内談の委任状を交付せらるべしとて、白紙二枚と委任状用紙二枚を差出し、実叢は之に各署名し、実印を押捺して、被告に交付せしに、誠節は住職印を押捺するにあらざれば、不可なる旨を説き、更に署名のみを為して交付せらるべしとて、再び四枚の白紙差出したるに、実叢は誠節の云ふが偽、四枚の白紙に署名のみを為し、之を被告等に交付し、而して前に交付せる実印押捺の四枚は、不用に帰したる故を以て返還を求めたるも、被告兩名は巧言以て実叢を欺き、署名のみ為されたるものにて京都に持帰り、住職印を押捺せしむるが為め、住職印の保管者たる池田沢洲に之を示し、住職承諾の證左と為す必要ありとし、共に之を持帰りたり。然るに大橋銀行より、其後の分割弁済の為め嚴重なる督促を受けたるより、被告等は、前記壹万円のとぎと同様、多額の報酬を茂三郎に与へて、同人より弁済の資料を供出せんことを議し、前記白紙委任状二通を利用し、一通は貳千円之に前記花園学林を二番抵當とし、一通は五千円とし、表面四十九銀行を債権者と為し、之れに誠節、等顧兩人の被告事件にて、同行へ担保に供せる、妙心寺所有の公債證書を二番担保に供する旨の各文旨を記入し、以て偽造し、関実叢名下に住職印を盗捺して、同年八月二日、情を知らざる前記公證人、樺井保親に提出して行使し、右該當の公正證書の作製を囑托し、被告等顧は、右委任状により、関実叢の代理人として原本に署名捺印して、右両通の公正證書を偽造行使し、且つ

前記式千円に対する抵當登記を為さんが為め、関実叢名義同上申書を偽造し、住職印を盗捺し、京都区裁判所太秦出張所に提出し、之を行使し、而して茂三郎は七千円中千四百円を自己の報酬として控除し、残余を被告等顧に交付したるより、等顧は之を以て、大橋銀行の分割弁済に供したり。

第三、被告茂三郎は、前記七月十日名古屋に於て、関実叢より受取たる壹万五千元貸借の當時使用したりし偽造委任状と摺換へ、以て予期の如く壹万五千元（即ち九千五百円、五千五百円）は、妙心寺より弁済を受け得るの手段を全ふせんとし、同月十二三日頃、右二枚の用紙を前記権井公證人役場に持参し、役場員本間良蔵に托して、前の偽造委任状と同一文詞同一日附を記入せしめて、更に両通の委任状を偽造し、良蔵の手を経て、前偽造委任状と引換するが為め、保親に交付して之を行使したるも、保親に於て其引換を承諾せざりしより、予期の目的を達せざりしものなり。

第四、前記第一事実掲記の如く、大橋銀行に対し分割弁済の約を結びたるより、同約に基き、同年七月二十日、壹万円を弁済せざるべからざるより、被告誠節、等顧は尾木久保等の周旋を以て、金策を試みたれども、意の如くならざりし処、被告保親は誠節、等顧等と前記第一事実と共に謀したるに因み、且つ分割弁済に就ては、自己其保證の責を負ひたるにより、力を尽して金策を講じ、遂に其知人呉竹弥太郎に懇請して、同人の手を経て、丹治直次郎より金参千円借入れの内約を整へたるより、同月二十八日、被告

誠節、等顧は、関実叢名義金参千円金借の公正證書を作成する委任状を偽造し、住職印を盗捺して、被告保親方に持参したるに、保親も亦前記の事情に因り、誠節、等顧と共に謀し、該委任状を自己の役場に備付け、而して同委任状に基き、右参千円貸借の公正證書を作成し、被告等顧は、其原本に実叢の代理人として署名捺印し、以て該公正證書を偽造行使し、即日同役場に於て丹治直次郎より、現金参千円中前利を差引、金式千九百参拾七円を受取り、以て之を騙取したり。

被告久保に対する偽證被告事件遂予審処。

久保は、前記被告人前田誠節、积等顧、片山茂三郎等に対する被告事件に付、明治三十七年十月二十一日、及び同月二十九日両度、證人として當地方裁判所予審廷に出頭し、宣誓の上證言を為すに當り、誠節、等顧、茂三郎等を曲庇するの意を以て、同人等が妙心寺住職関実叢の不在中、同人名義の公正證書を作り、花園学林等を抵當とし、壹万五千元の金借を為したる事實は、能く之を熟知せるにも拘はらず、毫も知らざる旨虚偽の陳述を為し、又前記片山茂三郎宅に於て、住職関実叢の承諾を得ずして、前記公正證書を作り、金借する旨の談話を為し、被告は其時に立会居りて、能く其事實を知るに拘はらず、之を知らざる旨虚偽の陳述を為し、又前記壹万五千元の貸借に付ては、被告久保の発言により、金百円を報酬として、権井保親に供用したることあるにも拘はらず、其事なき旨虚偽の陳述を為したるものなり。

被告尚徳に対する罪證隱蔽、及偽證被告事件遂予審処。

第一、被告尚徳は、幼時より妙心寺内春光院にて教養を受け、後同院の會計掛を勤むるに至り、任職たる積等願の恩顧を受け来りたる処、明治卅七年九月七日、妙心寺の議事、且つ菩提会の副會長たる前田誠節は、菩提会の事に關し、犯罪ありとして告発を受け、次で同月十四日、京都地方裁判所検事は、誠節を検事局へ招喚して、同事件に關する取調を為し、翌十五日、同検事は花園警察署に於て、積等願を同署に召喚、取調を為さんとしたるより、等願は妙心寺の會計部長、且つ菩提会の會計顧問として、菩提会等の事に就ては、誠節と共に事に當りたるに因り、自己亦誠節と同一事件の嫌疑者として、捜査せらるゝものなるを確知し、茲に等願は、前記告発事件、即ち誠節及等願に対する私印盗用、公私文書偽造行使等の罪證を、隠蔽せんと企て、自坊に蔵置しありたる、前記被告事件の罪證と為るべき、数多の書類を一括して風呂敷に包み、被告尚徳に其内意を告て、遠方に蔵匿すべきことを托したるに、尚徳は等願に対する恩誼の關係上、同人の罪を免がれしめんが為め之を肯諾し、即日被告自宅に持帰り、其妻ふくに命じ、親族京都市上京区御前通鍋町下る、尾崎孝次郎の借家人、吉沢ひさ方に持参せしめ、蔵匿したるものなり。

第二、尚徳は、同年九月十八日、被告自宅に於て、前田誠節、積等願に対する私印盗用、公私文書偽造行使等被告事件に付、京都地方裁判所予審判事の訊問を受け、宣誓の上證言を為すに當り、第一事実掲記の如く、積等願より内託を受け、證拠書類を預り、他へ隠匿したることあるにも拘はらず、其事実を黙秘して等願を

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

曲庇したるものなり。

前記各事実の證憑充分にして、被告誠節、等願兩人被告事件第一、第二、第三事實は孰れも、刑法第二百八条第二項、第二百二条、第二百九条、第三百九十条、第三百九十四条、第四乃至第九の事實は、同第二百八条第二項、第二百九条、第十の事實は、同第二百八条第二項、第二百十條第一項、第二百十二條、明治三十三年法律第百号、刑法第二百三條第一項、第三百九十条、第三百九十四条に各該當し、被告誠節、等願、茂三郎、保親被告事件の第一、第二事實は孰れも、刑法第二百八条第二項、第二百十條第一項、第三百十二條、明治二十三年法律第百号、刑法第二百三條第一項、第二百十二條、第二百十條、第二百十條第一項、第二百十二條、第二百十二條、明治二十三年法律第百号、刑法第二百三條第一項、第三百九十条、第三百九十四条に各該當し、被告久保に対する事實は、刑法第二百八条に該當し、被告尚徳に対する被告事件第一事實は、刑法第二百五十二條、第二事實は同第二百八条に該當するを以つて、刑事訴訟法第六十七條、第六十八條に則り、決定すること左の如し。

被告人誠節、等願、茂三郎、保親を各當地方裁判所の重罪、輕罪公判に付す。

被告人久米尚徳を當地方裁判所の輕罪公判に付す。

但し誠節、等願、茂三郎、保親は重罪の決定に対し、其送達を受けたる日より三日内に抗告を為すことを得。

明治三十七年十一月二十二日

京都地方裁判所

予審判事 浅見峰次郎

本派臨時議會（第二回）〔明治37年12月12日 第二〇九号〕

同日午後四時四十分開会。出席議員廿九名。

議長、只今木宮執事、裁判所より帰られましたから、午前に致しました報告の続きに掛ります。

木宮、登壇。午前に申上たる報告を只今引続けて致します。昨年十月以来、大橋銀行より借財の請求をせられ、返却の道なき為、終に強制執行迄に至るの止むなきを見るは、実に本派綱目あるに係はず、僧侶としては辞職願はねばならぬ。又……斯の如き理由なれば、十月及本年四月の常置員会を開く能はざりしなり。其後大橋銀行より何等の沙汰無き故、多分前田、釈氏より取計らひのありし事と思ひ居たりしに、或日池田議事が応接所迄来て呉れとの事なりしかば、何事ならんと言き見れば、同氏の云く、只今大橋銀行より数人を連れて強制執行に來れり、如何すべきとの事に、私は実に驚きました。然れども、如何ともすべき様無ければ、池田議事に向ひ種々と相談して、大橋銀行連中に面会せし処、彼の曰く、六月廿五日限りと堅く約束せしにも係はず、今に何等の沙汰無ければ、出京して前田釈等に厳談に及びし処、弁護士及人々の中間に入り、何程か返却して呉れる事と付て居る中、前田、釈等は何れにか姿を隠し、同時に中間に入りし人々も

居ないと云ふ有様だから、或は風を食つて脱走したかも知れぬ。左すれば妙心寺が負債者だから致方が無い、執達吏を連れて來ましたが、一時間中に返却が出來ますか、左も無くんば止むなく執行すべしと云ふ有様なれば、私共は実に心痛を致しました。六百年來且て真聖を以て來りたる妙心寺を、或者の為めに斯る穢点を付するに至りては、と私は泣きました。夫れより大橋は種々協議の末、終に前田、釈等の居処を搜索して、脱走したるや否やを確かむる事と成た。然る処、前田、釈等は此事を聞かれたものか、其本部を竜泉に移され、両師も歸て來られたから、大橋も竜泉へ行た処が、前田氏より來て呉れとの事なれば、午後一時頃、私は竜泉へ行きました。其時同氏の云はれるには、吾等の為めに妙心寺が斯の如き事に立至たのは誠に氣毒である、と云はれたが、実は是々と一部始終を話され、如何したらよかろうと云はれますから、私も稲葉氏と種々相談して、池田氏を以て交渉せました。其翌日大江恭道來り、昨日は誠に御心配を掛けました、委細は明日御話し致します、との事であつた。其翌日、前田氏から竜泉迄來て呉れとの使が來ましたから、池田議事、永井氏、私と三人連にて行きしに、既に竜泉には鬼頭、樺井等も居ました。其時前田氏の云く、昨日は種々御心配を掛けましたが、漸く割り埋めにするの交渉が調ひました（交渉文を朗読す）。斯の如くなりましたから安心して下さい。

然るに、片山茂三郎と云ふものが、四十九銀行は目下警戒して居ますから、中々借り出しは難かるべきなれば、私は信用貸に貴方

に壹万円貸します。是れは四十九銀行に關係のなきものにて、私一箇の計ひなれど、幾等の信用とは云へ、無担保にてはいけませんから、何か担保をとの事なれども、前田氏に於ては、到底是に對するの担保物無きは知られたり。軸物衣服位にては到底及ばず、春光も亦然りと云ふ有様にて、大に困却のとき、彼の片山の云ふ如く、妙心寺に何か担保物なきやとの事にて、私は思ひ付ました。夫れは即ち学林の敷地なり。彼の敷地は坪数に於ても千坪以上もあれば、彼れを担保に致し度、付ては私し一人にてはいけませんから、何卒同意してくれ、其代り此れは、先方に向て只担保にして置くぞと云て、一時凌ぎにするのみ、と云はれますから、私は教育の淵源たる学林敷地迄担保に入れるとは、実に情無き事と思へ共、又一方を考ふれば、妙心寺に強制執行を受けるの防ぎとする事と思へば、致方なく同意しました。然るに其後前田氏の云はるゝには、管長の委任状がなければならぬ、そは後日事のある時、委任状がなきときは大に不都合を生じる故なり、又管長猥下の委任状を願ふには、決議書がなくはいかぬから、決議書に調印して呉れと、切に頼まれた。私も興学部長をして居て、学林敷地を担保にせしとは、何たるの所以なるやと、他日詰問を受けるが、如くんば否、我が良心に恥づる処なれども、事此処至つては致方なく、泣く泣く調印しました。是れは池田議事始め、永井執事、前田、釈との五名調印して、決議書を以て、猥下の委任状を貰ひました。而して壹万円を片山より借入しましたが、何れにしても借財はすまぬ折柄、十日か十一日でした。稲葉氏が来られ

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

て云はれるには、自分は或者から聞たが、学林を担保に入れたとやら、不都合極まると、非常に責められました。然るに稲葉氏尚云く、学林は既に太秦にて登記に成て居るとの事なり、と語られた。私は其時には怪むべきの至りなり、夫等が事実として見れば、我等は同意せざりしものを、と前田氏に詰りました。然るに七月二十日、前田より、此間決議をして置いて登記したのは、甚だ濟まざる事なれども、先方に於て、登記をせざれば聞き入れず故に、止むなく登記せし事なれば悪からず、と断りが来たが、既に登記せし後なれば、致方なく過ぎたる折柄、片山が前田に責つて云はく、寺有財産は地方庁の認可を経ざればいかぬから、是非認可を経てくれ、と片山より督促厳しかりしが、井上義州を以て永井氏へ責められた故に、永井氏は私に相談せられ、二人は殆んど苦悶に堪へませんでした。然し認可を経た後、其金は如何するやと尋ねられなば如何、と問ひしに、氏は答へて学林増築費二万円を要するに付、担保として入るゝものなり、と云はん。左れば表面は立派なれ共、我良心に於ては実に嘆かしく、又綱目にそむくが如きは何とか云はん。

前田氏は、是にて一時の急を凌れしや如何ん。然し自分が決議に同意したるは、其前田氏の口頭に欺かれたる者にて、而も前田誠節其人の職たるや何ぞや。本派の重きを置くの議事に非ずや。然るに必ずせぬと云ふて之れを成すが如きは、何とか云はん議事たるや。派内に斯る人物あるときは、之れを取締らざるべからざるの職分なり。若し斯の如きでは、到底妙心寺の前途、実に危きの

至りなり。故に吾々如斯議決を致せり、と議決書を読上られたり。云々如斯事にて、新聞紙上にも出て居る如く、担保に入れて九千五百円を借り出したり。然れ共、大橋銀行に向ては確かに之を返却した否やは知れぬ。夫から大橋銀行に向て交渉した事は、七月十日位ならん。私と永井執事と稲葉さんと、実に困りました。大橋の五万円は既に返却した事と思ふて居るに、如斯では到底成し得べくもあらず。故に前田、釈等に所有物及吉田山を抵當にせんか、付ては日吉、青山さんにも相談すべく、と両方へ打電しました。何の返事も無い。殆んど二三回もしましたが、中々出て見へぬ。然るに十二、三日と思ひまする、稲葉さんが見へて、公債に羽が生じて飛で居ると聞たが、其時其語る人の云ふには、妙心さんも中々金が入りますかと云ふから、私はナーニ妙心には拾万や貳拾万の金はある、と云て返答して置た、と云はれた聞くに、私は何とも言葉が出なかつた。其動かすべからざる公債に、羽が生へたとハ……夫れから稲葉氏と永井執事と私と池田さんの処へ行て相談しますと、池田さんも夫れは大変なり、一とつ金庫を取調べて見んかと思ひましたが、いや／＼無證據にては、後日如何なる事があるかも知れぬから、と稲葉さんに頼んで、其云た人に聞て貰ひました処が、其人の云く、併し此事を聞かれるに付ては、貴方は無責任で問はれると困るが、夫れは信実ですとの話しだから、是ではいかぬと、十六日青山に電報かけた。青山独り玉竜院へ来られたから、段々大橋一件を話して、昨年約束を履行して貰ひ度、と大に青山氏に責まりました。其時青山氏の云

はれるには、出来ぬ事はなけね共、春光の財産には殆んど困りませぬ。夫れは春光の信徒惣代が、財産迄本山に上る事はなりませぬ。夫れより先づ釈等顧をして春光院の住名を没して貰ひたい、と云ふから、困て居るのである、と云はれた。夫れで、私は青山氏に向て公債の飛だ事を話しますと、青山氏の云く、私は何にも知りませぬが、夫れは大変ですから、前田、釈等に相談せねばいかぬが、彼等は既に金策に奔走して居りますから、夫れよりは、私が廿二、三日頃日吉を連れて来ますから、夫れ迄待て呉れ、と云はれましたが、私は、夫れは暫く置き、公債は如何したものか、と誠に困たもので、若し末派から尋問せられたときは、如何に返答すべきや。故に私等は、金庫検閲を致ますからと話しますると、池田氏と青山氏は町へ出られました。前田氏に会はれたか否やは知りませぬ処が、二十日でしたが、学林敷地一件の失敗をわびられた私は、前田、釈氏に対して、公債一件を大に注告しました。処が同氏等は、公債云々に付ては、私等心配致しました。其理由は、明治三十五年頃に森田武兵衛の親族なる某に、六万円とか八万円とかを借り込だが、其後森田からの請求が厳しいから、私は整算不整算は暫く置き、中々其金の返却が出来ぬを心配して居ると。先方か云ふには、其金庫にある金拾万円、銀行に置くも金庫に置くも同じ事故、銀行へ共托して下さい、そして返却が願ひたい、と云はれた故、是を往友銀行支配人に相談しましたが、爰に心配するは、常置会及議会のあるときは如何すべき、と云へば、支配人の云く、若し会があれば、當日は借しますか

ら、持て帰て置かれても宜敷、こんな例は他所にも沢山ある、と云はれたので、同氏も安心して共托に付した。処が弥々常置員会が開けるに付て、同銀行へ借り出に行た処、生憎既に約束した支配人は変て居たのである。現支配人の云く、前支配人と貴方と如何なる約束をして居りますか知りませぬが、私では貸すなどと云ふ事は出来ませぬ、とはねられたと云ふ事です。其頃四十九銀行より、妙心寺へ出入を願つて居た。夫れは妙心寺さんへ出入すると銀行の名誉になりますから。それを住友銀行へ交渉し、私の方へ買込で置まして、出来ましたら返しましやう、との事だから、今本山へ之を返す事は出来ませぬ、其中菩提会の方から借した金が帰て来たら、返却するから、又早くより相談する筈で有たが、未だ管長にも話して居らぬ様の次第である、と前田氏よりの話であつた。私は之に対して、何とも云ふことが出来ないのである。話しは少し他へ移りますが、学林改正するに付て、教諭の交迭をせねばならぬ。夫れは暑中休暇中にせぬと、生徒も教諭も苦むことであるから、夫れ等相談で、是非前田氏に会はねばならぬ処が、木屋町入江亭へ来いと云ふことでしたから、午後三時、池田氏、永井執事、私と三人行きましたが、同家には居られない。隣の万甚に前田、積の両氏及び鬼藤、樺井等が居りました処が、同氏は学林の話し等は一つもなく、只頼むと計りにて、何に來た事やら解らぬ。大橋銀行より請求の厳しき為め、其交渉の苦辛又気の毒の様にもありました。斯の如き有様であるが、殆んど学林談は不得要領で帰た様な事で、処が廿一日、春光より手紙が來ま

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

した。本日午後三時、万甚迄来て呉れとの事だから、午後三時、又三人連にて行きました。其時の話しに、大橋銀行より非常に督促しく、何と云ても聞き入れず、左りとして金策はなし、殆ど困却して居る処で、一策を案じ出したのである、夫れは他でもない、貴方の顔を借して下さい、左すれば誠に結構だ、夫れは私が大橋に向て、君等はさう云はいでもよい、他の重役迄が心配して居るにと云へば、大橋の云く、夫れは貴方の口のみではいかぬ、重役列席の上でなれば、何とかするとの事なれば、何卒一度顔を見せて呉れ、と只管頼まりました。私は心中馬鹿らしくはあれど、思へば気の毒にもあり、承諾は致しました。処が其場所が万甚ではない。積氏の知る処の円山の平野屋であつた。万事等顧氏の周旋であつた。点灯頃平野屋へ連れ立て行た八十畳敷の座敷に、一方には大橋、及笠原外七名、向ふ側に並で居る。片側には、前田を始め五名の者が列席した時に、大橋先づ口を開いて、私は御馳走を食ひに來たのでは無い。金を督促に來たのだから、返却の可否を承た後で無くては頂戴出来ぬ、と云ふ様な有様で、其中間を種々と交渉して、三日間の延期を申込だが、大橋の云ふには三日間の穴、さがしては待てぬと云ひ、前田の方では、此様に他の重役も沢山来て居ることとなり、何卒卅一日迄待て呉れ、其間には走り廻て調達の上返却するから、大橋の云く、然らば、万一其金が期日に返却が出来ぬ時は、違約金として壹万円出して下さるか、左すれば三十一日迄待ませう、私等も此事に付て、京都へ往復するにも中々費用の入る事でもあり、旁壹万円は是非貴

はねばならぬ、と中々敵しい。前田氏等の苦状実に気の毒の様なもあり、中間に入り交渉の上、大橋は壹万円に對する六千円と云ふを種々と説付け、終に六百円と決定し、其中間に入りし者が、何方にても周旋して壹万參千六百円を屹度返却する、と云ふ保證して帰りました。其談判中、或は本山云々と云ひ、秘密々々と云へ共、円山の平野屋の八十畳の大広間、何の秘密の事がある、皆公然も変わらないのである。本山妙心寺云々などと、実に真聖なる我本山も、個人の為に斯る処に穢名を聞かすかと思へば、誰しも泣かれました。其前田、積氏等にて付て居る代言人とか、云ふには、坊さんは經濟を知らぬ、又銀行へ行てもだめだ、総ては我々に托せらるゝが得策とか何とか、鬼藤、樺井は云へり。実に彼等如き者に、斯る言を成さしむるは、嘆かほしきの至りなり。実に私等はだしに出席させられ、其上斯る冷語を聞くに至ては、血涙の出づるを知らざりき。乍併一日経れば、一日利子の加ふる道理なれば、永井執事と相談しまして、是には日吉、青山を早く呼び寄せて相談したら好からむ、と池田氏に相談しました。他に他に致し方もなし、去とて之を曝露するは安けれど、夫れよりは青山、日吉を呼び寄せて下さい、夫れでは両氏が来られ無ければ、私は明日より本所へは出ませぬから、と申しました。併し永井氏は、出席せぬと云ふ事は出来ない、なぜなれば既に議事投票開緘の時日も近し、七月十日には内務省へも届けねばならぬ者があった。池田氏は日吉、青山の元へ「スグコイ、ハレツスル」と打電せられた。青山氏から、隣寺の和尚死ぬ、行けぬ

との返電が来た。日吉氏から名古屋へ行て、留守だからいけぬからとの返事であった事、実に水くさい話しだ。池田氏の話しに、電信では短文で分らぬから、手紙を出したから一日二日待て呉れ、との事。然らば廿五日迄に来る様にして下さい、左もなくば私は出席しませぬ、と迄云て置ました。然るに、當日に成ても青山氏は見えぬから、私は病氣届けを出しましたけれども、何日立ても日吉、青山は来ない。処が前田氏から手紙が来て、本派将来の事に付き、相談があるから来いとこの事で、池田氏は病氣で行かぬから、私と永井執事と稲葉氏と、万甚迄行きました。前田氏の曰く、四十九銀行の彼協定案の事であつた。夫れは教務本所の金は、総て銀行に預けるので、債務は総て四十九銀行が返却する事として、信徒総代二名を増し、夫れには樺井、鬼藤が成ると云ふのである。私は此に對して、直に返事は致し兼ねるから、歸て各員の意見を問ひますと答、其他永井、稲葉氏等、各意見も述べられた。前田の意中では、我々が何にも知らぬかと思ふて云はれたが、私は其時貴方二人の中に一人、明日来て下さいと約して帰た翌日、積等願氏が玉竜院へお出に成た上、何卒賛同してくれ、さもなくば大橋へ返却する金がないから、と頼まれました。付ては種々手続きも入る事だから、日吉、青山を呼び寄せねばならぬので、池田氏、積氏と私と三人の名前で電報打ちました。処が二日でしたか三日でしたか、青山氏一人来られた。夫れではいかぬからと、池田氏が日吉氏に打電しられたので、日吉氏は始めて登山に成た。そこで私が、青山、日吉氏に向ひ、昨年の約定履行を責

まつたので、話しが漸く進行を見るに至りました為に、協定案は真になるから、と之を日吉に見せた。夫れ以前、私は先づ／＼前田、釈等より私等につつかる、私等管長に泣付、管長は常置員に泣付、常置員は議員に泣付と云ふ様にすればよいから、木宮さんどうか賛成して呉れ、協定案にしてくれ、と頼まれた。而るに銀行たるや、沓厘沓毛を争ふもので、妙心寺は年々参万円の収入よりなく、又支出することも然り、然るに式拾万円の負債を、銀行が負て返却するとは怪しきことなり、銀行が妙心寺に代て返却するとは、不思議の至り、斯に至れば、如何なる理由を以てする、之を確むることが急務なり。然るに日吉の云ふには、夫れは私も不思議に思て居る、と云はれるから、私は之を取調ぶるの委員を、日吉さんに托した。其時、私は、日吉さん可成んば、前田氏等と別宿を願ひます、と云て置たのに、日吉氏は前田氏等の処へ行かれたらしい。処が二日立ても音もない。八日に漸く出て来て、春光院で会見して、如何ですと問ふた。其返事に、前田、釈等も行って調べたが、多人数来てはいかぬから、銀行より委員一人出すから、妙心寺も一人委員を出せ、との事なれば、私は御尤と思ひました処が、青山が云はれるには、之れは大に急ぐ、夫れは前田、釈等が大橋銀行が責まると云て、前田氏が来たから早くして呉れ、然し是等は、常置員会及議會を経ねばならぬが當然だが、借財ある事なれば、夫れを経過せずしてやつてもらひたい、賛成の思あるのか、あるならこれで協定する云々。処が大橋が来たが、彼が銀行公債を見せた協定は、妙心寺にないと議員が八ヶ

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

間敷云ひますが、これは何の役にもたゝぬ、議會でもあかぬ、如斯有様なれば、段々八ヶ間しく成た為に、議論終結に至らず。参万円の借財は、私は承知してをる故、此参万円を妙心寺に代て返却する、と云ふことを調べて見ては如何、大橋銀行へ返却する金を、返却すると云ふ以内で、確めてもらひたいが、人がないから、日吉さんは以前会計主任で有たから、協定取調委員に頼みました(此時議長閉会を報ず)。

十月七日午前八時二十分開会。出席議員廿九名。

議事日程 ▲第十五 財務特別審査委員選挙。▲第十六 第一号議案委員報告。▲第十七 第一号議案第二説会。▲第十八 第一号議案第三説会。議長(八橋師)満場に告げます。未熟ものが議長の席に就きます。昨日希望になりました贈写物を配付致します。日程は昨日来引続きの日程、第九号より初めるのですが、執事の報告が残つて居りますから、それをさせます(木宮師登壇)。本所委員(木宮師)昨日に引続き報告を致しますが、昨日は八月八日迄の事でしたが、今は八月九日からの経過を申し上げます。管長猥下は、御病氣静養の為に、名古屋へ御帰錫中でありました。此重大事件に當て、黙過する所に非ずと信じて、稲葉元厚、永井智嶺、及予の三名は種々協議の結果、猥下へ上奏することに決しましたなれども、教務本所例に規定の如く猥下に、稟啓の際は、執事より議事の手を経て、なければ出来ませぬ。依て私共が、如何に熱誠あり焦慮するも、其手続きは叶ひませんから、稲葉師に其手続を迫りました所、同師は顧問の職責は、管長猥下

の御諮詢に奉答するのみ、故に其運びは出来ぬと申されました。御尤ものことですから、池田議事に迫りました所、それは不要らぬ心配ではないか、若し上奏の必要する場合は、職責上予より為すべし、と一言下に喝破せられました。斯くの有様で、私共が上奏の手続きに付て其途を絶しぬ。さればとて、之を等閑に附し置かんか、本派の悲境を如何せん。又手續を経由せなければ、諸員も承知の通り、去る三十五年の議會に於て、断頭台上げられた諸師がありました。それと等しく、私共も亦其轍を履まねばなりません。勿論本派の爲めですから、私共は覚悟の上なるが、一方に銀行協定成立の恐れを抱きました。なぜなれば私共三名（稲葉、永井、及予）が断頭台上る如き処分を受くれば、残りの本所職員は、事件関係者たる会計部のみですから、銀行協定の成立は易々たるものです。それとも兼ての条件たる参万円以内にての協定なれば、兎に角、其程度を超脱したものなれば、勿論不同意でありました。尚手續が出来ないと云ふことは、実に残念で堪まりませなんだが、空しく涙を吞で終わりました（これは昨日の補欠であります）。八月九日頃は旧孟蘭盆前で、多忙なるまゝ、私も請暇を経まして、午後二時三十五分、花園発の列車にて帰途に就く準備を致し、寓宅の庭に出ましたとき、永井執事の来訪を受け、帰国を中止せよ、とのことでした。故に種々談合の処で、或知友来り。尚稲葉師に要件ありしを以て、来駕を求め、都合四名色々談合を続け居りましたが、法律経済等の智識深く、名望位置も高き其知人の言へる様……貴本山は、此頃非常なる事変の為

め、大擾乱を来し居る由にて、市中にての噂は甚だ喧々たり、貴殿承知なるや云々。なりしも、私は元来出市することも至て少く、尚知人も少ければ、一向存ぜず、就中申苦入とか、銀行の系続者に関係少ければ云々、と答へぬ。知人の言へる様、貴殿も已に當局のことなれば、此大事変に對し責任者たるや云々。私は答へました。決して貸借上の関係などは更に無し、只大橋銀行に関する事を知るのみ。尚知人の曰く、此頃苦人より聞けば左の如し、日露交戦てふ時局より、一般の不景気は甚し、殊に苦人などに於ては、更に業泣く殆ど困難し居る所、僧侶と云ふものは、法律や経済の智識なく、欺瞞するには実に易々たれば、妙心一件に關しては、唯一の糊口凌ぎなり。斯る世の悪評を聞きては、關係者の私にとりては、遺憾此上もありませんから、銀行協定のこと付、取調委員として、日吉師を依頼した次第を告げ、及び其利害を尋ねました所、彼れは申しました。抑も銀行が協定を肯んず所以は、裡面に大なる罪惡が伏在するに相違なし、先づ一例を挙げんか、彼れの世間に嗤笑を受けつゝある大谷派の如きは、或る銀行へ歳出入の凡てを提供して、協定したる為め、月々其銀行員が同派事務所へ出張し、出納をなし居る所、遂には収支比較すれば、支出超過の有様ゆへ、終に支払を停止せり。依て同派事務所の機関は、全然運転を絶し、職員のみ給さへ停滯勝ちとなり、遂に紛擾に紛擾を惹起し居ることは、新聞紙上、已に世の詳知する所たり、それとも金庫にある公債額、拾万式拾万を托するから、出納を任かすのならば可なるべきも、實際機関運転に必要な参

万円余の収入金を托し云々は、丁度銀行が謀計に陥いるので、結局は大谷派の轍をふむに過ぎない。私共は、素より月給の支給を受けないとして左程に苦痛も感じませぬが、第一注意を要すべきは学林費であります。若し銀行の支払停止ありとせんか、末派幾百の徒弟を教養する学校は、授業停止の不幸を来たすべし。是れ由々敷大事変にして、三千六百の末派寺院に対する當局者の不都合は、言語の及び限りにありませぬ。兎に角以上知友の言は、其真否、將た適否は素より不明なるも、学問と云ひ位置と云ひ、卓越せる知友の言ですから、信用しました。兎に角、此協定に付ては、日吉師に依頼しあることなり。且つは同師のことゝて、私共が協定の参万円以内でふことは、堅く守り呉れらるゝものと思ひ居るも、其結果の報告が無いものですから、始終心配で堪へませなんだ。左ればとて好方法も見出しませんから、協議しても各々心痛のみでした。依て一先づ帰国致したものの、其間の苦辛焦慮は多大でありましたが、是れは個人に属することである故に、此の処では申しませぬけれども、聞くべく望む人あらば、他日御話し致します。斯くの如く自坊にても、寸刻も忘るゝことはありませんが、何分本山に於ても常置委員会の開設もあり、且つは稲葉、永井両師の御配慮もあることですから、或は好結果を得るならんと、自ら慰して居りました所が、同月廿日、本所より帰任せよとの急電に接しましたが、之れは多分常置委員会に関する要件と思ひぬ。聞けば永井師も旧盆の爲め、三日間の休暇あるを利用し、便事の爲め名古屋へ御越しになりたれば、池田師が狛下へ何事か伏

奏された由なりと。御承知の通り旧盆で多忙の折ですから、仮令公用の爲にもせよ、他出することは法類なり。檀徒に対しても、困難を只管感じました。左ればとて、本所内の異変を未発にも係らず、広く告げる訳にも参らず、兎に角、旧十五日施餓鬼には是非帰ると言つて、登山致しました。帰山の上聞けば、畏くも管長狛下は、御震襟を悩まされ、御帰山相成り、常置委員会よりは、学校敷地担保とした等の不正行為ありとの理由の下に、現當局者は不信任なりと、弾劾的に上奏がありし由。是れ素より御尤のこととあります。尚前田師から狛下へ、覚書を以て伏奏されたとも聞きぬ。丁度廿二日に御前会議があるから出頭せよ、とのことで通知を得ました故に、小方丈へ出頭しました所、前田、積、池田、永井、及私の五人でありまして、前田師の言には、昨日已に進退伺を提出せしかば、列席資格はなきも、重大事件なるまゝに参れりと。狛下の御言葉に依れば、前田議事、積執事から、銀行協定の請求書が出て居るから、今役員会を開く云々。抑も此役員会なるものが、開設せらるゝ理由に遡て申しますれば、私が自坊に帰錫中のことで(十六日頃)、池田、日吉の両師は大橋を伴ひ、名古屋で管長狛下へ相見を請はれた所、御病気の故を以て、御許容はなかつた様子故に、大橋は書面にて何か請求する所ありしと依て、狛下は諸事御承知なきものとして、其返事は議執事に御一任ありし由。茲に於て二師は、大橋に答ふらく、何れ職員会の必要あるを以て當地に召集すべし、然れども、是れ一朝一夕に其手続も成し難ければ、暫時待てよ、尤も開会の期日は廿五廿六

日とすべければ、其結果後にせよとのことなりし様子なれば、大橋は、廿七日迄に是非返済せよと言ひて帰宅したる由。所が狛下は、池田師の伏奏より、御病氣をも御厭ひあらせられず、御帰山上京ありしを以て、先きの廿五、六を繰上げて此の二十二日にせしものならん。私は春光院に於て、参万円で協定のことを日吉師に依頼しましたが、同師より其結果に付報告がありましたか、と池田師に詰りました所、同師は言を左右に托し、曖昧なる返事のみで頓と不得要領でしたが、兎角其報告を聞かねば、自然賛否の程も分らぬと述ぶる所ありました。前田師曰く、参万円以内にては、彼れ銀行に於て到底協定を容れず、必ず債務全体を要す云々。茲に於てか、私は賛否の要なきものと認め沈黙して居り、池田師は何かの為め忿慢ありしも、前田師は之に対して何等の弁明も致されず。殆ど達磨然として、各々黙座して居りました。此くの始末ですから、前田師は三十分を期して、各自に意見書を提出し、狛下の決裁を仰ぐより仕方なしと申されました。其意見書の方針としては左の如し。

▲一、協定に対する賛否。 ▲二、常置委員会開会に対するもの。 ▲三、確と覚へ居らず、尚又前田師より、狛下へ上申されたとかの書面の内容を聞けば、常置委員会が、金庫検閲を主張する由なるも、元来金庫検閲なることは、本所の好意に依るのみにて、慣例に過ぎず、敢て彼れより請求する権能なきものとす。依て御説諭下されたし云々、何たる暴言でしょう。私は此の金庫検閲の慣例に就き、成る程慣例にして綱目に明文はなきも、其例を

挙げて見ましやう。去ぬる廿七年四月、議会開設の節、常置員に推挙されまして（三玉戸崎と共に）、先例に基き、金庫検閲を為し、公債の番号を書き留めて、常置委員会の文庫に入れ置ました。其後金庫の公債有無に付、種々悪評を聞きました。丁度九月、常置委員臨時会を開き、四月本派議会にて議決せし綱目は、内務省が其仮許可せぬ所で、其改正の必要に迫りたるを以て本会に承認を求めたるも、苟くも議会の協賛せしものを、変更することを承認することは出来ず。必ず臨時議会を開設して、協賛を請へと迫り、其結果九月廿日、及廿一日の両日、新立に於て開設されました。さて其際、曾て耳にせし公債の悪評に付心配の結果、金庫検閲を速急に迫れば、可なるべしとなし、請求の理由は、去る四月検閲の際、公債番号を書留め文庫に入れ置きしも、果して両師符合し居るや否やを確かざりき、依て今改めて調べ度し云々。本所の回答には、一時間後云々にて、乃ち出頭しました。私共検閲の最初とす。爾来開会毎にも矢張、検閲を為せしならん故に、先づ此金庫検閲てふことは、慣例には相違なきも、十年來のことでした。却説私共は本所へ帰りまして、色々考へましたが、已に参万円以内にて協定は出来ぬと、前田師の御説でしたから、最早意見書提出の必要なきものと認めて、提出は致しませなんだ。池田、前田、積の三師は、協定の必要を説かれしならん。さて御決裁を仰ぐには、何分時間もないことですから、黄昏解散致しました。積師の所言に依れば、廿七日限り返金せざれば、強制執行を受く場合なり。左ればとて、協定に同意せんか、大谷派の覆轍を如

何せん。依て断然決する所あり。遂に謝絶せり。要するに妙心寺なる、法人代理たる私共職員と、彼れ銀行と約束し置かんか。他日如何に、本派議會若くは、常置委員会より彼れ是れ言ひ出して、法律上毛頭動かすことの出来ぬものですから、斯くしては、本派將來の一大事ゆへ、先づ協定に同意するも、議會及常置員會等の承認を経る始末ならば可なるが、其運びもないで、秋共職員の方に左様迫られても、到底同意は出来なき旨、決答したり。新聞紙上などには往々、私共が前田、釈両師に対し故意味あつてとか、所謂党派上の勢力範圍拡張とかで、此の不同意を為したる様に出て居た様子でありますが、寧ろ遺憾に堪へません。只私共の眼中には本派に於る、既往六百年來の麗はしき歴史に、汚点を印せない様、又は將來百千年の大計に考したるものにして、要するに本派の自衛てふことが眼目であります。満場の諸員、妙心寺の財産として何があるでしよ。成る程、天空を曆す法堂はあります。巍然雲間に聳ふる山門もありますけれども、之れを財産として見得るものではありません。封建時代ならば兎に角、今日の妙心寺は憲法制度でありますから、つまり妙心寺は、三千八百ヶ寺の総称に過ぎませぬ。例拳せんか、彼の合名とか合資とかの会社にしても、万一其頭取にして失敗せんか、其損失は、必竟株主の損失であります。然し有限無限の二種がありまして、其損失に対する責任程度があります。左れど本派の組織上、末派三千八百ヶ寺は債務、若しくは損失の全体に対して、無限の責任を負はねばなりません。斯かる事態になり終りなば、最早私共が、如何程苦

辛経営し、或は生命を賭した所で、全然諸員をして責任を避けしむることは出来ませぬから、或は中傷的記事ある新紙に迷惑を感じ、或は野心あるもの、如く諷刺さるゝにも拘らず、協定不同意を主張しました次第であります。私は永年師事して居りました韜谷禪師の箴言に、討論は仇敵の如くせよ、親しみは父子の如くせよ、と前田師の如き永年眷顧を得たる人、釈師の如きも深厚なる交際ある人なるを以て、「親み」の点に於ては充分の誠実を表して居りますが、如何せん、公私混交は最も忌むべき事ゆへ、職務上の公事に重きを置き、仇敵に対する如くして、協定に不同意を致しました。何卒此辺は深く御諒察を希望致します。然るに今に至ても、協定有利説を夢みつゝある人ある様に聞きますが、是れ或は實際の利害計算に暗き人か、若しくは末派数千の困苦に顧みなく、此の末派を思はざるもの、類と思ひます。以上は廿二日迄の経過でありますが、廿四日のことも已に正法輪にも報じ置きました。尚常置委員報告に依て、御承知と察しますから、略します。二十五日後の事は、これから二途に別ちまして説明致します。前会計部長が出勤停止を受けましてから、其後任を不肖に御任命がありましたけれども、到底堪へ得べき腕力もなく、且つは嫌忌しても居りますから、重々辞退致し、廿四日の午前十一時頃、重要な帳簿を受取り引続きました所が、翌廿五日に到り、学林から金を請求しました。何分、前会計部長より、金は一文だも引続がないのですから、支払停止の外策なしと思ひましたが、御承知の通学林は、職員の全体が僧侶でなく、俗人が多いですから、

堂々たる本派の面目上、其人々に月給を猶予して呉れとも言へませぬ。又閉校するてふことも、幾百の学生に対して忍びられませぬなり。且つは政府への手続も些々たる私設とは違ひ、非常に出來難いであります。依て其金策に付、臨時会計用度員に相談しました所、何分一時の借入で以て支弁し置くも、果して議会が承認するや否やが未定なるまゝ、出来ませぬとの事でした。先づ狎下を初め奉り、用度員三名、私共四名が頭を集めて協議はせしものゝ、頓と好方法を発見しません。左れば余剰金利用に思ひ付き、取調べましたが、颯張り帳簿が不整理で、分かりません。此の如き始末で、焦眉の急を救ふべき手段もありませぬから、兎に角金壹千円を借入れて、八月の支払は済しました。さて此借入れに就ても、実に困難を感じました。如何程此京都で奔走しましたも、妙心寺の名義では、誰れ人も貸して呉れませぬ。嗚呼、六百年來光輝ある歴史を以て榮へつゝある此の本山が、斯かる悲境を見ねばならぬ迄、出来得る限り借り尽したとは、実に遺憾千万でありました。抑も此責任を受くべき者は誰でしょう。此不始末を醸したるものは、何人であるか。今は唯、血涙を呑むの外ありません。九月三日、前会計部長より受け継ぎましたのに、住友銀行より引出したとかの金六拾壹円式拾壹錢のみで、金庫内、四十九、京都両銀行の當座預け證書があると云ふ事を聞き、甚だ喜びましたが、実地調べて見れば、一方で以て小切手で引出し済の蟬のぬけ空とは、実に残念でありました。此の如き始末であり升から、恥辱をも忍び無念の涙をも呑み、終に用達商に談しました。

此度の事態たるや、六百年來未曾有の異変にして、悲慘の状言語に絶する次第で、一文の金でも借入れることの出来ない今日ゆへ、議會召集の上、名譽回復の端緒を得たらば、返済すべければ、各々従來の恩顧に報ゆる為め、応分の心配を為し呉れよと、一小寺院の住職としてさへ忍びざることを告て、以て運動しましたけれども、一応帰宅の上、各々相談したしとの請ひで、翌日に到り左の回答を得ましたから、一応朗読します。「謹啓、前文大略御高免被成下度候。陳者去る廿九日、御猶予御願ひ申上置候通り、実は昨夜集會仕り候処、欠席なく一同出席仕り、種々相談仕何とか致し、常々の御厚恩に報ゆる為めと存じ候へ共、何分御案内の商況にて如何とも致し兼ね、誠に御断り申上様無御座、御高恩の万分の一に報ゆること出来不申、実に残念の至りに奉存候へ共、右様の次第、不惡御高察の程奉願上候。先づ御断り旁御答進迄」

右之通り、用達商は、従來本山の恩顧を受け、自然末派寺院の眷顧に依り、利益に沐しつゝあるものなるにも拘らず、此くまで見離されたとは、本派の不信が如何に甚しきやを、推するに足るではありませんか。然して九月に至り、新聞紙上の記事より原因せしものか、前堂職願ひ来りしに、其納金の返送を請求し来りぬ。是れ実に滑稽と云ざるを得ないですが、先づ此の如くの通りで、金の収入は少しもありません。然して前申す通り、京都にて金の借り様はありません。幸ひ本派内にて、有数の富有寺院たる遠州の安寧寺住職が、今回の事態に付心痛を為され、種々御配慮の為

め、御登山中でありますから、好機を喜び、金策に付相談せし所、惨憺たる此の悲境を賢察せられ、六百円借入れ方に、周旋の栄を得て、一時の支払を終りました次第で、実に今議会の経費さへ工面中ですから、或は失礼ながら、諸員の日當、旅費さへ、御手渡し為し得るや否やの心配最中の様な塩梅であります。又狛下の御諮詢に奉答の爲め、御登山下され、既往六百年以来の歴史や、今後千万年の進捗に付き御配慮の上、今回の事態に御熱心下さるゝ顧問へさへ、一厘端毛も御渡してありません様な、悲惨な御話を為すの止むを得ない場合であります。実に前申す通り、引継きの節帳簿の外に受取りました金額としては、僅かに六十一円幾錢と金庫に在る、四十九、京都両銀行に係る拾円證券、各一枚のみでありましたから、苦慮焦心の有様は、言語以外であります。

十月七日、午前十時四十分開会。出席議員二十七員。

議長、二番議員は事故あり。二十四番議員は調査会に付、各々欠席せられました。尚調査会より差出の議案配付致します。

第五番、先刻番外一番さんの報告中、今妙心寺は社会の信用を失し、木宮の名義ならば知らず、妙心寺としては沓円も貸与するものが無いとの説は、少しく妄に過ぐるの嫌ひなしとせず。本議会は真聖且つ、管長猥下の御親臨もある事なれば、斯の如き言は、御注意あつて然るべしと考へます。

番外一番、只今五番議員さんの御注告に依りまして考へました。先刻報告中、知らず知らずの間に、斯る言を成しましたは過りで

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

す。此れは取り消しを願ひます。付きましては、十四日以後に於て一方を報告しますに付ては、協定案云々に付て、八月八日に於て、前田議事より協定して財政整理をして後、常置員会を開きたいとの意見であつたが、私等正反対でありました。其以前、前田師が弥々免職となりましてから、其机を取調べて見ましたが、此様な書類が出て来ましたと朗読す。私が推察しますには、所謂郵便会なるものを開く目的であつたろう。夫れは管長議事執事調印すれば出来すからであります。今一方、廿五日に常置員会を開き、臨時財務調査委員を設ける二日夜、苦辛して取調べました其結果に於て、妙心寺の借り入れの借財は、管長猥下の御承知のものもあり、我々の知らぬものもあり、段々順序を調べたる結果、どうも此俣捨て、は置かれぬ。此責任は妙心寺住職の責任であるから、容易に此俣捨て、は置かれぬ。其手続きをせねばならぬ処から、我々も調査をしましたから、中々いかぬから、此様な調査した上は、世間にも知れる事だから、既に新聞紙に出て居ることなり。如何に之を隠さんとしてもだめである。斯く公になつた上は、其筋に於ても捨て、も置くまい。警察より必ず取調べを受けねばなるまいから、夫れより手続きをする方が好からんと。乍併我々が心配した其當時、新聞が詰めかけした位です。総ては隠す様にして居ましたが、何処より聞き出しましたか、事実に近い様な事も書きました。是れではならぬから、管長猥下に伺ひまして、本所職員規定に随ひ、諸員相談の上、告訴する事となりました。社会に曝露した以上は、止を得ぬ事であるが、是れは私の恨

みでもなく、只職務上に於て止むことを得るのであるから、悪からず御推察を願ひたい。其筋よりは、果して事実として、管長陛下を始め、池田、前田、積等を取調べを受けられたが、今日迄関係者は皆取調べを受けましたが、其詳細は申上度も、予審中に属すれば、申上かねます。此処まで此様になつて来ました以上は、どうも我等も之を隠すことも出来ませぬから、終に告訴するの止むなきに至りました。悪からず御推察を願ひます。付ては実に、昨日来申上る通り、失態と云ふ事は随分ある事なれば、其責めは覚悟して居ります。既に常置員が弾劾奏上まで出されたと云ふことでですから、其責は甘んじて受けますから、併し乍ら其職を半途に捨つると云ふ事は出来ませぬ処で、願ひ下と云ふ事は出来得る事と出来ざるがあります。其出来得る事と云ふは、姦通罪及び名誉を傷けたるために訴へられたる等の罪位の事で、他は是を願下げする事能はず。既に我等共が聞かぬこと迄、予審廷及検事局には知つてをると云ふ有様。只此上は本派の為と思ふて成したることにして、敢て自己の怨恨を以てしたることに非ず。本派の自衛を以て為したる事なれば、宜敷願ひます。其他種々苦心致しました。

第廿五番、昨日報告中、大橋より五万円借り入れるに付て、木宮、永井の調印が入るに付て、約定書が入用したとか、又、日吉、青山等の名義の吉田山は、貳万円の価あること、承りましたが、其位の価は確にあるものなりや。そこで此證書文は晴記せられませぬから、宜敷願ひたいです。賛成々々。

番外一番、夫れは別段差支へはありませぬが、管長陛下下の許可を得ませぬといけませぬ。

第八番、先刻、番外一番さんの報告中の出訴の手續は、外より出したるものなりや。又内より出たるものなりや。

番外一番、夫れは既に社会に曝露したる事なれば、止を得ず内より致しました。

第八番、又村田師来て、貳万円云々とあるが、種々話しの結果、五万円となりしとは如何。

又七番が、前議事に質問せられました時、そんな事は無いとの本の答弁でしたが、そは如何なる故なるや。

第七番、只今青山さんの説には、少々相違の処がありますから申上ます。且て私が昨年、教務本所に質問書を呈しました其節、教務本所何等の返事もなく、又議会で質問も、有耶無耶の中に埋没せられまして、実に此事に付ては不得要領でしたが、既に予算中にあるとすると、事実ならんか。八番さんの相違ありし故、一寸申上ました。

番外一番、是に付きましては、私は前田師より承りましたが始めて、其他は一寸も知らぬのです。

第十三番、只今の事に付きまして、質し置き度です。今年議場に於て、小林前管長云々ありましたが、其時分の事が承りたいが、其當時、本所職員は耳にしてをりましたか。又は社会も知て居ましたか。

番外一番、前管長の引続きに付ては、御承知の如く、管長は議事

が補弼ですから、前田議事が如何なる事をしたか知りませぬ。此段御承知を願ひます。我々が大橋事件を知つたのは、昨年十月に始めて知つたので、公債云々は、七月廿日、前田師の自白に依りて、私は始めて事実を知りました。八月十九日、常置員上京種々の風説を聞かれ、太秦に行て登記写を取られました公債云々は知りませぬ。弥々十月四日、管長猥下より金庫検閲の下命がありまして、始めて公債證書の影もない事が知れました。

第十一番、始め、前小林管長の時代には調べがなかつたか、何にも聞きませぬか。

番外一番、昨年十月、其事を聞きましたが、夫れは前田と前管長との話して、私は知りませぬ。又議事と管長とは、密接の關係がありますから、二人の間に如何なる事があるか知りませぬ。其事が知れてから、前田に責まると前田が云く、夫れは何にも心配せなくても好い。公債證書があるでは無いか、と云はれましたから、私は前管長の委任状、及公債證書元簿を取り調るにも、前管長は既に御遷化後でありましたから。

第十三番、そうしますと調べなしとの事ですな。然らば前管長金錢授受後、管長の耳に入つたは何時頃なるか。

番外一番、十月八日、村田寂順師が来られて、前田師が自白せられたので、猥下が知られました。

第十三番、然らば、十月八日に管長の御耳に達したが、前管長金錢授受の事は調べなかつたのですね。

番外一番、調べるにも手続きがないのです。

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

第十三番、手続きがないから調べられぬとは、本員は不服なり。其時何とかして調べて置いたならば、今日には至らざりしものを。又調べられぬと云ふ事は無からうに付ては、之を常置委員に尋ねず。

第十一番、前管長小林師、金銭云々に付取調べるに付ては、中々苦心しましたが、よし取調べるに付ても、借財は返却は出来ず。春光院は逃げ回て、一寸も居らぬと云ふ有様です。

第十三番、然らば、常置員会は之れを取調べる事をせ無たんですね。

第六番、本員只今、小林前管長云々、種々聞きましたが、十三番さんの説に付て、小林管長云々の説に付、公債證書は三月八日に造られたもので、管長の更代せられる時は、其名義を書き換へしたら、其公債原簿が入りますだろう。

番外一番、夫れは書き換へまして、数通になつて居ります。

第廿四番、先刻十三番議員さんが、常置員会に質問がありました、其式万円が、村田寂順師が来られて五万円に成て居る事は、已に常置員は承認して居ないのでありますから、如何なる事か知らないです。

第六番、然らば財務調査会に尋ねても知れず、との事なれば、其他の事に付尋ねます。告訴の原告は誰なるや。公債のとんだのは何程なるや。又住友銀行へ入れたるは何年何月なるや。

番外一番、夫れは被害者が、管長猥下であります、御承知の通り、猥下は本派最上高位の方ですから、其部下なる者の原告なる

は、甚だ不都合であるから、原告は執事木宮恵満に致しました。又告訴と云ふ事は、誰でも出来るのです。又公債は、何日出たかとの御尋ねですが、夫れは前田師から聞たが始めて、私は知りませぬ。金員数も知れませぬ。又此に及びませぬが、其當時私等は取調る権利がないのです。綱目中にもあります通り、議事と執事が、即ち会計主任執事計りで取調べるので、私等の其権利がないのであります。

第七番、本所員に質問致します。彼五万円償却に付て、日吉、青山が来たとか、其日、青山、日吉を呼べども来らずとか、実に之れは不得要領と云はざるを得ずです。又最後の両師との会見は、何時頃なりや。

番外一番、最後は八月四日です。電報打ても来ぬ。此事件は吉田山一件が履行しないからです。夫れが為会見の必要があるので。

第七番、最後の会見に於て、両氏より何等の意見もなく、貴方より何の責めることもなきや。

番外一番、協定云々に付て両師は熱心でした。又大橋銀行へ返却も、中々苦心せられし様子。

第七番、今日以後、青山、日吉に向て責むることなきや。

番外一番、私は不在でしたが、其後八月廿七八日頃に、管長猥下より両氏に向て打電しられました。両師は直ちに出来来られた。管長の意見では、早く吉田山一件を履行させねばならぬからです。そこで管長猥下より、財務調査委員を托せられました。夫れから其委員より、前田、釈等に責まつて、終に両氏の財産を賃貸

借と成しました。又前田師の貳百円程のものを、妙心寺へ売り渡しになつて居ります。夫れから春光院です。春光の財産は、檀徒が不服を云ふていけぬと云て、日吉師は其俣帰られました。又私等も教務本所の事務をも取らねばならず、種々と多忙の為め、日吉師に向て談判もさせぬ。

第七番、賃貸借、拾五円は、前田、釈師等のものなりや。又両氏の財産は幾程ありや。

番外一番、確とは覚えませぬが、両方共で二千円程ありますが、之れを賃貸として十五円つゝ取る事に成っています。

第八番、只今七番さんの尋ねに、春光院惣代云々に付ては、本所員が知らぬと云ふ事はありますまい。又其名義が妙心寺なるや、前管長なるや、現管長なるや、妙心寺の債務なるや。

番外一番、無論妙心寺の債務です。

第六番、昨日の報告中にある日吉、青山を入れて云々、又日吉氏の吉田一件は、何の理由なるか。

番外一番、夫れは中々容易に出来ぬでありました。彼の吉田山は、日吉全識なる者の名義にした者は、皆御承知の如く、覚王殿の建設に付て、名古屋と京都と非常の競争を致しました。そこで名古屋などは、敷地の寄附主があるとかにて、京都にても可成は、京都に置き度し、と菩提会が内容に買て置て、寄附のありし有様にするに付て、下手な者の名義にする時は、他日取られてしてもいけぬから、日吉氏の如き財産家なれば、寄附せしと云ふても人も怪まず。又安全の策ならんとする事で、同氏の名義にしま

した。

第六番、日吉氏へ協定案に付て、本山の方から委員として居たか。それは何時解きましたか。

番外一番、其後、別に解たといふ事でもないが、自然消滅すること、思ひます。

第十三番、先刻の報告中、管長猥下が御前会議を開かれたとか。其中に憤懣したとか如何なる事や。

番外一番、先刻云ひました通り、管長猥下に差出た自白書中、京都銀行、及四十九銀行で五万円借りてある其證書には、管長猥下の印が捺てあるので、猥下は池田氏を責められた。夫れは猥下が御病氣中、印を池田議事に托して置かれたのである処へ、前田師が管長の捺印をして呉れと云はれたので、池田氏は管長が御承知のないものは、捺印出来ぬと云はれた。然るに前田師の云はるゝには、已に管長猥下の許可を受けた、と云はれたから、私は捺印しましたが、前田さんは斯の様にしても、私を瞞着しられるかと非常に憤られました。前田師は其時黙して居られました。

第十三番、管長猥下御病氣中は、池田議事に印章が預けてありましたか。

第三番、前田自白の中に、森田某より取次の借財五万円、前管長に承諾を得たるものなりや。又現管長の承諾を得たるものなりや。

其他質問の声ありしも正午となり、議長休会を命ず。

妙心寺事件 (明治38年1月12日 第二〇号)

前田氏等の予審決定以来、別に記すべき事なし。只執達吏大繁盛の時にて、妙心寺は云ふも更なり。東本願寺、妙法院、悉く酷吏の新御得意先となりしのみ。故に彙報の代に、杏村子の登山雑誌を掲げて、読者に示すこと、なすべし。

登山雑誌記 杏村生

▲妙心寺事件 之れ昨秋来、新聞雑誌の電報、若くは雑報欄に表れて、世の人々は以て宗教界、特に仏教界の腐敗を自白せしものとし、教界内殊に各自其派に属するものは、自分の本山衰亡として慨き、而して本派、地方寺院諸師に会ふに、時場を問はず、該問題先づ話談に上り、終りは愚にもならぬ慷慨の声となるは、生が由井ヶ浜辺の逍遙を止めて、汽笛の響きに送られ、漸く臘日暮、雪江松下に着せし迄の事なりき。然るに登山後、所有人士を訪問して、事態の詳細を聞き、事実の現相を視来れば、物は評判よりは小なりに洩れず。新聞雑誌で見聞せし程にあらざ。去りながら又、以外の処に大事存するが如し。故に生は、生が誤聞かは知らねども、逐一記して地方諸師に紹介せんに、

▲今は黄金時代で、ツマリ妙心寺事件も金より起りしことで、今茲に貳拾万円と云ふ金さえあれば、何も紛紜はない訳け。従て派内の事務局も、会計情態を先つ記すべきなれど、これに先立ちて、最も大節なるは、如何にして斯くの如き大金を要するに至りしや。其原因如何。次に現情奈如、而して始めて要する金の行先も明瞭になる也。偕て此等の問題に入るまへに、今一ツ記すべき

は、過去五六ヶ月間の地方の評判なり。これは生が見聞に止まる小部分の風聞なるが、一は管長猥下の自遷化にして、管長猥下は派内の事局に堪へず。終に某の方法に依り、自滅遊ばれたりとは一般の臆測なれども、事実斯くの如きことの存すべき筈もなければ、當時その御枕床に侍りて、一利那をも御見届けせし人の話談にも、さる事のありしことは非認せられ、業風の吹き荒みたるものと證言あるのみ。之れ諸師が心を勞するに足らざるものなり。次に妙心寺の現存なるが、之れも方丈庫裡の一部、及び所有什物の一部分の差押へこそありたれ。旧冬来の諸法要も欠かせることなく、諸堂は巍然として屹立せり。故に地方にありて心配するに及ばざるが如し。それよりは將に記し去らんとする所を傾聴し、大に画すべきなり。

▲抑も妙心寺事件の原因は、遠く綱目制定以前と云ふが、少くも柴田元魯師會計時代を以て、第一の原因ともなるべき也。その時代の細事は知るに由なきも、當時同師遷化に因み、式、三万円の元金が不明に帰せしは想像に困らざる也。爾後花園駅停車場事件ありて、茲に隠然派内に前田党(?) 関東派(?) なる変なものも成立するでもなく、せないでもないと云ふことになりて、事の端緒は開かれたり。其後彼各宗派の協同事業なる大菩提会組織され、始め些かの貸出しを為せしが腐り縁となりて、妙心寺金庫在中、拾有幾万円は高利の證金拾万円と化して、同会の支出費となり、此他に五万余円は妙心寺名義にて、借入れられ、基本金を失へる本所支払にも流用せられしが如けれど、又菩提会用ともせら

れしものなり。而して始めよりの借財(但し菩提会は烏合の集りにて利子支弁にも差支へたるが如し)に對し、日々月々利を計らざるべからず。あれやこれやで、此上参万余の借財積りて、都合妙心寺は債務拾八万余円を起せり。然るに昨春国家の事局起るや、頓に債権者の督促厳になり、窮境覆ふ能はざるに至りて、一時に債鬼門に迫り、新聞記者の雑報種となれり。派下の為め幸か不幸か、続ひて執達吏の差押へと、斯くの如き順路を経て旧臘を送れり、それで確かなる処の現情は奈如にかある。

▲先づ借財の現情を聞くに、拾有幾万円の公債(基本財産)は、證金拾万円の担保となりて、二、三の銀行の手にありて妙心寺にあらず、故に妙心寺は無財産となり、此上彼処此処に五万円余(他方面にあるが如し)、外に最も今回の事局に遭遇せし借財金五万円余、其内式万円余は其後返済となりて、現在参万円余となりて、現今負債合計八万余円なりと、而して其金は皆が皆迄流用し去られたるにもあらず、殆んど全分、菩提会々員承認の拾参万余円の元金となりて、貸与されあるが如けれども、表面は纔かに五万円だけは菩提会へ貸与し、他は各前田、釈両師の名義等にて貸与せられあり。故に前号予審決定書の如く、込入りたるものとなりしならん。依て即今本派が基本金を無き物として、八万余円の借財は責任を有し、而して本派が債権に属するは、正金五万円と云ふ順序にして、差引参万円余は本派創始以来の借財と云ふべきものに属せり。之れは、生が登山一週日中に得たる種々の方面の談を総合したるものなり。其當路者にして誤聞と思ふ節あら

ば、一派将来に関する大事の前の小事なれば、出来得る限り明細の正誤ありたきもの也。之れ国家は日露事件に民と共に画政し、派内は一派の者、互に此大事局を実究して、百年の大計を画立するものと信ず。當路者それ是を為すに吝なる勿れ。

本派臨時議會(第四) (明治38年1月12日 第二一〇号)

十月七日、午後二時開會。出席議員廿七名。

議長、満場に告ぐ。十五番議員は欠席しましたから、左様御承知置きを乞ふ。管長猥下より御宣示がありましたから、此を朗読します。細川書記に之を命ず。當議會期延長の宣示及御廻附候也。

「本派綱目第三十五条に依り、當期議會は、本月八日を以て閉會の期とす」議長続て報告して、今回稲葉顧問の手より、大徳寺から議會へ、慰問として茶禰(金千疋)を受けました。何れ御礼をせんなりませんから、其は後から計りまじやう。五番の請求になりました刷物の配付しましたから、配付終りて日程九を終わりますから、五番、会期は延期になりましたが、まだ第一読会終了しませぬから、特別審査員十名は議長の指令を以てせられて、其時間を省かれんことを希望します。議長、五番議員の説により、委員十名、議長の指名は満堂賛成の様ですから、此から委員の撰出に掛ります。此結果を報告します。

- 一 組 二十番(竜淵師) 廿九番(鷲嶺師)
- 二 組 六 番(古川師) 九 番(門脇師)
- 三 組 廿二番(真神師) 十五番(桂井師)

四 組 四 番(妻岐師) 五 番(三宅師)
五 組 八 番(斎藤師) 廿八番(藤田師)

此より日程第一号議案の第一読会に移り、本所役員の説明が有りますから。

木宮執事、登壇して大体は各条項中にあるを以て既に御承知でしやうが、彼の金庫内の公債額、面の利金五千四百参拾七円五拾錢に就て、前会計部長に、毎年六月には前半ケ年の利金入るべき筈なるを尋ねしとき、会計部長は、公債は担保に入れるを以て、今は利金会計の内へ加ふるを得ず。其成算は逐て為す、と回答ありたり。其後結算をなす考へなりしも、結算未定中に法廷へ拘引せらるゝこととなりて、出来上らず。依て我等一通りの結算はなしたれども、其利金は入らず。亦来る十二月にも利金が入るや否やは不明にして、此の如き見込の立たざるものを予算額に入れて支出することは出来ぬ故に、今回予算額変更を本議會に向て請求する所以なり。支出中に於ても、各条項中に説明ある如く、削減した後、追加をせねばならぬ現金の収金も使ひ尽して尚不足なり。故に勿論、五百円の積立金も使ひ込みたり。此欠損を補充する為めに、五百円の追加を設けたるなり。次に卅二条は、臨時議會にても七百円の費用を要す。此支出金なきを以て、本年別予算削減中より、卅二条の金を以て補充するより外はありません。卅三条は四月に開きたる常置員会に於て支出して余金なし。八月に開きたる継続常置員会の経費支出金なし故に、之れに充つるものなり。此の如き事情でありますから、審議上賛同を希望します、と之れ

にて説明終り、退壇せり。議長、今の条項に質問があれば質問せられよ。六番、番外に問ふ。今説明になった削減ですが、此れ以上尚ほ削減為し得られざるや、否亦此削減内の経費にて現状維持し得るや否。此二件なり。番外、此以上に削減を為すことは到底出来得ざるなり、此丈にて多分来る三月迄は、維持し得らるゝ、予算なり。十番、現状積立金なきを以て、其利金の収入なきは勿論なりとす。然るに此廿一条及廿二条の元利支払は、如何にして為すべきや。番外、此は派債なるを以て、公債の有無に関せず、未派の未納金の徴収金の内を以て支弁する考へなり。十番、昔日は然らむも、尚今後も従前の通りになす方針なるや。番外、五百円を償ふことは、此際償却することは、非常に困難なることなれども、之れを払はずに置く訳に行かざるを以て、従前の通り為す考へなり。六番、収入三万〇六百六拾六円五拾銭総高の内、現会計へ収入するもの幾何、其支出せるもの幾何、其高の指示を乞ふ。番外、其問題は調査会に向て質問あるべし。六番、調査会に質問を提起し得らるゝや。議長、此質問は委員に向て出来得るべし。又第二読会にも為すことが出来ませぬ。六番、然らば御注意に基き扣へませぬ。十番、歳出部第五条第一項は、既に支出済になりし者なるや、又今後支出するものなるや。番外、年度高を十二分して、其一分を毎月支出するものです。廿五番、学林費は月に割當て支出することなるか、布教費、又各宗派交渉費等、月に割當て支出にあるのですか。番外、学林は月々に支出するものなれども、布教費の如きは、毎年春期に派出することですから、既に支

出済となつて居ります。又各宗派交渉費は、其當時必要の生ずる場合に支出するものにして、決して毎月支出すべきものにあらず。本年は一回も其必要を生ぜず。依て参百円の内式百五拾円を減じ、五拾円と為した訳であります。廿四番、九条の一山保存費の分配律は如何なる方法ですか。番外、審なることは能く知りませんが、四期に分つことに為て居る由ですが、既に此九月にも請求がありました、今日の苦境にては到底支出することが出来なから、兎に角議会開設後まで待て、と云ふて待たしてあるので。十番、第五条の第二項の参百円、派一人に就き幾金を支出し、又現今何人貸費生があるや。番外、貸費生は其学校に依て等差あり（其期限は凡三ヶ年）。又其期限に依ても差あり。譬ば初参拾円にして、次五拾円、後に七拾円と云ふ風になつて居ります。現今は四名に支出して居ります。十番、貸費金の返却の方法如何。番外、卒業後公職に就きて、其義務を果す者あり。或は漸次金を以て返済を為すものもありまして、一樣して居りませぬ。十番、第十条の管長以下職員給であります、此は前年度と変更は無きやうに心得ますが、管長以下には勿論何にも申し上げませんが、茲に議事以下の役員の手當金は幾許にして、又此際に於ける本山の財政困難なる折からなれば、少し減じて事務を執て下さる訳には行かぬ乎、番外さんにお尋ね致します。番外、十二番さんに御答へ申しますが、私が本所役員の職にあつて箇様なることを申すは、甚だ妙な感が致しますが、議事が最初拾六円、次に拾八円後に式拾円と、其年功の順に依て増すことに成て居ります。執事

が初拾貳円、次拾四円、後拾六円。又部員が初八円、次に拾円、後拾貳円。其漸次年功に依て増出することに成て居まして、既に此別予算額中より半ケ年度分は支出済となれり。又削減とてふことですが、此際本所事務は非常に繁忙を極めて居る折なれば、此を削減すると云ふことは困難と思ひます。九番、第六条の九拾五円、恒例法会費ですが、本年は授戒も停止になつたのですが、本年の予算額に入て居るのは如何ですか。番外、最も授戒会は執行せなかつたが、法会は正法輪にても発表せる如く、七日間執行したのですから、別予算額に入て居るのです。十一番、第五条の第三項は、何処の学林の補助費なるや。番外、十五区の尼衆学林、十七教区の尼衆学林、及美濃の聯芳学林。現今は此等の学林に補助して居ります。十一番、聯芳学林にても毎月五拾円づゝ支出せる由であります。此れにても既に予算額を超過する勘定ですが、他学林は只だ名のみにて全く削られて居るのです乎。番外、本年九月迄は参百円を補助せり。然れども将来尼衆学林、聯芳学林に補助する分配は未定なり。十一番、尼衆学林に補助する支出の方法は如何。番外、十月より経常費を変更する考で削減したのです。九番、十一條の東京出張所費ですが、近來該地に出張所設置する必要なき様考へます。仮令出張所を設けたるにしても、事務員の出張して居るにもあらず。只だ出張所の看板のみを掛けたるに過ぎないと考へます。其看板を掛けるために参拾円の金を要せぬ筈であります。番外、此は最も重要欠くべからざるもの考へます。各宗共、當地に宗務取扱上是非出張所なるものを設置

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

せよと命ぜられたるものにして、其理由は、各宗に対し内務省に於て交渉事件起りたる時、本山では其経費多額を要するのみならず、極めて不便なるを以て當地に設置したるものなり。現今は、麟祥院を以て其出張所となせり。而して臨時内務省より召喚になりたる時、或は天長節、紀元節には管長代理として天沢氏が出頭せらるゝことゝなつて居ります。其費用として参拾円、或は以上入用ことは明かです。此出張所は本派として動かすべからざる者と考へます。十二番、本案を委員附托にせられんことを希望します(此時に賛同の声多し)。議長、只今の十二番議員の提議に就きて異議なければ委員附托に囑します(異議無しの声点々起れり)。更に起立に問ひますから委員起立の命に依り、満場起立。此れにて一読会は終ましたから、附托委員選挙に遷ります。廿四番、前の如く議長委員五名を指名せよ(賛同の声多し)。議長、満場異議なきに依り、茲に財務特別審査委員の指名を行います。

一組 十一番 二組 十番 三組 三番
四組 十八番 五組 七番 以上

廿五番、暫時休憩を希望します(賛成の声起)。

議長、然らば是より休憩に遷ります(時計三つを報)。

七日午後、小休後再び入場時に。午後三時なり。出席員廿九人。

議長、日程に従ひ、是より第二号議案第一読会に入ります(書記議案を朗読す)。番外一番、本案に云ふ所の未納金は、総額参万

壹千七百四拾九円参拾九銭五厘あります。此の未納金を集めると云ふことは、素より教務本所の責任にして、敢て之を他に委すると云ふが如きは、職責に悖るの感なきにあらざるも、本所は本所として出来得る丈けの事を為したるも、何分其区域拡大にして、徴集の実を挙ぐるに能はず。遂に此巨額となるに至りたるものであります。而して今や本派の財政は悲運に陥り、借金又借金と云ふ有様にて、経常費の財源を見出すに苦しむの境に沈淪せり。是に於て最も易き調金の方法として見出したのが、即ち此の未納金の徴集であります。而して此の金を徴集するに如何なる方法に依るも、多少の金を要するなり。其費用を概算して、徴集金の十分の二を充ることを定めました。宜しく本派目下の状態に見て、賛同あらむことを希望します。六番、此の未納金は、何年何月より何年何月までのでありますか。番外一番、未納金の調査書類が別にありますから、御望みに依れば見て頂きますが、此処では分りません。併し多分、廿二年頃より今年の八月までの分であります。第八番、未納金には寺班金、賦課金、等も含で居りますか。全く何々を含んで居るのか伺ひます。番外一番、総てを含んで居るのです。第九番、未納金の十分の二と云ひますと殆んど六千円余であります。徴集の費用としては随分多額なり。徴集に従事せしむる人は幾人程で、日當手當等の予定は如何なる御見積りなるかを伺ひたい。番外一番、徴集に従事する人数等は定めてありませんが、費用は本所の定むる所、即ち所員の派出する時は、何程の金を給すると云ふ規定がありますから、其れに依て見

積りたのであります。第廿五番、未納金全部と云へば、其中には不得已事情の為に未納となるものもあらむ。又災難等の為に本意を果すこと能はず、本所へ情を具して延期を願ひ居るものもあらんと思ふ。此の如きものは如何にするですか。番外一番、災厄の為に其義務を果たす能はずして、嘆願書の出で居るのは、極々少数でありまして、教務本所は多分に許可を与へて居りません云云。第十二番、此の未納金は単純なるものにして、他に種々混入せるものあるにあらず。之を徴集するは至當の事なり。他の異議者なきは深く信ずる所なり。只二ヶ年に徴集の目的を達し得らるゝや否やが、心掛りなるのみ。其の方法の如きは、地方法々の情況に察して定むれば可なり。最早質問も終結と認むれば、委員に附托する迄の決議あらんことを望む。第廿五番、十二番の説もありましたが、此の案は第三号議案と関係して居ります。故此れは之れにして置きまして、第三号の第一読会に移らんことを望みます。第十番、未納金を徴集するには特に派出員を置いて派出せしむるのか、又は地方の取締とか何とかに委託するのであるか、又は徴集金の十分の二を手當として受負業とするのであるか、私、此の地方では納金し得る丈の寺格も資力もある人にして、横着を構へて納金せぬ故、其人の為す所に習ふて、未納金を有する者程責ばれるとでも云ふ様な風のある所もある様に見受けられますが、其様の人々に対しては、何にか方法はあるのですか。徴集せんとするも、納金せざるもの、今迄の如く其俣にして置くのですか。番外一番、十番に答へますが、徴集の方法は一定して居

りません。地方々々の事情に依るの外はありません。所謂受負業のごとく十分の二の費用を与て委託するがよいなれば、其の方にする。特に派出員を遣はずが徴集の実に協ふ地方は、其法に従ひ取締に幾分の費を給して托することが出来得る所は、其方法を取ります。凡て教務本所の費用少なくて実収の多き方法に従ふ心組であります。又此の法を実施する以上は、従来の弊を打破して、断然の処置をする決心であります故、左様御承知を願ひます。第十二番、廿五番さんに交渉致しますが、御承知の通り議会議法の示す所もありますれば、此案が第三号案と連関して居りますけれども、此案の附托委員を選んで置いて、必要上第三号案を附托するも差支ありません故、日程通りにせられては如何ですか。第廿五番、十二番さんの御相談もありましたが、議会議法の如何に拘はらず、便宜上議場が是認すればそれでよいと思ひます。議長、委員々々の事は第一読会通過の後としまして、此の第二号案を容るゝや否や、大体に就て異議なきやを起立に問ひます（満場起立、第二号議案第一読会了）。議長、之れより第三号議案の第一読会に移ります。第六番、前刻十二番さんの説もありました如く、我々は法文に反きて議事を進むることは快くありません故、どうか法文通りにして頂きたい。第八番、已に議長の宣言もありし後ではあります、此の二号案を附托する委員を選挙することとして、第三号議案に移られんことを望むして、選挙は議長の指名に願ひます。第十二番、八番議員は議会議例を無視するものなり。法文は何処までも選挙せられんことを望む。第八番、本員は

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（下）

敢て議会議例を無視する者ではありません。議会議例に依りて先きの案と同じ様に、議長の指名を以て委員の選挙を議長に一任して置いて、進で第三号案に移り、三号案の一読会の終りし後にて、其選挙の結果を聞くことゝすれば、便宜上都合がよいと思ふのであります。第五番、十二番、八番等の議論が八釜しくありますが、本員は日程変更を提出します（賛成の声四方に起る）。議長、五番の動議に依り、日程を変更して第三号議案の第一読会に移ります。二番議員所用の爲め退場中でありましたが、只今帰られましたから出席になります（時に議案第三号を朗読す）。番外一番、第三号議案の説明は、最初の説明書を見て下されば能く分りますが、財務整理と云ふことは、各員の充分御認めのことゝ思ひますが、其費用を壹万円としたことに付ては、異議あるやも計られずと思ひますから、一寸弁じて置きたいのであります。即ち国家無事の時は敢て問はざるも、一旦事あるの時に當ては、挙国一致して其費に充るの金品を出すに先を争ふ有様は、現下戦国の時代の状況に見て已に御承知のことゝ思ふのであります。本派は今や大事変の渦中に投ぜられたのである。而して事を弁ずるの費に充る金は一金も無いと云ふ有様にて、他に求むべき財源もありません。故未納金徴集の内より支出すると定めたのである。又壹万円と見積りたるを多大と認むる人もありませんが、此の事変以来支出せる金額も有り、以後幾何を費さねばならぬかも知れぬ位でありますから、此の辺は不悪御了察を願ひたいのであります。此く極めて置きましたも、或は少額にて済むかも分らぬのであります。

す。第八番、番外に質問します。此の壹万円は恰も戦国の糧食彈藥の如きものに比すべきものでありますが、若し貧弱国にして糧食等に充るものなき場合ある如く、本派に今直ぐに間に合はぬ時は、如何なる方法を執らるゝや。番外一番、未納金を徴集して、其内より壹万円を支出すと云ふのみであります。第八番、未納金を徴集すると云ふても、金が直ぐ集るものなるや否やは未定のことなり。若し早急に集らぬ時は如何にするや。一方に金の必要はあり、金は集らぬ時に取るべき方法を示して頂きたい。番外一番、政府に於て若しも金に困る時には、債券を抵當として、日本銀行より借入れて一時の用に供する如く、本派も亦其徴集金を抵當として、借用するより外はないのであります。第六番、此の壹万円金の金を用て財務を整理せしむるには、如何なる人を任用するのであるか。即ち本所員に委托して整理せしむるのか、又は他に別に人を選びて為さしむるのか、此の点を明示して頂きたい。番外一番、其の事は、此の案が委員附托になりた上にて、御話し致します。第六番、私は其の組織及方法を承りた上でなくては、此の案に賛成することが出来ませぬ。番外一番、第一読会を通過したからとて、此案が決議案となりしにはあらざれば、其の質問は第二読会の時に御譲りを願ひます。第十二番、此の壹万円金は巨額であります、之を用ゆるのは単に財務の整理に止まるのか、又は今回の事変に付て凡ての費に充るのですか。番外一番、壹万円は総て今回の事変に用ゆるのであります。第二番、承りますれば、今回の事変以来二ヶ月間に已に参百円を費したりと云ふ。之

を標準として考ふる時は、壹万円を以て五ヶ年余の費に充ることを得る様であります、此多大の費用を以て整理せんとせらるゝには、凡そ何年程掛ると云ふ御見込なるや。番外一番、整理都合によりて何年掛るやも知れず、故に答ふることは出来ませず、又答ふるの必要なしと思ひます。第二番、徴集金の集まる迄の費用としては、政府が債券を発行して日本銀行から金を借入る如く、集金を抵當として借金をすると云はれましたが、妙心寺の銀行は何処にありますか。何より借金を為さる御つもりにや。昨日来の報告に依りますれば、今日妙心寺の信用は地に落ち、五拾円の金子も調達してくれる所がない有様であるとのことでありましたが、彼の言にして信ありとすれば、何れにて借り入れを為さるゝ御決心ですか承りたいのです。番外、二番議員に答へます。今日迄は事變の爲めに信用を落して居りましたが、是れも全く某々の不始末よりであります。然し今日にして、各員の御苦勞を願て善後策を講じつゝある時にして、世間の本派を見ることは、又往日の如くではありませぬ故に、集金担保として借金することは出来得べきこと、信じて居ります。第六番、参万七千余円の未納金の中には寺班金も含むとすれば、其の元金は消費せぬのですか。其の中の幾何を何するとか、其予定はあるのですか。番外一番、未納金の内には寺班金は何程、賦課金が何程、香資金が何程とそれ〴〵区分して取調べた書類がありますから、其れに就て見ますれば容易に分りますが、寺班元金は消費金中へ入れぬ様に致したき考へであります。第廿四番、番外に注意します。未納金の

区分は摺物に成て各員の手元へ既に配付してある筈ですから、見て頂けばよろしい。第八番、質問終結と思ひますから、委員へ附托して、今日は之れにて閉会に願ひます。種々仕事も多分ありませんから。第九番、臨時財務整理費は、今日ある財務調査委員のする仕事に當てるのと種類が違ひますが、又其整理の方法は如何(時に無用々々と呼ぶものあり)。議長、質問も終了と見ますから、大体に於て異議なきや否やを起立に問ひます。二番を除て満場起立。第五番、第二号、第三号を一括して附托すべき特別審査委員十名を、議長の指名を以て撰定せられんことを望む(賛成の声あり)。第廿四番、本員は此の議案を財務特別審査委員に托せられんことを希望します(賛成の声あり)。第廿九番、此の二、三号案は特に委員を撰ばれんことを望む(賛成の声あり)。第五番、本員は前説を取消て廿四番に賛成します。議長、廿四番の説の、此案を財務審査委員に托する、に賛成の者は起立(起立満場)。第五番、此れにて日程は終りましたが、昨日二番より本所員の報告に付て弁明せんことを要求せられましたが、相方御差支が無くばして頂きては如何ですか。議長、別に差支はありませんが二番さんに所労もなくば御願ひ致します。第二番、本所員より昨来せられたる報告に付て、少しく事実相違せる点がありますから弁明して置きたく思ひます。已に各員の御承知の如く、本所員の報告の中には、青山、日吉の名は随分多く出た様に思ひます。報告を聞きますと、日吉は大橋銀行との関係者であり、又今回の事変に就ては深き因縁ありて、而かも日吉其者は其責任を尽さず

して今日に至りし様に聞かれましたが、全体私が大橋一件に口を入れたのは事止むを得ざるに出でしものにして、只菩提会と大橋銀行との間に立て交渉することの依頼を受け斡旋せしまでにて、本員が最初より深く関係を有して、彼是れと奔走すべき地位ありしものと認められては、実に迷惑なる事であります。青山氏の如きは、菩提会との因縁もあること故、深き関係有るやも知らざるを、本員は只交渉員として頼まれしに過ぎず、其れは共に日吉の名義である所の吉田山を抵當として金を借りたと云ふを聞て、自分の物を抵當に貸す位なれば、菩提会と日吉、前田、積の両氏と日吉の間には此の借金問題に就ては大なる関係のある様に、各員は思はるゝであらうが、抑も此の吉田山なる者は、一時都合により日吉の名義を借せし者にて、實際の所有者ではないのである故に、担保としたり抵當にするに付ても、名義人なる日吉は毫も言を挿む権能がないのであります。夫故菩提会が勝手に自分の権内に於て彼の地を抵當として、大橋より借金したるなれども、日吉は単に名義人と云ふ点から其の相談に預りしのみ、後に至て春光院財産一切及日吉の所有なる吉田山の地所を書き入て證書を作る時にも、但し書にある通り所有人へ交渉の上云云とあります。あれは日吉なる本員も春光院にて、木宮氏以下の人々と列席ありましたが、実権なき故其の所有者に掛合の上に、と但書を加へたのであります。此證書を作りて手続をする時にも、大橋銀行から本所員に督促が有たけれども、本所員は事情不知の爲め如何とも為す能はず、前田、積の両氏から青山、日吉の事を云はれたるによ

り、此の交渉を托せしとて、本員を招かれしと思はれます。それで数回の召喚の上、登山して事の成行を知りしときは、證書は已に出来上り居りしなり。證書構成のことに付ても、日吉の依頼によりて云云とありましたけれ共、大に事実相違して居ります。

前陳の如く深き関係なき日吉が、此事に付て所員と談合せしやと語らるゝか知れぬが、其れは此様な事は本人と本人では話しが仕悪い故、中間に入りて交渉を頼むと云はれ、一旦は断りしも、個人として勢止むなく其勞を取し迄のことです。前田、釈対日吉の関係以外、別に理由もあるのである。それは外でもない、一方大橋から強制執行をも為し兼ねまじき勢を以て迫り居る時ゆゑ、若し此の俚に過し去る時には、本派は如何なる悲境に陥るやも計り難きのみならず、世に晒らす恥辱や汚点又大なるを感じたるが為めであります。又日吉が前田、釈両人に契約通り実行させると保證をして置き乍ら、再三再四の打電にも応ぜず、本派議員にして常置員の職にある人にして云云、食言云云、又片山と協定案の交渉員となりし時、市中に於て前田氏等と同宿して所員の言に従はざりし云云、の事ありましたが、以下其弁明を簡単に致します。不肖ながら保證人の名を以て居りますから、其責任のある所は知て居りますから、電報や書面に接して直に登山することは心得て居るのであります。仮りに一ヶ寺の住職である以上は、盆会や法要の為め差支少からず、又電文は簡にして意を尽さず、単に來いては何の用なるやも知れず、其れも本山に買はれて居る人ならばいざ知らず、住職として業務ある身には有り勝ちの

こと、思ひます。又私は議員であり、常置員でありますけれども、何時も々々其肩書を以て動いては居りませぬ。其れに個人としての行為に對して、常置員たるべき日吉が本派議員たる日吉が見做されては実に迷惑千万で、他の議員諸君へ對しても大に面目を失する次第であります。次に四十九銀行と協定案の交渉の時も、本所員は市中に宿泊すなど願であるのに、前田等の宿泊所に行て云云、と云はれましたが、當時本所員よりは、別に市中に泊るなど云はれなかつた様に思ふのみならず、私が市中に泊らねばならぬ理由があつたのでありますから、其理由を申しますと、私の引受たる交渉事務は協定の内容を調査することにて、片山氏に面会して教務本所の方へ来て下さるか、私から銀行へ参らうかと尋ねた時に、片山は多用である故何卒銀行の方へ来てくれとの事でありました。で私の方から出て行きますと、不在である。其自宅を訪ふも在らず。そうこうする中に日は暮て仕舞と云ふ有様で、市中に宿泊せざるを得ざる場合となりて泊りし迄の事で、別に前田師や釈師に会せんが為めに宿りしものではありません。又た食言云云、の言はありましたが、決して食言したと云ふものではありません。私がよい加減の事を證書にして置いて、顧みんと云ふ精神ではありません。若し食言の精神であつたならば、多忙なる中を切り抜けて、盛夏の時わざ／＼登山して奔走する様な馬鹿は致しませぬ。……一々本派の為を思ふて心を勞したのの外ならぬのであります。番外一番、敢て二番と口論するのではありませぬが、私が報告中に申したことを二番が曲解して居る点がありま

すから、一言弁じて置きます（時に水掛け論とならぬ様にと叫ぶものあり）。私が日吉氏と大橋銀行と関係ありと云ふたと云はれましたが、全く御間違ひであります。私は吉田山の所有や名義の事は少しも知りませぬ。只證書面にある事柄から、日吉氏が幹旋云云、と云ふたのであります。併し證書に名の連り居る以上は、内実どうあらうが明かに證人であります。又日吉氏が、常置員や議員の肩書を以て此の證人となられしとは、決して申しませぬ。又便宜を無視して山内に宿泊せよと迫たものではありませぬが、前田、釈氏の為めに急境に陥り、各自に心配して居る時なれば、充分注意ありて、両氏の居らるゝ所へは行かぬ様にせらるゝのが至當であらうと思ひましたから、其ことを一言した計りでありました。又内々本派の為めに心配して居る故、名古屋へも行って来ました。氏の名古屋へ行きしが果して協定案の為めか、大橋銀行の為めか私はしらぬのであります。第五番、吉田山は日吉さんの名義でありて、其実は菩提会のものであるとか何んとか聞きました。全体あの吉田山は日吉氏が金を出して菩提会へ寄附せられしものによ。其金の出所並に実権の何人なるや、御差支なきかぎりは承りたい。第二番、吉田山は日吉の名義であります。全くは菩提会のものであります。金が何処から出たか、其辺のことは公会の席で明言し悪い故に、又席を更めて申します。第廿番、日吉氏の名義にして実権なきことに付て、確證はあります。第二番、あり。議長、時刻も大分移りました而已ならず、委員会も開けるとの事でありますから、今日は之れにて閉会に致し

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（下）

ます。第一、第二、第三号附托委員長を撰で御出しを願ひます。時に午後五時。

大橋銀行に関する債務の解決（明治38年2月12日 第二一一号）

明治三十七年八月廿四日、故管長関禪師より、本派常置員に金庫調査を命じ、続て本派財務調査を命ぜられて以来、一大急即を要するは、即今に美濃国大垣町合名会社、大橋銀行に対する債務にて、同債務は八月廿七日までに、管長より何等の回答（即ち返金又内入）をなす筈なるを以て、稲葉、三玉の両師は、同行に金千七百円を持参出張し、延期の申込をなしたり。然るに同銀行は、金融上不都合なりとて延期をなさしめず、同月卅一日までに金壹万円を支払ふべしと。両師は止むなく夜千七百円の金員を持帰り、更に金策上に百方苦辛したるも、當時京阪の金融界は非常の恐慌を来し居りたれば、容易に纏らず。茲に於て、更に大橋銀行へは平松調査員を遣し、其下宿千切屋に於て会見数回を重ね、元利の請求は総て臨時議会の後まで延期する事に契約成立す。実に此の間八月廿五日より九月廿一日まで、大橋銀行債務の交渉に日を重ねたり。十月五日より開かれたる本派臨時議会に於ては、大橋銀行の債務、及大菩提会の債権を否決し、再議に附せられしも時間なく、遂に閉会に至りたれば、兼て交渉に交渉を重ねて違約なきを保し、以て差押等を免れ居たる本派は、彼議会が債務を否決したると同時、其翌日、大橋銀行業務担当員大橋与市より差押の送達文を受け、執達吏渡島高明来り、既に着手せんとする光

景、実に本派千年の汚点を歴史に遺す一刹那、管長猥下は臨時に常置員会を開き、本派に関する債権債務に就き、更に承認を求められたり。常置員は、大橋銀行に関する債務は真正なるものや否や、又弁済義務は、本派本山にあるものやに就て充分に調査を遂げ、一方本派法律顧問、諸富保親の證明に依り、大橋銀行の債務を認める事となり、以て同行に交渉し、返金は調金の上、可成至急に入金する約定をなし、爾後同行に返済の金員調達の為め、什物中の或物件を担保とし、借入金をなすに決し、物件は其筋の許可を得、一面金策の方法相立ち、已に公正證書作成し、金員受授せんとするに際し、大橋銀行は、行整上遂に執達吏をして本所に臻らしめ、差押の手續に及びたり。是れ明治三十七年十二月一日より二日までなりき。依て本派は差押物件異議の申請をなすこととし、名古屋市在田要次郎外に大喜多、藍川の二法学士を備聘して、同月六日訴状を提出したり。同日再び差押を受けたるも(博物館寄託品)、前田様異議の申請並に抗告をなし、而して其弁論期日は一月十六日と定められたり。然るに濃尾の有志寺院総代者の登山するありて、本派と大橋との間に於て仲裁せんと交渉を開始し、本山よりは或条件を定め、稲葉元厚、平松亮卿の両名を挙げ、委員として妥協せしめ、十六日の期日は同月廿四日まで延期し、交渉を重ねて左の条件の下に妥協成立したり。

覚 書 (其一)

今般大橋銀行ノ債務弁済ニ関シ、濃尾寺院代表者角田澄訓、高林玄宝両氏ノ交渉ニ依リ、左ノ如ク解決スル事。

一金伍阡円ヲ即時仲裁者角田澄訓、高林玄宝両氏ニ渡ス事。

但シ両氏ハ、該金ヲ大橋銀行ニ渡ス事。

一大橋銀行ニ対スル債務全部ハ、角田澄訓、高林玄宝ニ於テ代位弁済ヲ為スコト。

一日本大菩提会ニ貸与シタル、金伍万参阡陌漆拾伍円ノ債権ヲ、角田、高林、両氏ニ渡ス事。

一右菩提会ノ債権ニ依リ、大橋銀行ノ債務残額、及花園学林敷地建物、並ニ吉田山ニ関スル一切ノ債務ハ、仲裁者角田澄訓、高林玄宝兩人ニ於テ弁済スル事。

一妙心寺ト大橋銀行ト妥協成立ノ上ハ、仲裁者角田、高林、両氏ハ、大橋銀行ニ対シ、弁済ノ義務ト、日本大菩提会ニ対スル一部ノ債権ニ抛リ、同会ヨリ弁済ヲ受テ、大橋銀行債務ヲ皆済シ、大橋銀行ヨリ強制執行ヲナサシメザル事。

若シ強制執行等ヲ受ケントスル場合ハ、仲裁者角田澄訓、高林玄宝ニ於テ引受ケ、妙心寺ヘ一切迷惑ヲ懸ケザルコト。

一対大橋、及菩提会ノ解決ハ、明治三十八年十二月末日限リトスル事。

右後日異議ナキ為メ、覚書取換セ置クモノ也。

明治三十八年一月二十一日

妙心寺派 顧問 稲葉元厚 ㊤

妙心寺派財務整理員 平松亮卿 ㊤

濃尾両国有志寺院代表

瑞林寺住職 角田澄訓 ㊤

清泰寺住職 高林玄宝 ㊤
 寛 書 (其二)

明治三十六年十月二十七、權井保親公證役場ニ於テ作成シタル、
 合名会社大橋銀行対妙心寺ノ貸借金ニ付キ、訴訟ニ相成リ居候
 処、今回角田澄訓、高林玄宝両氏ノ仲裁ニ依リ、示談ノ上、兩人
 債務ノ保證トナリ、元金五万円ノ内既済残額、金貳万八千円ニ対
 シ、返済ノ期日ヲ定ムル事左ノ通り。

- 一金伍阡円 明治三十八年一月廿三日第一回返済。
- 一金參阡円 同 年七月廿五日第二回返済。
- 一金貳万円 同 年十二月廿五日第三回返済。

但シ此金貳万円ノ内、半額迄ハ債務者ノ都合ニ依リ、明治三
 十九年六月廿五日迄延期ヲ申出デタルトキハ、債権者ニ於テ
 承諾スルコト。

- 一第一回支払金ノ受授ト同時ニ、強制執行ヲ解除スル事。
- 一元金ニ対スル利子ハ、六月二十五日、十二月二十五日ノ兩度
 ニ支払フ事。

右ノ通り示談相整候、依之寛書ニ通ヲ作成シ、相方一通ヲ所持ス
 ルモノ也。

明治三十八年一月二十一日

債 務 者	妙 心 寺
同寺代表者妙心寺住職	三 関 天 慧 ㊤
債 権 者	合同会社大橋銀行
同会社代表者業務担当社員	大 橋 与 市 ㊤

濃尾両国有志者寺院代表
 仲 裁 兼 保 證 人 角 田 澄 訓 ㊤

同	高 林 玄 宝 ㊤
同	妙 心 寺 派 顧 問
立 会 人	稻 葉 元 厚 ㊤
立 会 人	妙 心 寺 派 財 務 整 理 委 員
立 会 人	平 松 亮 卿 ㊤
立 会 人	合 名 会 社 大 橋 銀 行 員
立 会 人	浅 井 新 ㊤
同	石 井 俊 蔵 ㊤

右の寛書を取換し、一月廿一日午後六時、教務本所に於て正式双
 方会见し、一月廿四日、京都地方裁判所に出頭し、異議申請取
 下、差押解除等総ての手續を終り、茲に始めて大橋銀行の貸借問
 題は解決を告げたり。而して差押の封印等は、廿五日に除き、博
 物館より差押へ持来りたる什物は、再び同館に寄託すること、
 し、同館長代理石田氏と、妙心寺より平松師出張し、押取物件を
 点検し、同館へ引渡したり。右にて妙心寺は、他より差押へを受
 たることなく、大橋銀行の債務は、全く濃尾両国に於て、彼大菩
 提会に對する債権に依り、代位弁済をなすこと、なりたり。

●大橋事件余談 昨年九月下旬、大橋銀行より差押を受けると云
 ふ時は、丁度顧問会の開会中で、各者宿は平松整理委員より、大
 橋銀行延期承認せず、愈よ明朝執達吏が来る、と云ふ電報の着し

た報告をなしたる時は、一同顔を見合せて、管長猥下始め暗涙にむせびたり。三十六年十月廿六日、故関管長に債務を替へたる當時、前田、積、日吉等に関する契約も夫々処置せしも、貸貨物件現品の授受は未了なり。大橋銀行へ返済に関する金員借入に就ては、平松委員幹旋の勞をとり、大阪の藤田某にて借入なりたるも、京阪遠隔の理由の爲め時日を誤り、京都にて調査すること、なりたり。三十七年八月廿七日以来一月廿四日まで、大橋銀行の爲め、金の借入又は延期の交渉、或は差押に関する等にて、殆んど同行の爲め本所、及整理部も悩殺せらるゝ位なりし。一月八日以後は、濃尾の代表者角田澄訓、高林玄宝二師等、非常に尽碎し、仲裁の勞をとり、又本山より委員等稲葉、平松二師と会見。数日、廿日廿一日の如きは、銀行員と本山委員とを市中西富家に会合せしめ、徹夜にて覚書の草案等を作成したりと。濃尾代表者たる資格に付き、両師は不日濃尾両国寺院の委任状を貼付すること、なりたり。

●民事訴訟 去る一月十日を以て、京都銀行及四十九銀行に対して民事私訴を提起したり。原告は妙心寺住職三関天慧師、被告人は京都銀行山中安吉、及四十九銀行下村忠一氏なり。その申立の要件は左の物件の返還にあり。

- 一 甲号金禄公債證書額面金壹万円。
 - 一 整理公債證書額面金四万六千四百五拾円。
 - 一 記名軍事公債證書額面金貳千五拾円。
 - 一 甲号金禄公債證書額面金壹万円。
- (以上京都銀行)

- 一 無記名軍事公債證書額面金壹万貳千六百円。
- 一 無記名軍事公債證書額面金貳千円。

- 一 無記名軍事公債證書額面金七千七百五円。
 - 一 無記名整理公債證書額面金貳万六千五百五拾円。
- (以上四十九銀行)

●妙心寺事件公判(第一回) 去る一月十四日午前十一時より、京都地方裁判所に於て、前田以下六名の公私文書偽造、詐欺取財被告事件の公判を開かれたり。前田誠節、積等顧、片山茂三郎、樺井保親、尾木久保、等は頭に編笠を着し、前田、積は被布を着し、其他は羽織を着して、獄吏に引かれて出廷したり。而して各被告人の弁護人は▲前田誠節、浅井栄、三浦倫吉、鬼頭玉汝、▲積等顧、浅井栄、林清、鬼頭玉汝、小川平吉、▲片山茂三郎、尾崎保、本多源藏、奥繁三郎、姉崎鉄吾、菊地武夫、▲樺井保親、三幣保、奥繁三郎、大滝新之助、藤林忠良、渋谷次郎、▲尾木久保、奥繁三郎、須古織之助、寺尾治郎吉、▲石田尚徳、伊藤全治、鬼頭玉汝氏等にして、又妙心寺よりは有価證券返還の私訴にて、原告三関天慧師の代理として高木益太郎、莊田要二郎氏出廷せり。成田裁判長、遠藤、富島の両陪席判事、伊藤検事、藤田書記等列席して開廷に移りたり。伊藤検事は起て約一時間に涉りて、公訴事実を陳述せり。其要領を記せんに、本件は予審決定書に依りて充分詳細を尽しあるも、一応事実を被告人に示すは、審問上手続の順當なりとするが故、簡単に説明せんとす。抑も前田、積の被告事件の遠因近因となりたるものは、約束手形委任状

偽造詐欺取財にあり。前田は妙心寺の議事となり、積は執事及會計部長を兼ねたれば、妙心寺の実権は、彼等二名に掌握したるものと云ふべし。而して此の二名は、村田寂順を会長に、前田は副会長となり、仏骨を奉迎して各宗派を統一するの計画を為し、菩提会の為に全力を注ぎ、之れが費用を支出するに就て、一時妙心寺の有価證券を担保とし、約束手形を偽造し、寄附金の集るを待て之が返済の途を開かんとし、妙心寺の有価證券を取出し、菩提会の為に拾参万円を住友銀行、又は大橋銀行より借入れ、其負債嵩むと同時に、経済界は不況に陥り、菩提会の寄附金募集は不結果に終り、為すべき手段なきに至り、第一着に大橋銀行の四万円の始末をつけざるべからざるより、決定書に記載の如き行為をなし、偽造手形を発行したるが、其犯罪意思は明治三十三年より継続したるものなり。尚住友銀行の五万五千円と、其他の七千円に對する分の約束手形を偽造したり、尚四十九、京都の二銀行より、前管長関実叢を欺き、其委任状を偽造行使し、苦肉の策を施し、各五万円を両銀行より借入れたりと。其他片山、樺井等に就ても詳細なる事実を陳述せしも、時正午なるを以て、弁護人より休廷を希望し、裁判長は休廷を命じたり。午後一時過ぎより再開廷、事実の審問に移りたり。前田は管長の印を保管する事に就て、裁判長の訊問に對して、元來管長は一派の布教伝導及教育を司る故に、始終不在勝なれば、總ての事務を議事に於て取扱ふの慣例なりとす。既に京都鐵道花園停車場に對して三万円、学林建設に就て四万円計り融通したる事あるも、管長の許可を得て為し

たるにあらず。即管長に一々承諾を求むるの要なしと申立てたり。又住友銀行に對し約束手形を以て借入れ、同手形を偽造したる旨、八枚共に否認し、尚二枚の約束手形を以て支払の猶予を求めたる事柄も、凡て否認したり。又四十九、京都の両銀行より拾万円借入の件に就き、最初は無担保にて、片山等の交渉は積之れに關係し居たるも、自分は後に至りて聞きしなり。其極遂に有価證券を入ることとなり、名古屋に管長を訪ひて、委任状を提出して借入ることとなりたるなり。次に積は前田に示めされたる各偽造約束手形に對し訊問されたり。大体に於て之を是認したり。漸次片山、樺井等は審問を受けたり。午後六時三十分、主任判事に要務ありて閉廷したり。次回公判は来る十八日に決定せり。當日傍聴人は午前六時頃より、裁判所の門前に引も切らず続々つめかけ、傍聴券百五十枚を交付したるも尚足らず、廷内に入る能はざるもの約二百名、廷外に佇立して傍聴し居れりと。

●両銀行の調停と其結果 四十九、京都の両銀行に對する私訴調停に關し、大徳寺派管長菅師は、大に斡旋の勞を取られ、前内貴市長に其調停方を請ひたり。内貴氏も妙心寺にして調停を容るゝ意ならば、尽力すべしと約したるより、菅師は妙心寺に趣き説く処ありしに、妙心寺中にも宗派にして斯る訴訟沙汰を起す如きは、実に宗教家のこよなき恥辱にして、其判決の結果する予知し難ければ、此際可成は双方妥協を求め、平穩に処理して、宗派信用を損はざらんことを希望する一派あるより、菅師も左もあるべきこととなし、内貴氏も又左もあるべきことならんと。銀行側

の調停は、大沢善助氏に托して、其意向を探らしめたるに、銀行側に於ても京都市有力者の調停なれば、之れに応ずるとの意を洩したるに依り、内貴氏は愈真身になりて其調停に取掛られたるも、其行掛上、双方非常の強硬の態度を取り、交渉不成立となり、目下中絶せり。其銀行側を聞くに、今回の訴訟事件に関し、岡松、高木の両博士の鑑定に依り、万々敗を取る如き失態なきを信ずると。且は妙心寺が宗教家として実にあるまじき不徳の行動あるを憤り、例へ訴訟に敗れて全債権を無効に帰するも、債権を減額する如きは断じて為さずとの意向にて、其態度頗る強硬なりと。一方妙心寺側を聞くに、一、二の弁護士と言ふ所を唯一の後楯として、飽迄私訴を貫徹し、事を法廷に争ひ、銀行の債権を蹂躪せんと欲するものゝ如し。観る人に依て異なりと雖も、妙心寺の前途敗か勝か五里霧中。不安哉。

●未納金整理 未納整理につき、各地方へ徴集員を派遣し、着々整理を完了し、最早大体に於て終結したる由なるも、或地方に於ては、一、二区其实を挙げざる由を聞く。思ふに本山の危急を見つゝ、事を口実に托して、自己の義務を果ざるは、不宗盟漢と徴集員が其職責に忠実ならざるに依る。此際は其賞罰を明にして、財政整理の断行を希望して止まざるなり。

登山雑記(続) (明治38年2月12日 第二一一号)

杏 村 子

▲前号 には派内の杞憂家たるものが、通読に価せる本派会計の

現況、否な派内事務局の本尊たる借財の結着の処を記載し、予が誤聞は當局者の訂正を乞ふこと、成し置けり。故に开は其れにして、続いて此に關連せる事後の会計状態を総括し来り。此上當局者に向ては、予が寡聞を正すの勞を煩はし、一方先年開会されたる議会の不親切(否や)を派内一般寺院諸師に訴へ、この際諸師の一顧をを仰がんと欲す。抑も今回の事変は、一般に承認せらるゝ如く、本派創設以来の大々の事務局にして、誰人も痛心せざるはなけれども、さて熱誠溢れる計りの宗盟家にして、この事務局を能く収終せしむるものはと云へば、夥多あるかは知らねども、尚些か寒心すべきもの少からざる也。而して地方寺院は、如何にと云ふに、本派幸に機関の備はるありと雖も、其真情態の秘せらるゝ所以が確実なる聞知なきが如し、之れ余が登山より帰鎌迄に屢々遭遇せし所也。一般に然るや否や。予は之れを以ても、現今の事局進行の正否に疑なき能はざる也。何者、今日迄前田師内閣の間に於て、予輩は事の余りに秘せられたる為め、各自今回の如き失態を惹起せざるやを疑念しつゝ、ありし也。然るに今や大事局に会して、幸に公表的に事務を進捗せしむべしと称せし其人に依りて事務は進行せり。しかも地方寺院は全じく、否なそれ以上の疑心暗鬼に途惑ひつゝあるにあらざるか、如何に?之れ予が不偏の眼に映ぜし觀察也。さればこれより事実を陳べん。

▲昨年八月末事務局の発現せるや(十、十一月の本誌掲載照覽)、其事情報告旁々本派臨時議会は開れたり。而して議事録は其後月号に幾分づゝ掲載されたるを以て、大抵其様子は一般に通じたる

ならんが、なれど重複を憚らず予が聞知を一括せば、十月初旬四日間の議会に於て、當局者の失言等戒勗に値することもありしか也。そは暫らく措いて問はずもがな、説明に立てるものも、聴者の位置にありたるものも、今回の貳拾万円の負債と聞きては、富士の高峰が頭へでもとぶ様子なりしとは人の評なりしが、兎もあれ本派の一切の事業は、為めに一大恐慌を来せしことは瞭々たり。視よ国家大事局に拘はる巡軍師は帰還し、本春早々行はるべき内地派出布教も中止。講習所開設も見合せられたり。之等はまだしも、本派の事業として緊急一日も忽にすべからざる教育事業は、漸くに学林内にて借財し、継続せるもの、由なれど之れも、永久には続くべきにあらず。それも其筈なり、壹万參千余の支出予算にして始めて其進行を図り得べきを、俄かに五千円迄に削減して、議員は此大災害致方なし、須らく是を以て支ふべしと云ひ、其局に當らんとするものは、議員の決議何とも仕方なしとまでは思はれざりしならんがなれど、現況其不足は借財で一時凌ぎを為せりと也。而して来三月定期議会に於て、其継続如何を決定すると云ふ。开も斯くの如きは、一派否な同胞に親切なる所置なるか、今や生徒たる百五十余の子弟は、殆んど月に參円の義財(食費、月謝合してなれども)を納めさせられ、而して食物は従前と変わらず(従前より四合五勺、朝夕味噌汁漬物にして、余も之を喫すること数年間)と雖も、無方針無主義の下に明日をも知らず、唯だ教員は教壇に立ちて知る処を陳べ、生徒は着席之れを聞き、其放課時間は真面目に運動も仕兼ねて、自分の納まるべき所

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

を如何に〜と焦慮しつゝあり。是等は仮令其指針あるも、閑時間には生徒たるもの幾分取越し苦勞すべきものなるに、搗て加えて来三月以後は閉校すると云ふ風評頻々なる今日に於て、誠に其衷心察するに余りあり。さて之れは余りの横道に入りたるが、本題に戻りて想ふに、本派の現況は一陣の濛雨そゝぎて、未だ其を堅めるべき原因の太陽出でざるもの也。鼻糞を洗ふ目糞は得られたれども、目糞を清洗すべき硼酸水は得られざるなり。故に稍もせば鼻目共にバチルスのの侵害する所とならざるやの杞憂は、豈それ予のみならずと信ず、それで会計年度予算は如何に削減せられたるか、一般に未だ本誌に掲載せられざるを以て聞かれざること、思ふ。是を視来れば、如何程の事業頓挫か察するに難からず。要するに本派の事業は、従来の半分以下に縮少せしものとして誤なし。万一(学林の如く)事業が外面上の変化なくんば、そは一方に負債の上塗りか、さなくば當局者の一大手腕と視るべきものなり(何卒斯くありたし)。会計予算を掲ぐるに細目は消え、一昨年の通常議会に於て、年度予算として議決されたる処を視るに、

一金貳万參千八百七拾四円七拾錢 卅七年度支出總計高

之れに因りて、卅七年十月より本年三月迄の支出高を計量し来るに、一ヶ月金壹千九百八拾九円五拾五錢九厘弱の支出に成りて、五ヶ月間には、

一金九千九百四拾七円七拾九錢五厘 卅七年十月ヨリ
卅八年三月マデ 支出總高

に當り、この高によりて漸く本派の事業は進捗しつゝありしもの

也。然るに昨秋の議会に於て、総計高に於いて金壹万參千壹百四拾九円七拾錢と云ふ過半を削減し、

一金壹万〇七百弍拾五円也

卅七年度十月以後の
年度予算支出總高

となせり。之を以てするも事業の頓挫は明察し得るべき也。読者の感想奈如にや。因之、卅七年十月より本年三月まで、現在支出されつゝある所を月割に計算するに、従来の一ヶ月支出費に対しては、金壹千〇九拾五円八拾錢九厘減少に當り、實際金八百九拾參円七拾五錢の支出となる。而して昨年十月より本年三月迄の合計高は、金五千四百七拾九円〇四錢五厘削減にて、従来に計算に對して其半にも足らず。即ち、

一金四千四百六拾八円七拾五錢

卅七年十月ヨリ
本年三月マデ
五ヶ月間總高

なり、之れのみを比較しては単に議會の無責任等を感じるに止まれども、現今学林支出の外観上の支出予算を以てするも、一層事實上の困難は察し得べき也。諸師よ、予は之を記すに堪ざる所あれば、茲に之を省略す。子弟を思ふ念あらば、少しく進むで其等の点へ目を投ぜられたきもの也。

▲次に記すべきは、本派現今の一般寺院の形勢なるが、何れも何れもおとらぬ憂山家、愛山家にして、互に吾こそ真の宗盟心を以て此衝に當るべしと、奮発はせられ居るものならん。故に予輩如き、之れに一々非難を附するべきにあらず。寧ろ其勞を多とするものなれども、人は一僻で、予が眼の如きに映ずる所はそれ〳〵勝手の主張を為し、勝手の行動に出でをるかに視ゆるぞ遺憾なれ。何者、現今の情態を以てするときは、少くも本派内四、五派

に意見を纏め得るが如し。尤も従来の関東派とか前田党とか云ふものは、全く変態せしと云ふも差支なし。いま摘要せんに先づ何と云ふか。現今の教務本所派、次に塔頭派、次に濃尾有志者、次に関東派、其他中立及無主義者、都合確然とは四派ならん、されば予は、一々其意見と行動とを以て斯く分配せし所以を記せんに、

▲教務本所派 之れ明細に其名を呼ぶは憚なき能はざるが、恒に教務本所に関して行動せるものを総称せしだけにして、其意見は知らず。現行動は名は管長猥下なれども、其実補佐者たる該派の者は、其実ある対前田の訴訟事件に、日も足らぬ有様にて運動し、都合能く行けば（想像するに）本派の債務もゼロで終らうと云ふ目的に進みつゝありしかも、之は蔭げで苦笑せるものもあるぞうたてけれ。何を云ふも該派の者は、先ず如何に恥を洗ふも財政（？）が先決問題也。事業施政方針は其から也と云ふ様也。之れ現今学林も其他の事業も殆んど挫折せる所以ならざるか。予輩は該派の目的通り成功せんことを望むとは雖も、又全く賛する能はざる所なきにしもあらず。そは後に読者の感想に委して、尚追記すべきは、該派今は正に堂々天下独り舞台なれども、或は事の進行如何に依りては、却て白壁の上塗りするが如きことはなきか。一時鎌倉地方の噂にて、二百の金に手づまりしと云へり。ヨモヤと思へど、さて如何にや。先づ幸に尚国師の照鑑ありて、其目的を達せんことを祈る也。

妙心寺事件第二回公判〔明治38年3月12日 第二一二号〕

前田誠節、積等顧、片山茂三郎、樺井保親、尾木久保、石田尚徳の六名に係る、私印盗用、公私文書偽造行使、詐欺取財及び偽證被告の件の第二回公判は、二月十八日午前十一時より、京都地方裁判所にて開廷せり。裁判長以下各法官は、前回同様にて、被告弁護人及び民事原告人代理等、孰も前回に出廷せし諸氏の外、被告弁護人として江木衷、菊地武夫の諸氏出廷せり。是より先き各被告人は、午前十時三十分より入廷しあり、偕て裁判長は前回に引続き開廷する旨を告げ、第一前田に対する事実の尋問として、前田が菩提会の為、森田長次郎より金六万円を借入たるの有無、及び明治三十五年小林管長の名義にて、住友銀行より金借したるの事実を尋問したるに、前田は一々之に答へしが、裁判長は更に、明治三十七年妙心寺内に於て妙心寺所有の諸公債を常置委員の檢閲するに際し、前田等は是を拒み、延期を請ひたる事ありやの尋問に対し、前田は、其は兼て菩提会の為、金拾万円借入の儀を東京柴田貫なるものに頼みありし処、三十七年三月頃、柴田は京都に來りしが、自分に面会の節該、金貸借の儀は追々調談に近しとの旨を語り居たり。其後柴田は東京に帰り、四月に至り、該貸借金談に付東上せよ、との旨を書面又は電報にて自分に申し來りしを以て、自分は會計部長積等顧と同道せんとせしも、先づ同人を京都に残し置き、自分一人東上したる事あり。夫が為、右公債檢閲の事は延期したるものなりと述べしが、裁判長は前田に向ひ、右東上の期日及び柴田なるもの、住所等を尋問したるに、前

田は其は常置委員会を開く二、三日前の事なり。又柴田は東京の駒込の片町に住居し居るなり。又柴田の電報文は「金出來た、東上せよ」との意味なりしと答へり。尚裁判長は前田に向ひ、其方の東上する時には宗務局長斯波淳六郎より電報來り、即ち国債募集に關し急に東上せよとの電報に接したる故、會計部長と共に東上する旨常置委員会に計りしとの事なるが如何、との尋問を為したるに、前田はイヤ決して左様な事はありませんと答へたり。更に又裁判長は前田に向ひ、名古屋に於て委任状を認めたる箇所を尋問せしに、同市松葉館なりと答へたり。夫より裁判長は積等顧に対し、森田長次郎及住友銀行より借入たる金の事に関し尋問を為し、次で彼の三十七年に常置委員が公債を檢閲せんとしたるに延期ありたる事に付尋問を為したるに對し、積は曰く、其は私方に常置委員等集合の所へ前田が來り、東京内務省の芝より電報にて国債に關し東上を促し來りし故、之より急に東上するとの事なりし。夫故延期なりたるものなり。尤も其節、自分も共に東上する積りなりしも、自分は金調の都合もあり、旁々京都市内に立越し、木屋町二条下の觀月樓に滞在して、専ら金策を為し居たりと答へり。夫より裁判長は各被告人に向ひ、事実の尋問は是にて終りしが、各被告人は利益もあるべき事柄にして陳述する事あらば、簡短に陳述せよと告げしに、前田は自分と菩提会との關係より、村田寂順が自著の冊子に菩提会に關する事柄を詳記しながら、予審廷に於て證言したる事の甚だ相違しある事、妙心寺役員の職制及び管長の威信程度等陳述し、尚自分と関実叢との間に於

ける今昔の關係より、拾万円借入を為すに當り、若し関実叢が承諾せざる時は、小林前管長に汚名を蒙らしむる秘事ありし事等を述べたり。次で釈以下各被告人も、夫々事実を陳述する所ありしが、裁判長は是にて事実の取調は全く終了せり。之れより證拠調を為す旨を告ぐ。時に正午なりしかば休憩せり。

午後一時三十分開廷。裁判長は是より證拠調べを為す旨を告げ、先づ各被告人が予審廷と當公廷に於て陳述したる事柄のうち、符号せざる点を一々指摘して尋問を為し、裁判長は更に妙心寺派管長関実叢、菩提會會計部長豊田心静、池田沢洲、住友銀行京都支店支配人久保喜久三、大橋銀行頭取大橋与市、片山茂三郎、樺井保親、尾木久保（以上三名の未だ被告たらざる前の事）、森田長次郎、京都銀行員初田甚吉、名古屋徳源寺伴僧大角重孝、永井智嶺、稲葉元厚、伊沢寿信、妙法院門主村田寂順の各證言、及び倉貫彦次郎の鑑定書等、何れも其要点を讀聞せたるが、伊藤検事は裁判長に向ひ、参考として一万五千元、三千元、二千元の三口に對する調書の朗読を請ひ、裁判長は直に之を朗読し、夫より尚樺井公證役場員本間良三、永島退吉、南禅寺執事大沢教洲、同寺信徒総代丹治直次郎、同吳竹弥太郎、安藤昇、四十九銀行頭取下村忠三郎、石田尚徳の妻石田ふくの各證人に係る記録の讀聞せあり。午後三時五十分休憩、同四時廿分再開す。前田、釈両被告人の弁護士浅井弁護士より證人として日吉全識、雄山惠恭、稲葉元厚、村田寂順の四名を召喚の上、日吉に對しては妙心寺派に於て、小林前管長時代に於ける會計部長の職權、金錢貸借の關係

等、又雄山に對しては同寺に於ける會計役員の取扱に就ての実況慣例、又稲葉に對しては同寺會計事務上の慣例、妙心寺と菩提會との關係、花園停車場に通ずる道路敷地買入に係る一切の件、及び其當時、管長并に議事會計部長の事務扱ひ方等、又村田に對しては曩に同人が著作配付したる小冊子『哀曲肅啓』の記事と、同人が予審廷に於て證言したる菩提會と妙心寺との關係、符号せざる点あり、依て同人の意見を確められ度等の理由を以て喚問を申請し、尚妙心寺教務本所に備付ある辞令書控、花園停車場に通ずる敷地買入に係る一切の書類、花園学林建築に就ての一切の書類の取寄を申請し、次に被告片山茂三郎の弁護士姉崎弁護士より、本多源藏、松沢常造、大八木藤造の三名を證人として召喚あり度、然る上は確認書に係る一切の順序明瞭すべしと述べ、尚樺井公證役場員長島安吉、及び岡田重をも證人として召喚あり度と申請し、被告樺井保親の弁護士奥弁護士より公證人笠原明保を證人に、尚樺井公證役場にある妙心寺の債權債務に屬する一切の原本取寄の儀を申請し、大滝弁護士も同様の申請を為したるが、伊藤検事は、本官は成るべく各被告の利益となるべき立證には異議なきも、只今各被告弁護士よりの申請には同意し難しとて、一々其理由を述べ反對せり。奥弁護士は、前田、釈両被告人の為、浅井弁護士より申請したる證人及び書類取寄は、片山、樺井両被告の為めにも利益となるべき申請なるを以て、同證人及び書類の取寄には自分よりも申請する旨を述べたり。裁判長は合議の上決定すべしとて一時退席の上、更に各申請の内本多源藏（弁護士）、松

沢常造（片山の雇人）の両證人、及び教務本所備付の書類取寄を許可し、他は総て許可せざる旨決定し、次回は来る二十八日と定め、同日を以て證拠調を終了し、来月十一日は午前九時より弁論に移り、其日を以て弁論終結する事に打合せ、閉廷したるは午後六時なりし。

妙心寺事件第三回公判〔明治38年3月12日 第二一二号〕

二十八日午後一時、京都地方裁判所に於て、妙心寺事件第三回公判を開廷し、各被告人及び弁護人、並に民事原告人出廷。裁判長は證人本多源蔵に対し、昨年七月片山茂三郎より妙心寺に金壹万五千元貸附の際、確認書の鑑定及び其文案を依頼されたることありやの尋問あり。本多は之に対し其事実を答へ、次に参考人たる片山の雇人松沢常造に対し、右確認書の同人に關係する事実を尋問し、松沢は之に答へ、夫れより裁判長は裁判所に押収しある各證拠物を各被告に示し、一々尋問をなし、各被告は之に答へ、閉廷したるは午後五時なりし。

本派財務整理談〔明治38年4月12日 第二一三号〕

平松亮卿

本派財務整理と申しますと、何か報告の様であります、私がお話するのは、報告と申す程のことではありませんが、昨年八月廿四日故管長関大禪師が、本派常置員をして、本派の財産調を命ぜられました。當時金庫内には僅か百円、国庫債券四枚の外な

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（下）

かつたのであります。それより故管長は稲葉、木宮、原、三玉、と余の五名に、本派財務調査を命ぜられた五名の者等の調は、昨年十月の本派臨時議會に於て余より報告もし、又速写版を以て謄写して議員諸師に配付しました。然し其頃は種々なる事情と、追て来るべき整理上に関係する事項あるを以て、全部報告し或は謄写したる訳ではなく、編成しても整理上に差支なき部分又は報じたのであります故に、議員中に於ても了解できざる者もありしと思ひます。其報告書には勿論債務の認否認其他の意見書は秘密にし、単に報告のみに止まりて居りますが、元來調査会は内部に受持を定め、三玉師は総体の調を再調すること、し、原師は貸出しに関する件を調べ、余は借入及其他一切の事を調べる事とし、各責任を以て調べ且つ意見を附して、本所委員稲葉、木宮師の参同を求めたるものにして、是が即ち議會後に於て、整理委員が調査委員の意見を容認するやと期待したるなり。今日に於ても其意見は発表し得られざるも、調査員が三十日を費したる概要を申せば左の如し。然し何れも昨年の八月迄の分である。

寺班元金調。金拾四万七千九百四拾壹円六拾五錢參厘、此内金參万四千四百參拾壹円七拾五錢參厘貸出金（後段を参照すること）、差引金拾壹万五千五百零九円九拾錢現在高、外に金壹万壹千六百四拾六円八拾七錢未納金、以上。次に本派の公債を調ると、金拾四万六千九百五拾円、此内金拾貳万七千四百五拾円、寺班元金の公債にして金禄、整理、軍事、の三通りある。右の公債を買入れたる金高、即ち金拾貳万九千八百參拾七円九拾錢（以上）、

金貳千壹百円法盟義財の公債、右公債買入金高は、金貳千零貳拾貳円五拾銭（以上）、金壹万七千四百円紀綱寮公債（即ち開山物、法皇物、常住物）、右公債買入金高は、金壹万六千五百貳拾四円貳拾五銭なり。以上。次に紀綱寮に関する調べ、

金壹万七千七百九拾五円七拾壹銭、紀綱寮（開山、法皇、常住物）の所有総高、此内金壹万七千四百円は、公債額となり居るなり。此総高の内より金壹万七千參百五拾円は、貸出し金となりあり。其貸出し金の内、金壹万七千貳百円は、公債額面を以て、貸出し金百五拾円は現金を以て貸出したりとあり。差引金四百四拾五円七拾壹銭は残額となり、此内金貳百円は公債にて残れり。以上。次に法盟義財に関する調べ、

金參千五百拾貳円零九銭四厘、此内金貳千七百貳拾六円五拾銭、此公債額面金貳千九百円（此貳千九百円の公債は、明治三十六年三月末日の調には金貳千百円とあり、其買入額金貳千零貳拾貳円五拾銭にして、更に公債金八百円を買入れたり。其買入れ金は、七百零四円なり。右を加入するときは、金貳千九百円となる。然るに公債台帳には、金八百円の公債額記入なし。依て本派の公債調には金貳千百円とあり。茲に八百円の相違を生ぜり。以上は調査後に発せられたり）金五百五拾六円零四銭四厘現在金外に、金百四拾五円、明治三十六年四月より三十七年三月までの利子にして現在金なり。以上。次に特別義財に関する調べ、

金參万九千八百九拾五円六拾參銭九厘、明治三十年七月より同三十七年八月廿四日までの収入額。右義財より支出したる高は、金

四万六千六百參拾六円五拾銭九厘なり。収支差引金六千七百四拾円八拾七銭不足額。又同年月まで未納となり居る額は、金千四百七拾六円八拾五銭なり。此未納金を以て前不足額を補なへば、差引即ち、金五千貳百六拾四円零貳銭、全く不足額。以上。次に祠堂寮（方丈受付）調べ、

金四百貳拾八円貳拾五銭四厘、現在金、内金貳百円、會計部の預り。金百零七円、會計積立金（以上は會計部の預り分）、金百貳拾壹円貳拾五銭四厘（右は寮内にあり）。以上。次に未納金の調べ、金參万壹千七百四拾九円參拾九銭五厘、総未納額。内訳金壹万零四百零貳円七拾參銭五厘、賦課金。金壹千四百七拾八円參拾四銭、特別義財。金八百拾五円五拾四銭、毎歳香資。金五千四百零五円九拾壹銭、寺班利子。金壹万壹千六百四拾六円八拾七銭、寺班元金。以上。次に本派貸出金調べ（即ち議会の協賛を経たるもの、又は常置員の承認を得たるもの）、

金參万五千五百八拾四円八拾壹銭七厘、総貸出金。内訳金八千八百六拾七円七拾參銭參厘、従軍派債及卅一年度迄の不足貸出。金千貳百貳拾五円、三十二年度決算不足貸出。金五千貳百六拾四円零貳銭、特別義財へ貸出。金千零參拾五円、三十四年度決算不足に付き貸出。金九千壹百円、二十六年迄の貸出し残額。金八千九百四拾円、花園停車場へ貸出。金壹千壹百五拾參円零六銭四厘、三十七年二月より八月まで臨時報効部へ貸出。以上。次に借入金

の調べ、
金四千貳百円、會計部主任の名義に関する私證書（写のある部分）。

金拾壹万八千円、公正證書（謄本のある分）。金壹万五千七百七拾五円拾四銭、前会計部長より届け出たるのみにして、證書の写なき分。金貳万八千円、大橋銀行より借入金金の残額。金壹万千参百円、常住（紀綱寮）より借入たる分（私證書写のある分）。金四百参拾円貳拾五銭参厘、各地方取締其他より上納したる金額の過上したる分に対し、預證を渡しある分。合計金拾七万七千七百零五円参拾九銭四厘。以上右等に対し本派の債務と認むるや否は、一々に調査員の意見は附してあるなり。次に未認貸出金及不明金。金五万参千七百七拾五円、日本大菩提会へ貸出。金五千六百拾五円拾貳銭九厘、報始会へ貸出。金七百円七拾壹銭六厘、三十六年度決算不足に付貸出。金貳千四百六拾八円七拾参銭貳厘、三十六年度特別会計収入超過金にして支途不明の分。金四百五拾拾貳銭五厘、同上不明金。金貳百拾六円貳拾九銭七厘、三十七年度収入支出差引残額にして支途不明の分。金壹千八百七拾七円拾五銭四厘、二十九年より三十七年八月まで正法輪に貸出たる金額。金参百零六円、祠堂寮積立預金にして支途不明金。金七百零壹円五拾四銭四厘、法盟義財入金にして積立不明なる金額。合計金六万五千五百拾壹円八拾貳銭貳厘。以上貸出したる金額。次に正法輪協会調、

金九千四百参拾六円四拾銭参厘五毛、二十九年四月より三十七年八月までの収入高。金壹万壹千参百拾参円五拾五銭七厘五毛、前同年月内の支出高。差引金壹千八百七拾七円拾五銭四厘。以上。右の外歳計部に関する学林費等も調査しあるも、そは年度に係る

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（下）

ものゆるゑ記載せず。

其内報始会に関する調は、別問題として手を下さゞりし。又積等顧より差出したる日本大菩提会の司計簿、及同会に貸附たる等顧名義の債権を記せば、

金四万貳千円、積等顧の債権となりある公正證書の分。金六万零六百円、同上私證書の分。以上。金拾万貳千六百円、是等の調査を総集して本派の財務を談ぜん。以下次号。

妙心寺事件（明治38年4月12日 第二三三号）

過般来折々開廷して弁論を重ねたる告訴事件は、去月二十八日審議決了して、左の宣告文は交付せられたり。本誌は各弁護士の弁論を、一々報導せんとすれども、紙面の都合上、単に其宣告文のみを掲ぐ。

宣 告 文

被告前田誠節を重禁錮三年監視六月に、被告積等顧を重禁錮二年六月監視六月に、被告片山茂三郎、樺井保親を各重禁錮二年監視六月に、被告尾木久保を重禁錮三月罰金十円に、被告石田尚徳を拘留六日に処す。

右の理由は、各予審終結決定書の通りにして、被告前田、積は十万円に係る約束手形偽造行使せしものなるを以て、六年以上八年以下の軽懲役に処すべきの処、情状酌量し一等を減じたるもの。又被告片山、樺井は一万五千円に係る公正文書偽造行使にて、同軽懲役に処すべきの処、是亦情状酌量し一等を減じたるもの。被

告石田は罪證陰蔽罪にて、重禁錮に処すべきの処、二等を減じたもの。又民事原告人（妙心寺）の請求は、是を却下す。

（注意却下は棄却の意味にあらず。故に又附帯私訴として、控訴の申立をなすを得るなり。因に大審院の判例を左に）

明治二十八年一二八五号事件、大審院全年十二月二十六日判決の要旨。

刑事訴訟法第二条に所謂贓物の返還とは、常に犯罪行為に依り、奪取せられたる物品の取戻のみを指すに非ずして、広く犯罪行為に因り、侵害せられたる物権の回復をも意味するものとす。

（参照）

刑事訴訟法第二条 私訴は犯罪に因り生じたる損害の賠償、贓物の返還を目的とするものにして、民法に従ひ被害者に属す。

▲當事者曰く、全問題の複雑したる中にも、第四十九、京都両銀行に対する金拾万円貸借問題の解決を聞んと人皆欲する所なりしが、今や京都地方裁判所が宣告したる公訴の判決に依れば、住職委任状の真偽関係明かにして、少なくとも記名公債八万余円の返還し得らるべき根底荒建は、田舎風ながらも結構せり。

本派財務整理談（続き）〔明治38年5月12日 第二二四号〕

平松亮卿

元来本派財務の紊乱は、明治二十九年頃より、末派に伝説せられたるが、端なくも昨年金庫調より、本派財務の調査をなしたるに、本派財務の紊乱は、多く日本大菩提会に起因したり、依て先

づ第一に菩提会と本派財務の事を明さん。

抑も本派か日本大菩提会へ貸出したる金高は、積前会計部長より調へたしたる書面には、総計 一金拾七万零八百八拾九円九拾六錢八厘、右は菩提会に関する支出金、一金壹万六千五百円、右は吉田山に関する支出金、一金參千八百円、右は別途支出金、三口合金拾九万千八百八拾九円六拾六錢八厘とあり、而して右金の借入箇処を調ふると左の如し、

金千円	明治三十五年十一月廿日	池田 沢州
金千五百円	全三十六年四月廿九日	八田 治三郎
金貳百円	全年八月	日吉 全 識
金千円	全年九月十七日	前田誠節 取次
金參万円	全年十月廿六日	大橋 銀行
金千五百円		壁谷 志 芳
金參百円	全年十二月	桂井 越 水
金千円	一時預り三十七年一月	前田誠節 取次
金千円	全年二月九日	吉田 六兵衛
金八百円	全年四月廿八日	桑海 全 禎
金五百円	全年全月全日	内田 平十郎
金九万七千五百七十五円	全年五月廿七日	京都及四十九銀行
金參千円	全年六月十日	竹田 鈴木郎
金壹万五千円	全年七月六日	片山 茂三郎
金三千円	全年七月廿八日	丹治 直次郎
金九千七百七拾五円拾四錢		積 等 顧

内訳金四百五拾九円拾銭 三十六年四月 竜 泉

金五百円 全年九月 亀 井 清

金百円 全年十二月 桂 井 越 水

金貳百円 全年全月 虎 溪 筥 応

金五百円 三十七年四月 渋 谷 義 差

金参百円 全年六月 前田玄七 取次

金千円 全年七月 釈 承 薫

金六千七百拾六円零四銭 釈 等 顧 臨時取扱

計金拾七万参千七百五拾円四銭

内金壹千円 前田誠節一時預りに付之を省き

差引金拾七万貳千七百五拾円拾四銭

外に金壹万八千四百参拾九円八拾貳銭八厘

右金元菩提会司計豊田・心静取扱金及未払金

二口合金拾九万千八百八拾九円九拾六銭八厘

右菩提会経費及吉田山買得諸費

勘 定 明治三十八年八月十一日 釈 等 顧

右の調に依れば、釈元会計部長は一方に債務を起し、一方に債権を握りたるなり。又借入に就ては、教務本所職員の知り居るものと知らざるものとあり、今其の知り居る分を掲ぐれば、

一金五万円 大橋銀行 一金壹万五千元 片山茂三郎

の二口は確かに職員一同の検印ある決議書あり、今大橋銀行より借入れ（是は書替當時のみを示す）たる手続を調べれば、左の覚書又は證書等あり。

寛 書

一日本大菩提会々長村田寂順始め、同会役員は、会資補充の爲め、大垣大橋銀行より、明治三十五年五月以後数回に、金五万円を借入れたり。其際同銀行の請求ありて、日本大菩提会々長は、妙心寺住職故小林宗補に依頼し、保證人たらしめたり。

一明治三十五年十一月、日本大菩提会は、京都を引払ふに至り、大橋は同会役員に対し貸金の返済を請求するや、是より已前同会負債は、或る一定の期間に名古屋より弁償すべきが故に、延期を申込みたる末、遂に大橋の請求と日本大菩提会の請属により、妙心寺住職故小林宗補は、一時債務者となりて、大橋銀行に対し負債をなし、一方日本大菩提会に対して債権者となりて確約を為すの下に、債務を施行する手続を了したり。

一明治三十六年五月は、大橋銀行に債務の弁済を了すべき期限なれども、名古屋は京都に対し、負債を返還せず。於是や止むなく、妙心寺は大橋に対し、本年九月まで延期の承諾を請求せり。是より先き数次妙心寺は、日本大菩提会在京都元役員に対し、又元役員等は名古屋に対し、各自負債の権利義務に就き、往復対話悉さざる所なしと雖も、之が解決を見るに至らず。遂に大橋は妙心寺に対し、證書更改の旨を督促するを以て、日本大菩提会在京都元役員よりは、妙心寺に対し證書を差入れしめ、妙心寺は前例に依り、大橋に対し證書を差入るべきの手続を為さざるべからざる場合に至る。

右事実相違無之候也。

明治三十六年十月十六日 前 田 誠 節 ㊦

積 等 顧 ㊦

約 定 書

今般美濃国安八郡大垣町大橋銀行より、金五万円を妙心寺に借入れ、該金を前日本菩提會長村田寂順へ貸与するに付ては、他日間違無之為め、向ふ三十日間以内に成規の手續を経、拙者共より妙心寺へ左の担保を差入れ、借用證書を作成する事。

一 春光院所有の動産不動産一切。

一 積等顧所有の動産不動産一切。

一 前田誠節所有の動産不動産一切。

一日吉全識所有の吉田山山林一切。

但持主へ交渉の上、其手續を履むものとす。

右約定の通無相違履行可致候、依て如件。

明治三十六年十月十六日 約定主 前 田 誠 節 ㊦

積 等 顧 ㊦

妙心寺住職 関 実 叢 殿

前約定の通、私共責任を帯び、必ず履行可致、依て保證仕候也。

日 吉 全 識 ㊦ 青 山 宗 完 ㊦

證 書

一 今般本山妙心寺と日本大菩提会前會長村田寂順等の間に貸借の契約成立に付ては、拙者等は借受人の保證人たるのみならず、万一期限内借受人より弁済の義務相果さざる節は、屹度拙者共より返済可致候事。

一 拙者共は前項の通り返済を為すべしと雖も、万一該義務難果場合には、別項抵當の物品は、本山妙心寺に於て御処分相成、貸出金に対し元利御取立相成候義、御勝手たるべき事。

一 抵當とすべき物品左の通。

京都市吉田町字神楽岡 所有人日吉全識

一 畑及山林合一万九千六百二十五坪

此見積価格金拾壹万九千六百円。

京都府花園外数ヶ所 所有人春光院及積等顧

一 田畑宅地及山林合式万七千五百円

此見積価格金式万七千五百円。

一 前田誠節所有物品及衣類等悉皆

此見積価格金式千円。

一 積等顧所有物品及衣類等悉皆

此見積価格金參千円。

一 春光院堂宇建物什具類

此見積価格

一 前項の抵當物品は目録を調製し、相當の手續を為し、證書差入可申事。

可申事。

右は本年十月十六日付差出候約定書に基き、履行可致為、念一札如是候也。

明治三十六年十月二十日 前 田 誠 節 ㊦

積 等 顧 ㊦

関 実 叢 殿

(次号)

調停成る (明治38年8月12日 第二一七号)

本派事変の端緒は昨年八月十九日、常置員会召集に始まり、年を経ること既に一年、月を重ぬること十二月、紛議騷擾の間に幾度か本山は悲惨なる窮境に浮沈せしを以て、末派寺院は皆齊しく其風雲の如何を氣遣へり。風雲は益々激荒して愈々本山は旋風の中に巻き込められたり。最早今日の状態に於ては、勢現下のサークルから逃れ出んとするも遁れ出る能はず。今後幾度か此サークルを輪転せざるを得ざる、悲哀なる位置に立てり。

更に詳言せば、現今本山が両銀行に対して、事を法廷に争ひつゝある事件之れなり。弁護士と言論は、最終の結果は本山の有利に帰するものなるを證言せりと。然れども此れ弁護士一個の自信力のみ。其勝敗の結果如何は、事実 に於て確言する能はず。畢竟ずるに、或茫漠たる予想に、弁護士 の保障の加はりたるものが根拠となりて、其勝敗を永き未来に争はざるを得ず。予輩は此事件が仮令一ヶ月でも、一日でも乃至一時間でも、永く繁続すれば其丈け本山の爲めに不利なるを信ず。而して其成否を事実 に於て予言する能はずと云ふに於ては、万一の僥倖を追求するに過ぎざるなり。不幸にして案に違ひ全然失態に終るとすれば、実に本山の汚名は言ふまでも無く、本派の爲め由々しき大事なりとす。

予輩の聞く所に依れば、去頃両銀行側に於ては、京都大学教授の法学博士数名を聘し、弁護士等を集めて、妙心寺事件未来決定書なるものを作製して、此を根拠となし、銀行の有る限り、妙心寺の存する限り、徹頭徹尾争闘することに決定せりと云ふ。其消息

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について (下)

は (前号二百十六号及本号) の妥協問題の経過に於て、如何に銀行側が強硬の態度を取しかを了知すれば、其真否を解するに難からず。利を視るに炯眼なる同業者は、何ぞ此問題を粗忽に解決して安ずるあらんや。将来に於て確信する所あるが故に、愈々強硬の態度を取りたるものなり。

本所役員及齋藤、古川の両交渉員は此間に折衝して、愈々今回妥協交渉成立するに至れり。諸師の蹇々匪躬の赤誠は、八月一日具體的に実現して、両銀行及片山より左記の和解契約なる者を取替はして、茲に妙心寺事件の一段落をつけるに至りたり。予輩は此局の一日も早く終結することを祝すると同時に、諸師の勞力に対し衷心より多大の感謝を表するものなり (五日稿す白峰生)。

和解契約書

妙心寺より前田誠節、積等顧に対する刑事事件に付帶し、株式会社第四十九銀行、株式会社京都銀行に対し提起したる公債證書請求に関する私訴事件は、左の条件を以て和解を為し、私訴を取下するものとす。

第一条 妙心寺は前記両銀行に対し、前田誠節、積等顧が妙心寺の債務と称し金拾万円を借入たる債務の担保として、前記両銀行が現に占有し居る公債證書取戻請求に関する全部の權利を抛棄し、株式会社第四十九銀行、株式会社京都銀行は、金参万式千円を妙心寺に相渡すべきものとす。

第二条 妙心寺は金参万式千円を前記両銀行より受取たる対価として、妙心寺が日本大菩提会に貸付けある債権中金参万式

千円、及び之に付帯する契約上の利息をも前記両銀行に譲渡し、其手続を為すべきものとす。但し妙心寺へ譲渡債権に付ては、債務者の資力を担保せざるものとす。

第三条 前記両銀行は妙心寺と第一条の契約を為したるを以て、金拾万円に対する契約上の利息は、凡て之を請求せざると同時に、妙心寺は前記両銀行の占有し居る諸公債に付属する全部の利札の返還を請求せず、且妙心寺は諸公債證書を両銀行に於て処分するに付き、必要な一切の書類を両銀行に相渡すべきものとす。

第四条 前記両銀行は妙心寺に対し金参万円を引渡すと同時に、妙心寺は大阪公訴院宛私訴取下、書諸公債処分に関する一切の書類譲渡債権を、前記両銀行に引渡すべきものとす。

但し右の手続は十日内に之を為すべきものとす。

右契約確実を表示する為め、本契約二通を作り双方一通を所持するものとす。

和解契約書

片山茂三郎、妙心寺間の左記金員貸借に関する和解契約を為すこと左の如し。

一金九千五百円也。

明治三十七年七月六日、公證人権井保親、役場第五千三百四十八号公正證書に依る債権者片山茂三郎より、妙心寺に対する貸金、

一金五千五百円也。

前同日同役場、第二万五千三百五十号公正證書に依る債権者、片山茂三郎より妙心寺に対する貸金、

一金五千円也。

明治三十七年八月二日前同役場、第二万五千四百二十号公正證書に依る債権者、片山茂三郎より（但株式会社第四十九銀行名義）妙心寺に対する貸金、

一金貳千円也。

前同役場、第二万五千四百二十一号公正證書に依る債権者、片山茂三郎より妙心寺に対する貸金、

前記四口の各債権総額金貳万貳千円に対し、妙心寺は金五千五百円、及日吉全識名義の京都市上京区吉田町字神楽岡九番地山林八畝二十七歩、同所山林二畝二十六歩、同所十七番地山林一町一反四歩、同所八番地畑三町二反七畝歩同所八番地の一畑五畝二十二歩、各生樹現存の俛、完全の所有権の弁済に充當して、総債権を消滅せしめ、片山茂三郎は四通の公正證書、及之は諸担保を物件の妙心寺に返還すべし。

當事者は前記の手続を、本契約書為取替の日より十日以内に為すべきものとす。

本契約書は二通を作製し、當事者各一通を所持するものとす。

本山妙心寺（明治38年12月12日 第二二二号）

本山妙心寺は十一月十五日、大橋銀行の強制執行に対し、異議の申請を提起したり。京都地方裁判所は之を受理して、本月二十日

に第一回口頭弁論を開く筈なり。因に記す弁護士は莊田、谷口の両氏なりといふ。先に濃尾有志者の総代として、交渉を試みんとしたりし委員諸師は、深く自己の責任を省み、本山今日の悲境に對して深く謝罪せざるべからず。

前田誠節積等願被告事件〔明治38年12月12日 第二二二号〕

去四月大阪控訴院へ控訴ありし以来、数回公判に際し、被告等の弁護士不出廷の爲め開廷に至らざるも、去る九月十八日、第一回公判傍聴には、本所より東海憲道、木宮恵満の両氏出廷。其後は関鉄堂、木宮恵満の両氏出廷せり。弥判決宣告は十二月十五日と確定せり。今公判中の模様を傍聴員より聞くに、概要左の如し。

▲九月十八日（第一回）前田誠節外四名事実調。▲十月二十日（第二回）同上証拠調。▲十一月十三日（第三回）同上證人五名召喚証拠調べ続行。▲十一月二十二日（第四回）同上口頭弁論。

茲に鈴木検事の論告に依れば、原判決第一より第七までの事実には、原判決大差なきなり。然るを管長が貸借の當時には承諾なきも、概括的に承諾ありと當法廷に於て前田は主張すれども、一も証拠とすべきなく、殊に手形振出の都度妙心寺有の公債を提供しあり。該公債は末寺より納入したる妙心寺の基本金なり。然るを妙心寺の爲でなく菩提会へ濫用するに、管長の位地として承諾する筈なく、妙心寺派会計第六十一条第三項に、寺班元金は議会の議決に基き之を保存すべしと規定しながら、管長自らが規定を無視し、無責任の行爲ある筈なし。其他各予審調書及各證言

に依り、管長承諾なきことは疑なし。尚本件に直接關係なきも妙心寺が菩提会へ流用したるに對し、小林管長が承諾したるや否やを監察するに、三十四年度に於て一も管長が承諾したりと認むべき證なく、唯三十五年に於て藤井嘉藏より金壹万円、大橋銀行より金壹万円、小林管長の自署は承諾せりと思ふ。其他は總て自俤に偽造せり。且つ金拾万円を京都、四十九、兩銀行より云々、花園学林吉田山を担保として金壹万五千元二番抵當として、金五千元と金貳千元を片山茂三郎より云々、金參千元を丹治直次郎より云々、等何れも偽造たるべき證據あり。就中金拾万円云々に對しては、三十七年八月二十一日、前田が積と同行し関管長へ口頭にて陳述したるを書面に認め、差出せる真実の自白なりと信ぜば、他の弁論を俟たずして、偽造したること明瞭なり云々と論告ありたりと。

大橋銀行に関する件〔明治38年12月12日 第二二二号〕

本誌第二百一十一号に報道せし如く、三十七年十二月十三日、濃尾有志大会議決に基き、該書中第六、七、八、の決議実行委員として、高林玄宝、角田澄訓の両氏本年一月、登山仲裁の勞を取り、覺書を差出し好果を結びたるやう思ひ、其後五月本派議會開會中、該仲裁件に関し多少紛擾ありたるも、高林議員が全責任を尽すとの明言に依り、古川委員より議會に向つて報告あり。是以双方鎮撫せるにも拘はらず、両氏は毫も責務を尽さず、高林議員は病氣の故を以て辞任せり。依て十月十五日、大橋銀行より本山に

対し突然強制執行せり。実に本派が再び汚点を印せらるゝに至りたるは、本派が自ら招くに非ず。濃尾代表たる仲裁両氏が責務を尽さざる所より、致す所なり。歎かは敷次第ならずや。併し本所は止むなく、異議申請を弁護士に托し、京都地方裁判所へ提供せり。好結果を得るならん。再び異議申請上に対し傍聴者の苦心甲斐ありて、控訴院公判の模様を参照せば、異議の有力なる事実を認むるに足る。

故村田寂順師〔明治38年12月12日 第二二二号〕

出雲松江に生れ、同国鰐淵山に登り、顕密の経を学び、同山松本坊に住す。維新の後、京都或は東京に往来し、時の名門知識に交り、頗る教界の益を為す後、妙法院門跡、又善光寺大勸進となり、権大教正に進み、後遂に大僧正天台座主に進む。明治二十二年、各宗協会の東京に設置せらるゝや、師専ら其事を幹し、大谷光尊等と謀画する所あり。三十三年釈尊の御遺形を暹羅国より奉迎するに當り、各宗派は師をして奉迎事務総理、日本大菩提会理事長に推選し、後遂に会長となる。各宗派等が挙て尽くし能はざるの責任を、同師は之を負ひ、世に轆軻の歎あらしむ御遺形の名古屋に移転せらるゝや、同師は究めて其不可を唱へ、強て京都に安置せんことを主張せり。然れども曹洞、真言、西山等多数の宗派委員は、名古屋有志員の買収せらるゝ所となり、師に反対す。師会長を罷む一方、御遺形奉安の事不如意の容たあり、三十八年春、仮に同会本部を京都に移し、妙法院を事務所とす。師推れて

又会長となり、是より先三十一年偶ま風患に罹り、起居不勝を感じず。加るに脳病常に冒す。明治三十八年十月二十八日午前、常行加持を修し了り、茵に居室に就き、復た言はず後、五時自寂す。齡六十有八、同月三十一。前五時密葬を行し、華山に於て茶毘に付す。十二月十日午前十時、妙法院に大葬典を挙行し、大仏境内墓地に封埋すと云ふ。

故妙法院門主の榮譽〔明治38年12月12日 第二二二号〕

妙法院門主村田寂順師の本葬式は、去る十日同寺に執行されたる由なるが、特別の思召を以て、香華料として金百円御下賜相成旨、主殿寮より同院に御沙汰ありたる由なるが、寺院又は無爵僧侶にして、畏くも香華料を賜はりたるは、今回を以て嚆矢となすといふ。

三月四日京都中外日報に掲げたる寄書の妄を并す〔明治39年

3月12日 第二二四号〕

一派統理の全権を帯びて、管長猊下躬ら嚮臨したまへる教務本所は、茲に寺院一般に告ぐ。

本派曩に眩古の大擾乱を惹起して、痛く社会の物議に触れしは、上国師の定中に、下一派寺院の信頼に対して恐懼措く能はざるところなり。然れども国に法度あり、一派に宗憲ありて、事の是非、甄別しがたきものは、皆悉く法文の規定に遵由せざるべからず。斯て法に親疎なく、快刀乱麻能く、以て一派の病根を裁剔す

るを得べし。惟ふに律令の勵行は、世尊在世の當時より、既に正法護持の最大要件として唱導せられしこと、遍く世人の知るところなり。嚮に前田誠節を法庭に致せしは、世法の犯人なればなり、彼既に最高法庭大審院に於て有罪の判決を受く。彼や宜しく法官の命ぜし罪科に甘じて、犯せる罪の賠をなすべきなり。吾派は茲に一度、前田事件の終結を觀るに至りしと雖も、尚彼前田に起因する大橋事件の解決を付けざるべからず。

抑も大橋事件たる、昨春既に解決を告ぐべかりしも、事を好むの徒、濃尾の間に起り、同地方寺院の宗盟に厚きを奇貨として、汎く有志の団体を組織し、仲裁を名として無謀の妥協を企図し、前役員に交渉して巧みに本嶠の公金を流用し、本嶠をして益々窮乏の域に陥らしめしは、其罪容易に宥すべからず。加旃殆ど解決を見んとせし大橋事件をして、一時放擲するの止むべからざるに至らしめ、次て昨冬の差押となり、又々異議の申請をなさざるべからざるに至らしめしは、罪科重々到底免るゝところにあらざるなり。若濃尾二、三の徒の無用の交渉なかりせば、前田事件と環連して既に已に終了せしものを、誠に遺憾の至なり。

宗盟厚き濃尾寺院は、宜しく既往に鑑みて将来を戒むべきなり。乃至一般寺院にありても、善く自己の本分を省み、其守るところを守りて、猥りに輕薄無謀の徒に雷同し、汚名を後昆に遺すか如き陋醜なからんことを期すべきなり。

凡そ国に賊あり、家に鼠あるは、有機物に黴菌あるが如きか。教家亦此數に漏れず、菩提を求めんと欲せば魔障あり、正法の弘通

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について(下)

を図らんと欲せば邪法の瀾漫あり、薰生ずるところに猶雜り、君子住するところ小人これを乱す。吾派一年有半の紛擾も一派の公選によりて役位各其職に就き、躬の不肖を顧みず、日夜勤勉の結果、宗政漸く其緒に着き、教綱之より振作せんとせし時期に際して、俄然天の一方に黒団々たる暗雲を見るに至れり。雨か晴か、夏雲の頓ては驟雨一過せざれば止まざるものか、果然三月、四月、京都中外日報紙上に一文の寄書現れたり。妙心寺派末派寺院に警告すと題して、頻に陋醜の文字を臚列し、教家にあるまじき、僂暴の語句を弄して、虚構孟浪の説を逞くし、現職員及び前職員を侮罵衷傷したり。而て末尾に『二十五教各区有志者某等』の署名あり。二十五教各区といへば一派全体を含むこと明なり、されば一区仮に一人の有志者ありとするも二十五名の徒党あるべき筈なり。こは勿論一時の虚構に過ぎざることは推知するに難からずと雖も、本派に關係なきものが斯る惡戯をなせしとも思はれざれば、本派の一隅に此種の不逞の徒輩潜在して、常に惡を好み善を妬みて反社会的行為を懼びつゝあること、亦推知するに難からざるなり。温良なる一派寺院住職は、此破壊的分子が那辺に潜在するかを仔細に視察して、決して其毒牙に懸らざらんことを警戒せざるべからず。當本所にありても、事苟も職責に関する事項に於ては、嚴密の調査をなすに怠らざるべし。中外日報紙上の寄書は、時恰も職員改選の際なるを以て、一部野心の徒か一派の人心を動揺せしめ、以て投票の趨勢を一転せしめんとする奸策よりなりしかとも推せらる。そは何れにしても、他人の名誉を顧みず、

猥りに罵詈雑言を放ちて自ら快とするが如きは、教家にあるまじき行為なり。

苟も本派の一寺住職たるものが、斯る虚構に惑はされざるは、本嶠の信じて疑はざるところなれども、曾參の母三度流言を耳にして、遂に墻を越へて走りしといふ故事もあれば、或は千に一人奸者の術中に陥りて、事実の真相を弁せず、徒に杞憂をなすもの無きを保せず。本嶠職員敢て必ずしも節義高潔の名に當らずといへども、常に其を期して日夜に其及はざらんことを懼るゝものなり。然るに職員を衷傷するに、最も人の厭悪するところの賄賂の二字を以てし、加ふるに奸佞寧悪無道不逞等の文字を以て、一派の公職を侮辱せしは、一派の体面上看過すべからざる行為なりとす。本嶠は其文字の陋醜なるだけ、それだけ多くの誤信者を出さんことを恐る。一派寺院、夫れ幸に公選職員の名譽に於て安んぜよ。

立憲治下の宗派は、綱目の神聖を保持して、綱目の許さざるころは、本派至上の師といへども、寸毫も犯すことを得ざるなり。此故に本嶠職員にして犯則の行為あらんか。末派寺院住職はそれを糾明するに途あり。何を苦んてか社会公衆に訴へ、或は陰に陥棄の策を回らす要あらんや。殊に取賄行為等は国法の禁ずるところなれば、仮に本派内に問罪の途杜絶されたりとするも、尚国家幾多の官衙法庭あるありて、能く其真偽曲直を糾明するを得べし。徒らに無根の流言を放ちて、宗務の進捗を妨害せんとする教界壯士の徒は問ふところにあらず、本派僧侶にして本嶠職員に寸毫の

疑念あらば、速に規定の手續を経て、事相の審議を遂ぐべし。之を心に疑ひて而かも言語に発せざるは、これ法情なり。本嶠は開祖国師照鑑の下にありて、一派の機務を総理する公共機関なれば、事苟も成規の手續を経たる上は、事の大小軽重に拘はらず公明正大に取扱ふべし。末派寺院それ此旨を体すべきなり。

明治三拾九年三月十二日

妙心寺派教務本所

仏骨の発見 (明治42年11月12日 第二六八号)

印度国ベナレス市
中央印度教大寺内

織 田 恵 秀

回想すれば約十二年前、當英領印度国北端ネパール国境に於て、大聖釈尊の靈灰を発見せられ、英政府の厚意を以て或仏教国に恵与せられ、其一部暹羅国を経て遂に我帝国に奉迎せり。現今名古屋市に安置せるもの、即ち是れなり。今や亦快報天の一角より来る。當英領印度西北端アフガニスタンとの国境附近ペシヤワラ市外に仏骨の発見是れなり。七月下旬在ボンベイ市大高敏之助君より、タイムス、ユブ、インデヤ紙上にて、仏骨発見の顛末を見せりとの快報に接し、是れを同室の畏友河口慧海師に話す。図らざりき其発掘主任官スプンナー博士は、師の年来の親友なりとは。茲に於て師は、博士に書を寄せ意見を提出せり、爾来印度諸新聞には、本件の記事時々掲載せられ、又セイロン島及ビルマ国の如き仏教国に於ては、為めに世論囂々たりと聞く。而して未だ政府の如何に決定せらる可きやの方針を聞かず、若し各仏教国に

分与せらるゝ時は、我帝国の仏者は如何にして是れを奉迎すべきか。若し印度国内に安置せらるゝ時は、或は方策を立し建議すべきやものなりや。是等の問題に對して、我帝国の僧侶諸師何等かの画策あらんこと切望に堪へざるなり。一は積尊に對する敬意なり。一は政府に對する義務なり。若し我が僧侶諸師が一度仏陀伽耶、鹿野苑、仏誕生地（ネパール国内ルンビニー）等の現状如何を想到せられなば、実に寒心に堪へざるものあらん。乞ふ、同心協力、各宗一致、以て仏恩に報ずる一大計画あらん事を。左に往復書翰及新聞を抄訳して、各位の電覽に供す。

○書翰の 一

拜啓 久敷しき間、一書拝呈せんと思ひつゝ、遂に今日に及び候段、慚恥の至に存候。貴官は定めて御健勝の御事に存じ奉敬賀候。小柄に幸に健在に過ごし居申候。而して小柄は一書生として勉強に専心従事致居候。故に各長友に對して失礼とは思ひながら。久敷御無音の条不悪御高察願上候。

近頃友人の通信に依りて、貴官はペシヤワラ附近に於て仏骨を御発見なされし趣、タイムス、ヲブ、インデヤ紙上に顕れし由承知仕候。就ては御差支なき限りは、御発見の詳細及仏骨保存の方針御開示あらんことを懇望の至りに存候。吾人仏者は、若し今回の靈骨が宗教的崇敬の神聖なる礼拝物にあらずして、単に古物として博物館内に陳列さるゝに於ては、遺憾恐惶の至りに存候。茲に於て貴官の御高見を拝聴致度きは、如何に御処分相成る可きものやの点に御座候。若し仮令へば日本の如き暹羅の如き仏教国

に御贈与に相成候へば、仏徒は靈骨に對して敬虔以て奉仕するのみならず、貴政府に對して大に感謝の意を表する事に存候。前東福寺派執事、現名古屋市木ヶ崎長母寺住職、織田恵秀師近頃來印せられ、同居致居候。師に於ても仏骨に對して尊崇の念を奉せらるゝのみならず、若し恵与さるゝに於ては、大に歡喜欽慎、以て奉仕を尽くさるゝ事に候。

冀ふ所は、御発見の詳細及靈骨は、如何に御処分相成る可きや拝承仕度存候。然る上は、我が同胞仏教に報導可任事に候。實に一統の者は、大愉快を以て其報導を迎へる次第に有之候。先は御発見の勞を拝謝、旁々右御依頼迄。 早々敬具

七月二十八日

河口 慧海

博士デ、ビ、スプリンナー殿

○書翰の 二

拜復 去る七月二十八日の貴翰、ペシヤワラより當シムラに廻送せられ、感謝を以て謹読仕候。

タイムス、ヲブ、インデヤ紙上に於て御一読相成候事實は、全然正確なる事に御座候。今回発見せし靈骨は迦膩色迦王 (Kanshika) の安置なされし仏骨たる事に於ては、總ての疑問を挿む余地之れなく、実に積尊の遺骨たるは信するに余ありと可申事に候。迦膩色迦王親ら、印度の古代式に依て最も宏大なる、最も壯麗なる、卒塔婆 Stupa を建設し、其中心の神聖なる内陣に奉安せられたる其塔は、実に動かす可らざる證拠に候。特に玄奘三蔵は西域記に瞿曇仏陀の靈骨に相違なきを記するに於てをや

に候。仏骨たるや否に付きては、合理的の疑は一も無之、真正たるものに候。小生に於ては、今日まで印度に於て発見せられたる中に於て、今回の発見を以て最も信ず可きものと断言するに躊躇せざる所に候。

印度政府は今回発見の仏骨を、如何に処理可致やは、小生承知不仕事に候。左れど其靈骨が博物館に骨董品と同じく陳列なさるゝ如きことは、毛頭是れなしと信じ申候。是の点に於て當古物調査局に於ては、貴下と同意見に御座候。私かに小生の想像する所は、政府は多分各仏教国に分与せらるゝ事と存申候。乍然當問題は如何相成る可きや、未だ確定不仕候。

尊師方在留の一友人織田師は、靈骨を奉仕せんとの御申出では厚志の事に存候。當問題は印度總督閣下に於て決せらる可きものに有之候。或は恐らくは英国皇帝陛下に於て、御親裁に相成る可きやも難計候。

若し今回の発見に関する詳細なる事知らんとの御希望なれば、七月二十六日のパイオニア (Pioneer) 新聞御一読可有之様申進候。元より政府へ小生の報告書印刷出来次第、一部御覧に可供候。是の新聞と報告書とに依りて、今回発見に関する文章を作製し、日本へ御通信相成候へば宜敷かと存申候。在印度日本総領事館の平田氏も、日本の某月刊雑誌に発見の報告を為さるゝやに承知致居候。

他はヘナレス市に於る学業の、自得成功あらんことを切望の至に御座候。誠惶敬具

八月七日

河口慧海師宛下。侍右

○書翰の三

再啓 早速御返信に接し、御発見の仏骨は今日まで発見に相成候もの、内に於て最も確實なる趣拝承仕り、特に歡喜の情に不堪。此の如き高尚なる有益の御発見、被成下候。貴官並に貴政府に対して、謹みて感謝の微衷を表し奉候。

織田師に於ても、貴古物調査官及英領印度政府が格別の厚志を以て、大聖釈尊の靈骨を御取扱ひ被成下候事を、深く赤誠より拝謝を申居られ候。世界の仏徒は総て感泣の情に打たれ居ること、信申候。

偕て小衲は今回の御靈骨に対して、一処理案を貴官を経て政府に捧呈仕度候。元より日本、支那、西藏、暹羅、緬甸、錫蘭等の諸仏国に分与せらるゝに於ては、滿腔の熱情を歓迎するは申すまでも無之事に存候。左りとして若し仏骨を各仏教国に御分与さるゝに於ては、當印度国の為めに一大損亡と被存候。印度史上に光彩を發揮せるもの、關係遺物をして、他国に輾転せしむる如きあらば、或は将来の一大恨事の原因かと存申候。今仏骨も其一例と存候。設令印度国内に現今仏教は存在致さず候とも、古來慈悲或は仁愛の教祖なりと信ぜらるゝ、大聖釈尊の靈骨を他国に分与贈遣せらるゝは、如何なる事情の存するにもせよ、印度人は好まざること、存候。後日印度人が仏教の教理を識別、或は釈尊の伝記を熟知する時節到来せば、分与されし仏骨に対して、大に痛恨を感

ずる事と信申候。

迦膩色迦 (Kani-shika) 大帝は宗教的敬虔と信仰とを以て大卒塔

婆 (Stupa) 中

に仏骨を奉安為

され候。其當時

二千年後の今日

に、其仏骨は発

掘され、且之他

国へ送遣さるゝ

如きは、夢想だ

もなかりし事と

存候。若し皇帝

の在すあらば、

必ずや再び母国

内に奉安せん事

を御希望為さる

や、一点の疑ひ

なき事と存候。

此の如き貴重な

る靈宝に對して

は、沈思熟慮以

て一処理案を捧呈するは、適當なる所行と信じ申候。

上來陳述仕候理由、及英政府は當印度国の為めに、常に物質上并

に精神上の進歩繁栄を画策為され候令声の下に於て、小柄は今回
御発見に相成候仏骨は、発見相成候其の眞の場所に於て適當なる

堂宇を建築し、其

内に奉安されん事

切望して止まざる

次第に御座候。

かく被成下候に於

ては、如何に感じ

易き印度人に致候

ても、此の靈骨に

對しても、又政府

に對しても、不平

或は痛恨哀惜等の

情を抱く事は毛頭

生ぜざる事と被察

候。

若し仏骨御分与に

相成候暁は、我日

本帝国民は元より

歓迎奉仕するは疑

を存せざる所に

候。左れど今回御発見の靈骨は御発掘なされし眞の其場所に再び
奉安されんことの一方案を小柄が提供せしと聞かば、必ずや是の



美濃掛斐町東光寺忠魂碑

(本誌先月号記事参照)

(碑文) 三十七八年役之起哉、我紹隆禪師亦召而在軍、于旅順、于奉天戰幾十回、具嘗艱苦、目擊実境、感慨不能措、心窃憐戰病死人馬冥福、後特叙殊勲、泣謝已之幸榮而悼忠魂義魄也切矣、乃孤身飄然芒鞋竹杖巡拜西国而袖靈場之石帰其他沐浴薰香一字一石謹写法華經、莊嚴報地、所以師之為師寔存此矣、將建碑也、有管長懇命登本嶮從育英之業、敵師春邦和尚測度師之哀情、提老軀東奔西馳、遂建碑之事成矣、此親而有此子、此子而有此親者乎、記伝後世焉、明治四十一年九月、播磨、雲門弘道謹誌、駿河臨濟、清隱敬書

説を嘉納し、太白を陳べて賛成する事と信申候。加ふるに其他の仏教国民に致し候ても、皆々大恩教主の御遺骨は、神聖なる地内に再安置を希望するならんと存候。貴官に於て此の発掘原地に再安置説を適當なる一案と御考へ相成候節は、乍憚貴官より貴政府へ御伝達あらんこと奉希上候。

右要用まで。 敬具

八月二十六日

河口慧海

博士、スプリンナー殿

○書翰の四

附言 前書の廻答、及河口師近著、英文西藏旅行談、

進呈に対する礼状を兼ねたるもの

再復 貴著西藏旅行談(英文、原名 Three Years in Tibet) 一部御惠贈被成下候。御厚志難有甘受仕候。且又非常なる興味を以て拝読仕候。ベサント夫人が猥下に強求して、出版せざるの止むを得ざるに到らしめられたるは、実に當を得たる所業と相信申候。猥下御提出の仏骨処分案は、小官より直に古物調査局総長官へ伝達仕り、総長官より印度政府へ提出に相成申候。而して小官は未だ如何なる決定に相成候やは存不申候。小官一己としては、若し現今の如く、印度人民が非常なる熱心を以て、今回の発掘されたる仏骨は、是非印度国内に奉安あらん事を希望致居候に不拘、他国へ分与贈遣せらるゝ事あらば、一大喫驚可仕事と存居申候。

先は猥下の健康と勉学上の愉快とを祈り、併せて再び趣味深き書

籍の御贈与御礼申上候。 不具

九月十六日

ビー、スプリンナー

河口慧海師猥下

右印度の諸新聞紙上に顕れたるもの。